

令和 6 年

6 月熊取町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 12 日開会

令和 6 年 6 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

令和6年6月定例会会議録目次

(6月12日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	2
1. 報告第1号 令和5年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 令和5年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	4
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
1. 渡辺豊子議員	9
1) 軟骨伝導イヤホンの導入について	
①庁舎窓口で耳が聞こえづらい住民さんに対する対応について	
②軟骨伝導イヤホンの導入について	
2) 健康づくりの推進と介護予防について	
①「熊取ピンピン元気！ポイントアップ事業」を見直した理由について	
②府の健康アプリ「アスマイル」の町内登録者数と利用状況について	
③スマホアプリを活用した健康・介護予防ポイント事業の導入について	
3) 地域共生社会の実現について	
①「いきいきくまとり高齢者計画2024」で地域支え合い体制の整備としてボランティア等の担い手の育成と社会参加の仕組みづくりとともに、ボランティアポイントの導入を検討するとあるがその検討内容について	
②スマホアプリを活用したボランティアポイントの導入について	
4) 学童保育所のトイレの洋式化について	
①子ども子育て支援交付金が放課後児童クラブの設備の更新に活用でき、前向きに進めるとの答弁に対する現在の進捗状況について	
2. 多和本英一議員	20
1) 本町の在宅介護「訪問介護サービス」について	
①令和5年度訪問介護サービス（要支援1～要介護5）介護度の利用人数について	
②令和5年度、住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅などでの訪問介護サービスの利用人数について	
③本町の訪問介護サービス事業者数について	
④住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などに併設の訪問介護サービス事業者数について	
⑤本町が実施する生活援助サービス従事者研修を受け、就業に繋がる実績について	
⑥訪問介護サービスの今後の課題について	
2) 学童保育について	
①施設許容人数を超える入所申請のあった東学童の現状と課題について	

3. 長田健太郎議員	31
1) 役場のデジタル化について	
①マイナンバーカードについて	
(1)交付枚数・保有枚数率について	
(2)取得を推進する活動について	
②公式ラインアカウントについて	
(1)登録者数の推移について	
(2)機能の拡大について	
③DX推進について	
(1)令和5年度の成果について	
(2)推進するにあたっての問題点と課題について	
(3)「行かなくてよい窓口」について	
2) 学校教育について	
①「小1の壁」への対応について	
②学校給食場の改修方針について	
3) 2025大阪・関西万博について	
①子どもを無料招待する大阪府の事業について	
②万博の機運醸成について	
4. 坂上昌史議員	41
1) マイナ保険証への移行について	
①期限になってもマイナンバーを持っていない方はどうなるのか。また、そ の方への対応策の期限について	
②マイナ保険証を持っているが暗証番号を忘れた場合の対応について	
③マイナ保険証のスムーズな移行のための対応について	
2) 民間英語試験の補助について	
①民間英語試験の補助の検討状況について	
3) 本町の施設保有量について	
①キターネホールがオープンし、保有施設は増えているが施設の削減計画の 検討状況について	
5. 文野慎治議員	45
1) 学校部活動の地域連携・地域移行について	
①取組への考え方（運動部・文化部）とその現状について	
②タイムスケジュールについて	
③熊取町にふさわしい部活動の地域移行について	
2) 大阪・関西万博への子ども招待事業について	
①熊取町は各学校の意見集約を行っているのかについて	
②熊取町の子どもの安全面からこの事業に参加しないことを決断すべきと思 うが町長の見解について	
6. 坂上巳生男議員	55
1) 学童保育の運営状況について	
①今年4月時点の入所の状況と各学童保育所ごとの入所児童数、受け入れ体 制について	
②新たな施設整備の検討について	
③職員（支援員）の採用について、行政としての支援必要性に対する考え方 について	

- 2) 高齢者世帯の増加に対する対策（「いきいき熊取高齢者計画2024」の記載内容に関連して）
- ①見守りアンケートを6年に1回実施しているがその活用方法について
 - ②地域包括支援センターの機能強化について検討が必要だと「計画」の中にあつたが「機能強化」とは、具体的にはどのようなことかについて
 - ③「ふれあい元気教室」の利用を広げる工夫について

（6月13日）

出席議員	67
議事日程	67
一般質問（続き）	68
1. 田中圭介議員	68
1) 公立小中学校について	
①今後の児童・生徒の減少を見据え、統廃合等を含めた本町の考え方について	
②学校給食に「オーガニック給食」の導入について	
2) 町民表彰について	
①町民荣誉賞、町民文化賞、町民スポーツ賞以外の表彰の創設について	
3) ブルーベリー農園について	
①当初、観光農園を作ろうとしたきっかけとなぜ「ブルーベリー」を選んだのかについて	
②今後の事業運営について	
③R2～5年度約267万円の売上げの純利益について	
④14事業者にR6年度ブルーベリーの見込み提供数量の集計、連絡などどこが実施したのかについて	
⑤今後、修正動議を出した第3農園拡張、選果場などを予算化し仮に可決されたとする、その後NPO法人が自走すると言っているが、どのような計画を立てているのかについて	
2. 二見裕子議員	79
1) 子育て・教育について	
①教育支援センターが5月から開所されたが現在の状況について	
②不登校児童生徒の健康診断はどのように実施しているのかについて	
③保育所等で要支援児童及びその保護者等への適切な対応を図るため、専門性を活かした相談支援などの業務を行う「地域連携推進員の配置」について	
2) まちづくりについて	
①空き家率について	
②町として、空き家の抑制に繋がる施策の取り組みとその成果について	
③今後、空き家対策としてどのような事に取り組むのかについて	
④空き家を転入定住促進として活用するため、新婚新生活支援事業補助金の活用と空き家を賃貸として活用できるように所有者へのリフォーム補助金の導入について	
3. 大林隆昭議員	92
1) 地域公共交通利用促進と通学バス定期補助事業について	
①地域公共交通利用促進と通学のためにバスを利用している学生のためのバ	

- ス定期補助金事業の導入について
- 2) 大阪府と共同作成した中長期シミュレーションについて
 - ①シミュレーション結果をどう考えているのかについて
 - ②シミュレーション結果を町民に報告しない理由について
 - ③第4次行財政構造改革プランへの影響と今後の修正予定について
 - ④新たな財源の確保として、都市計画税など考えているのかについて
4. 石井一彰議員 98
- 1) ポリファーマシー（多剤服用）等について
 - ①ポリファーマシー（多剤服用）について
 - ②ポリファーマシーにより起こしやすくなる薬害有害事象について
 - ③ポリファーマシーから生じる「処方カスケード」について
 - ④認知症の人に起こる「処方カスケード」について
 - ⑤特定健診における高血圧での受診勧奨と判定する基準が変更になった事の住民への周知と今後の対応について
 - ⑥ポリファーマシーの危険性の住民への周知について
 - 2) 男性高齢単身世帯について
 - ①本町の世帯総数に占める65歳以上の男性単身世帯の割合（現時点と30年後）について
 - ②現在実施しているフレイル予防のプログラムへの高齢男性の参加者比率について
 - ③高齢の男性に特化したプログラムの作成予定について
 - 3) 独居、認知症の方向けの介護サービスの充実について
 - ①「いきいき熊取高齢者計画2024」の居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）のアンケート結果で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「認知症対応型通所介護」、「短期入所生活介護」のサービスの整備の必要性、充実を求められていることについて
 - 4) 先進教育プログラム「国際バカロレア」について
 - ①国際バカロレアについて
 - ②本町が認定を取りに行く予定について
 - 5) 中学校の部活動の状況について
 - ①部員不足にて廃止等になった部活動の有無について
 - ②部活動の地域移行の進捗状況について
 - ③部活動指導員への府の補助金の内示額（補助率）の減に対する町の対応について
5. 江川慶子議員 109
- 1) 大阪・関西万博の子ども無料招待について
 - ①学校の意見と教育委員会の考えについて
 - ②不安の声（希望日・来場手段・災害時の避難経路など）に対する教育委員会の対応について
 - ③2回目の無料招待を町が予定している件について決定した経過と対応について
 - 2) 町の将来像について
 - ①大阪府議会で、3月22日に可決した「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」について町が受ける影響について
 - 3) 健康保険証からマイナ保険証への移行について。また保険料の増額について

- ①医療がうけられない方が発生しないための対策について
- ②子ども子育て支援金として医療保険料から支援納付金を集め、児童手当の財源にすることは住民にとって負担増となるが所得による負担割合と対象者への周知方法について

提案理由説明

議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上3件一括付議 …………… 120

質 疑 …………… 120

採 決 …………… 120

提案理由説明

議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議 …………… 121

質 疑 …………… 122

事業厚生常任委員会付託 …………… 122

提案理由説明

議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事） …… 122

質 疑 …………… 123

総務文教常任委員会付託 …………… 123

提案理由説明

議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について …………… 123

質 疑 …………… 124

総務文教常任委員会付託 …………… 124

提案理由説明

議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区） …………… 124

質 疑 …………… 125

事業厚生常任委員会付託 …………… 125

提案理由説明

議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号） …………… 125

質 疑 …………… 128

総務文教常任委員会付託 …………… 128

提案理由説明

議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） …………… 128

質 疑 …………… 129

事業厚生常任委員会付託 …………… 129

（6月27日）

出席議員 …………… 131

議事日程 …………… 131

委員会報告 …………… 132

議会運営委員会報告 …………… 132

議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について、議案第

42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）、以上3件一括付議	132
総務文教常任委員会委員長報告	132
質 疑	133
討 論	133
採 決	133
議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件一括付議	134
事業厚生常任委員会委員長報告	135
質 疑	135
採 決	135
提案理由説明	
議案第44号 訴えの提起について、議案第45号 訴えの提起について、以上2件一括付議	136
質 疑	138
討 論	139
採 決	141
提案理由説明	
議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	142
質 疑	143
採 決	143
提案理由説明	
議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書、議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書、議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書、以上3件一括付議	143
質 疑	146
採 決	146
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	147

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和6年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和6年6月12日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長	田中 耕二
総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部統括理事	松浪 敬一
総 務 部 長	永橋 広幸	住 民 部 長	木村 直義
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	野原 孝美
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	阪上 正順
都 市 整 備 部 長	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長	根来 雅美	教 育 次 長	巖根 晃哉
教育委員会事務局	坂上 佳行	教育委員会事務局理事	三原 順
統 括 理 事			

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	東野 秀毅	書	記	阪上 高寛
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）

議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）

議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。令和6年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます、開会

の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(河合弘樹君) なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和6年第1回臨時会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和6年4月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和6年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今月2日より各小学校区を単位として、町民の皆様を対象としたタウンミーティングを実施しております。住民の皆様には町施策の現状や新たな取組を報告することで、町政への理解をより深めていただき、そして皆様からいただきましたご意見などを念頭に置きながら、今後もよりよいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

では、本定例会にご提案申し上げますが、人権擁護委員候補者の推薦が3件、条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか1件、契約の締結につきましては、工事請負契約の締結について(熊取町役場本館受変電設備改修工事)ほか1件、ため池等整備事業計画概要の策定についての議案のほか、補正予算につきましては、令和6年度熊取町一般会計補正予算(第2号)ほか1件でございます。一般会計補正予算(第2号)につきましては、町政をお預かりして3回目の肉づけ予算となります。非常に厳しい財政状況下において行財政改革のリスタートを切る重要な年度であります。 「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現に向け、限られた財源の中、より重点化すべき施策を見極めた上で、補正予算として提案させていただいております。

主な内容といたしましては、学校給食無償化に係る経費、小学校屋内運動場空調設備整備工事に係る関連経費、児童手当の制度改正による対象者拡大等に係る経費などがございます。詳細は議案にて説明申し上げます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長(河合弘樹君) 次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和5年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件及び報告第2号 令和5年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての件を報告願います。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 令和5年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和5年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

令和5年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は14件ございます。

最初に、款 総務費、項 総務管理費の電子計算システム整備事業でございます。マイナンバーカード関連の住民基本台帳システムの改修経費でございますが、年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて752万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の752万1,000円となり、財源につきましては、国庫補助金752万円を未収入特定財源とし、残り1,000円が一般財源でございます。

次に、款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業でございます。マイナンバーカード関連の戸籍附票システムの改修経費でございますが、年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて643万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の643万5,000円となり、財源につきましては、全額が国庫補助金の未収入特定財源でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の老人福祉センター維持管理事業でございます。老人福祉センター改修工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、9月補正予算にて1億1,500万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億1,500万円となり、財源につきましては、公共施設整備基金からの繰入れ3,500万円を既収入特定財源とし、国庫補助金と町債の合計6,296万1,000円を未収入特定財源とし、残り1,703万9,000円が一般財源でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業でございます。地方創生臨時交付金を活用して住民税非課税世帯に対して給付事業を実施するものですが、年度内に全ての給付を完了することが困難なため、12月追加補正予算にて3億5,646万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は4,621万325円となり、財源につきましては、全額が国庫補助金の未収入特定財源でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業（給付金・定額減税一体支援分）でございます。地方創生臨時交付金を活用して住民税均等割のみ課税世帯に対して給付事業を実施するものですが、年度内に全ての給付を完了することが困難なため、3月追加補正予算にて1億4,476万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億4,476万8,000円となり、財源につきましては、全額が国庫補助金の未収入特定財源でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。新型コロナウイルスの特例臨時接種が令和6年3月末で終了いたしました。令和6年度においても残務処理対応が必要となることから、3月補正予算にて298万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の298万6,000円となり、財源につきましては、全額が国庫補助金の未収入特定財源でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費のため池整備事業でございます。五門濁池水路整備工事について年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて915万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の915万2,000円となり、財源につきましては、全額が一般財源でございます。

次に、款 商工費、項 商工費の地域振興券事業でございます。振興券の使用可能期間を年度を

越えて設定することから、12月追加補正予算にて2億3,565万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2億2,007万5,204円となり、財源につきましては、ふるさと応援基金からの繰入れ1億4,224万4,245円の既収入特定財源と国庫補助金7,783万959円の未収入特定財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の平見橋橋梁修繕事業でございます。国の令和5年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて400万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の400万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計200万円を未収入特定財源とし、残り200万円が一般財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の熊取駅東西自由通路点検事業でございます。こちらも国の令和5年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて780万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の780万円となり、財源につきましては、国庫補助金407万円を未収入特定財源とし、残り373万円が一般財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の道路照明灯修繕事業でございます。こちらも国の令和5年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて1,540万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,540万円となり、財源につきましては、国庫補助金575万円を未収入特定財源とし、残り965万円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 保健体育費の総合体育館非構造部材耐震化等事業でございます。実施設計業務について年度内に完了することが困難であるため、12月補正予算にて3,188万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,188万2,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計2,352万7,000円を未収入特定財源とし、残り835万5,000円が一般財源でございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業でございます。大池水路災害復旧事業において年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて596万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の596万9,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計522万5,000円を未収入特定財源とし、残り74万4,000円が一般財源でございます。

次に、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業でございます。普通河川和田川災害復旧事業において年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて1,370万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1,068万3,000円となり、財源につきましては、国庫負担金と町債の合計472万2,000円を未収入特定財源とし、残り596万1,000円が一般財源でございます。

続きまして、報告第2号 令和5年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

令和5年度熊取町一般会計予算のうち、次の予算について地方自治法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

2 ページをご覧ください。

款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業ですが、支出負担行為額が737万円で、うち支出未済額も737万円となり、同額の737万円を翌年度に繰り越すものでございます。財源につきましては全額が一般財源でございます。繰越理由といたしましては、準用河川見出川災害復旧工事においてブロック積基礎掘削時に発生した湧水が工事の支障となり、対策に時間を要することとなったことから、仮設進入路の撤去工など附帯工事の年度内完了が見込めないためでございます。

以上で、第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和5事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和6事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まずは、令和5事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

まずは7ページをお開きください。

令和5事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要をご覧ください。

土地の取得及び処分については、本事業年度ではありませんでした。

2の財政状況をご覧ください。

収益的収入は12万5,958円、収益的支出は9万4,400円、収支差引き3万1,558円となり、資本的収入は6,375円、資本的支出は6,375円、収支差引きゼロ円です。

令和5事業年度末資産合計は6億5,812万7,455円、公有用地は7,225.86平方メートルで、帳簿価額6億3,857万2,227円となります。また、当期純利益は下から3行目に記載しております3万1,558円となっております。

今後とも事業実施に当たっては、必要な公共用地の先行取得及び保有物件の適正な運営管理を行い、公共事業の推進に寄与してまいります。

8ページをご覧ください。

事業実績でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、令和5事業年度におきましては、土地の取得及び処分はありませんでしたので、利子のみとなっております。

4ページへお戻りください。

令和5事業年度決算報告書でございます。

説明については、後ほど9ページ以降の明細書にてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1年間の営業成績を明らかにするために、費用と収益を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。左側の費用の部、3、当期純利益3万1,558円となっております。

次に、貸借対照表でございます。

令和6年3月31日時点の財政状況を表しています。

まず資産の部、1、流動資産ですが、（1）現金及び預金1,955万5,228円、2、公有用地6億3,857万2,227円となり、資産合計6億5,812万7,455円となっております。

次に、負債の部、1、固定負債、（1）借入金6億3,764万629円。

次に、資本の部、1、資本金（1）基本財産500万円、2、準備金、（1）前期繰越準備金1,545万5,268円、（2）当期純利益3万1,558円となり、資本合計2,048万6,826円となっており、負債・資本合計は6億5,812万7,455円となり、資産合計と同額となります。

6ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和5事業年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものです。

I点目の事業活動では3万1,558円のプラス、II点目の財務活動では増減なしとなっております。その結果、V、期末残高が1,955万5,228円となりました。なお、この金額は5ページの貸借対照表の現金及び預金でお示した金額と一致してございます。

次に、9ページをご覧ください。

令和5事業年度収益的収支明細書でございます。

1、収益的収入ですが、款 事業外収益、項 受取利息368円は預金利息でございます。

次の項 雑収益、目 土地使用料12万5,590円は、電柱や太陽光発電設備の敷地使用料でございます。これらにより収益的収入合計12万5,958円となっております。

10ページをご覧ください。

2、収益的支出ですが、款 一般管理費9万4,400円は、法人府民税、法人町民税及び固定資産税でございます。これにより収益的支出合計9万4,400円となっております。

11ページをご覧ください。

令和5事業年度資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入ですが、款 資本的収入、項 借入金6,375円、各事業用地に係る利子の支払い分に充てるための熊取町からの借入金でございます。これにより資本的収入合計6,375円となっております。

12ページをご覧ください。

資本的支出でございます。

款 資本的支出項、項 公有地取得事業費6,375円は、各事業用地に係る借入金利子でございます。これにより資本的支出合計6,375円となっております。

13ページをご覧ください。

財産目録でございます。

先ほど5ページで説明いたしました貸借対照表左側の資産の明細でございます。

14ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

先ほど5ページで説明いたしました貸借対照表右側上段の負債の明細でございます。財産目録と併せ後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和5事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和6年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、監事からご意見をいただいております。

以上で、令和5事業年度熊取町土地開発公社の決算について説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、令和6事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

15ページをお開きください。

第1条、総則でございます。

令和6事業年度熊取町土地開発公社予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、収入合計12万6,000円、内訳として第1款 事業収益ゼロ円、第2款 事業外収益12万6,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

支出合計12万6,000円、内訳として第1款 事業原価ゼロ円、第2款 一般管理費12万6,000円としてございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、収入合計7,000円、内訳として第1款 資本的収入7,000円でございます。

次に、支出の部でございます。

支出合計7,000円、内訳として第1款 資本的支出7,000円としてございます。

16ページをご覧ください。

第4条、借入金の限度額は7,000円と定めるものでございます。

17ページをご覧ください。

令和6事業年度予定貸借対照表でございます。

財務状況を明らかにするため、令和7年3月31日時点で保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。資産合計6億5,810万2,897円となり、負債及び資本合計と同額となります。

18ページをご覧ください。

令和5事業年度予定貸借対照表でございます。

令和5事業年度1年間の営業成績を明らかにするため、費用と収益を記載し純損益などを表示した報告書でございます。

次に、令和5事業年度予定貸借対照表でございます。

令和6年3月31日での財政状況を表しています。なお、これらの財務諸表は、令和6事業年度予算及び令和5事業年度予算に基づき作成したものでございます。後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

19ページをご覧ください。

令和6事業年度事業計画書及び資金計画書を記載してございます。

説明については20ページ以降の予算説明書にて説明いたしますので、20ページをご覧ください。

令和6事業年度予算説明書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入の第1款 受取利息1,000円は預金利息であり、第2項 雑収益、目 土地使用料12万5,000円は、電柱や太陽光発電設備の敷地使用料であります。これらにより収入合計12万6,000円となっております。

次に、収益的支出、目 一般管理費、節 旅費8,000円、需用費1万9,000円、役務費4,000円、公課費9万5,000円であり、これらにより支出合計12万6,000円となっております。

21ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の節 借入金7,000円は、既取得用地に係る利子の借入金で、これにより収入合計7,000円となっております。

次に、資本的支出、節 償還金、利子及び割引料7,000円は既取得用地に係る借入金の利子で、これにより支出合計7,000円となっております。

以上、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告3件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）事故繰越しのところの2ページのところをもう少し詳しく教えていただきたいんですが、見出川のところのブロック積基礎掘削時のときに発生した湧き水等ということですが、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）こちらの事故繰の案件につきましては、令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災したところでございます。その復旧工事ということで発注して工事のほう進めてまいりましたが、基礎ブロックを掘削する際に川の中を掘るところで、掘ってもどうしても湧き水、湧き水がどんどん出てくるということで、なかなかブロック基礎の施工というのができない状況でございました。それに対応するべき方法等を検討したところでちょっと時間を要し、結果、事故繰越しとなったものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）一応それで湧き水は収まったということで、ちゃんと工事は施工できるという見込みなんですかね。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それに対応のほうをしまいりまして、工事のほうはもう既に終わってございます。復旧のブロック積みのほうも完成してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

その分につきましては、国の災害対策費を使えなくて、この分に町単独事業というふうに仮設進入路の撤去工ということで附帯工事になっているということなんですけど、この分についても国の災害対策費を充当できないのですか。その辺の確認をお願いします。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）おっしゃられるとおり、主要構造物がブロック積みになりまして、そちらのほうは何とか3月末で仕上げまして、国費対象のほうになりました。ただ、先ほどの事故線理由でもありましたように、3月末の完成ができなかったというところで、一部どうしても単独費でやらざるを得ないというところが出てきたものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

国の災害対策費には期限があってというところで理解させてもらってよろしいですか。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席2番 多和本英一議員、議席3番 長田健太郎議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月6日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和6年6月熊取町議会定例会の運営について審議をいたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月12日から6月27日までの16日間といたします。

本会議の日程であります、本日6月12日、13日、14日及び27日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、事業厚生常任委員会を6月20日に、総務文教常任委員会を6月21日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を6月20日に、都市計画道路建設促進特別委員会を同じく6月20日に、議員全員協議会を6月21日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第34号から日程第6 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月12日から6月27日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）おはようございます。

議員歴は長いんですけども、一般質問でトップバッターをするのは何かあまり記憶がなくて、今日はわくわくドキドキしております。緊張しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず1項目めは、軟骨伝導イヤホンの導入についてです。

1点目、見えづらさに対しては公共の場において老眼鏡や拡大鏡の配慮等があります。耳が聞こえづらい住民に対して、役場窓口ではどのような対応をされておられるのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、軟骨伝導イヤホンの導入に関するご質問の1点目、庁舎窓口で耳が聞こえづらい住民に対してどのような対応をされているかについてご答弁いたします。

庁舎窓口において、耳が聞こえづらい住民の方が来庁された場合には、主に大きな声でお話しさせていただき、会話の速度を落としてゆっくり話す、場合によっては筆談などを行うなどの対応をさせていただいております。また、手話の必要な住民の方には、障がい福祉課に手話通訳者が勤務しておりますので、各課の窓口に同行し対応させていただいております。

なお、ふれあいセンターにおきましては、1階に音声を文字に変換し、カウンター上に置いたボードに表示するAI音声システム機器を令和5年度より設置し、対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

まず大きな声、そしてゆっくり話す、そして場合によっては筆談、そして手話のできる方には手話ということで対応されているということなのですが、耳マークというのがありまして、筆談するに際しましては、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が考案した耳マークなんですけれども、筆談してほしいというのは住民からはなかなか言いにくくて、そういうマークがあればこれをお願いしますということでお願いできるかなということになっておりまして、そういったものがあるんですが、今先ほど筆談等で対応している、場合によってはということなのですが、その筆談等の対応につきましては、耳マークがあって、それを提示して筆談をお願いされているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）窓口で確認させていただいたところ、筆談は向こうから言っていただいて、本当になかなか理解されにくい住民の方もおりますので、席の横に座って筆談とか。すみません、私のほうで耳マークという部分で提示されたかどうかはちょっと把握はしてございません。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

ずっと以前の話になるんですが、私が議員になって2年目、平成17年3月に窓口サービスのバリアフリー化ということを質問させていただきまして、耳マークというものを紹介させていただきました。耳マークを提示して筆談による対応をしていただきたいということを要望させていただきまして、対応していただいているかなというふうに思っておったんですが、先日ふれあいセンターに行きましたら、以前は耳マークを私も見たことがあるんですが、窓口には耳マークがなくて、耳マークどうしたんですかと聞いたら、どこにいったか分からないというふうに言っておられました。とても残念に感じました。寂しい感じを受けました。

次、2項目め質問するときに、ちょっと回って貝塚市役所に行ってきたんですが、リニューアルした貝塚市役所は、全ての窓口には耳マークを置いていました。すごく心配りの行き届いたまちづくりをしているなとすごく感じて、感動して帰ってきたんですけども、そのことだけ付け加えさせていただきます。

筆談というのはなかなか申しにくいので、そういうのがあればこれをお願いしますと住民は言えるのであって、住民サービスの向上ということで、住民サービスという意味では心配り、配慮のできた対応になるのかなというふうに思っております。

今、答弁の中でAIを使った音声文字化システムを導入したということで、すごくそれはそれでいいことかと思うんです。筆談しなくて済むし、音声を通じてそういったものが文字化されるということで、それはそれで。今はまだ実証実験というふうに聞いておりましたので、まだ実用化されていないかと思うんですが、それっていいんですが、こんな大きな画面に、きっと相談される方というのは個人情報的なことも相談されると思うんですね。その中で、相談者の方、町の職員がお答えすることが大きく文字にされたら、すごくそれもあまり周りの人から見られたくない情報とか、そういったものもあるんじゃないかなというふうに思いますので、文字化というのはいろんなところでパネルを使って発表する、そういうときに使う分はいいかと思いますが、窓口に来られた相談者の方の対応に対しては、そういった文字化というのをパネルに表示されるというのは少しちょっとどうなのかなというふうに感じたので、その辺についても研究していただきたいということをお願いさせていただきます。

そういった面につきましては、福祉のほうでご答弁ありますか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） まず、言っていた耳マークの件です。

以前は本当に置いていたんですけど、コロナでアクリル板を置いた時点でそれを外しておりますので、その時点で置いていない状況ですけども、早急に、今、置くように手配しておりますので、申し訳ございません。

先ほど言っていた電光掲示板のほうですけども、利用のほうは今どちらかというと手話通訳者の方がいらっしゃいますので、その方をお顔見知りになって気兼ねなく気軽にいろんなことをご相談に来ておまして、うちのふれあいセンターの場合は、そこでのやり取りというのがまず一番に来ているのかというふうに思います。

電光掲示板のほうにつきましては、これから外国人の方等にも活用できるというふうに聞いておりますので、窓口には英語のほうの方が得意な方とか、インドネシア語とか、タイ語とか、そういう方に対してもやり取りが少しでもスムーズにということでは活用できたらということも併せて思っております。

議員が言っていただきましたプライバシーのところですけども、十分に配慮すべき点だと思っております。ふれあいセンターの窓口は横にちょっとつい立てがございますので、真横の方がそれを見るということはあまりないんですけども、活用する場合は、プライバシーのそういったところには十分に配慮して活用していきたいというふうに思います。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） すごくいいシステムを導入したかと思うんです。それはそれでいいかと思いつつ、活用の仕方を工夫していただきたいなというふうに思います。その中で一応文字化されてなかなか文字を読むというのも大変かと思いつつ、2点目の質問にいかせていただきます。

2点目、今、資料を出させていただきまして、資料右上をご覧くださいと思うんですが、人が音を聞く経路には空気を通じて聞こえる気導経路と頭蓋骨の振動が音として脳に届く骨伝導経路の2つが知られておりました。次に、第3の聴覚経路として軟骨伝導経路というのが世界で初めて発見されました。軟骨伝導とは耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、平成16年、2004年、聴覚医学が専門の奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されたものです。

昨年、集音器とセットとなった窓用イヤホンが開発されました。軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てただけで利用でき、通常の気導イヤホンのように耳を塞がないため、周囲の音も聞こえます。また骨伝導のイヤホンのように、側頭部への圧迫感や音漏れもないそうです。そして、軟骨伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえるので、穴や凸凹がなく耳穴に挿入することもないため衛生的に使用できます。

軟骨伝導イヤホンを相談窓口を設置する自治体や金融機関、病院などが増えてきております。軟骨伝導によるイヤホンを窓口を設置することにより、マスクの着用や飛沫防止パネルの設置による聞こえづらさや、大きな声で会話し、個人情報や周囲に漏らすリスクの軽減や、筆談による職員の負担の軽減が図られます。窓口での住民サービスの向上も図られる、大きくつながるかと考えます。本町も軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（河合弘樹君） 永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君） 次に、2点目の耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンを窓口を設置する自治体が増えてきている、本町も軟骨伝導イヤホンを導入してはどうかというご質問についてご答弁申し上げます。

現在、庁舎内の窓口のある部署からの導入の要望は特にございませんが、軟骨伝導イヤホンは耳の入り口付近である軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、聞こえづらさが緩和されるとともに、大きな声を出さずに済むことによりスムーズに窓口が対応でき、プライバシーが守られるなどの効果があると聞き及んでございます。

今後、導入しております近隣自治体に状況を確認いたしまして調査研究してまいりますので、ご理解賜るようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

今、導入している自治体の参考資料に松原市の分をつけております。この分なんですけれども、この軟骨伝導イヤホン、価格は3万円程度、本当にリーズナブルな価格かと思いつつ、先ほども言いましたように、ティッシュで軽く拭き取るだけで使い回しができるという便利なものであります。

府内では、泉佐野市も今使っております。行政事務サービスセンターに置いております。和泉市も保険年金室と高齢者医療相談窓口に入れております。松原市は、今紹介しました高齢介護課の窓口を設置されているそうです、こういう形のもので。また、来年開催される大阪・関西万博でもパソナグループが設置する予定だそうです。

今、調査研究するということですが、先般、泉南市でも、今はちょっとこの分につきまして、昨年開発されましたので、設置する自治体が増えてきておりますので、物がなくなっていくうちに導入を進めていっていただきたいんです。本当に筆談する職員のそういった分の負担の軽減にもなりますので、導入を進めていっていただきたいと思いつつ。

松原市の分につきましては、右上のところには補聴器の購入費用の一部助成もこの4月1日から実施するというふうに載っております。対象は50歳以上、聴力レベルが40デシベル以上の方が対象で、非課税世帯は上限2万5,000円、課税世帯は1万円補助というふうになっております。

今回、熊取町におきましても、藤原町長の所信表明で、補聴器購入費用の一部助成に向け制度設計を進めていただいているかと思いますが、そういった分につきましては一定条件がありますので、窓口に来られる方に対しては、本当に優しい対応というところで窓口サービスの向上として導入を進めていただきたいと思います。調査研究ということですが、前向きなご答弁をいただけないでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）貴重なご意見ありがとうございます。

渡辺議員、一般質問を聞かせていただいて、すみません、初めてこういう機器があるのを知りました。うちの職員が泉佐野市へ出向きまして、実際、物を見させていただいております。和泉市にも、私、聞き取りさせていただいたら、よく聞こえるんですという。

ただ、ほかの市町で使った実績というのが、そんなに今まだ導入されて間がありませんので、本当にうちの窓口でどの辺までの利便性が上がるのか、一度泉佐野市なり和泉市なりへもう一度行ってきまして、関係窓口とも確認しながら、とてもよく窓口がスムーズに業務も減りましてプライバシーもというところでしたら、調査研究させていただくというご答弁でよろしいでしょうか。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）難聴者、本当に高齢者の立場に立って検討をしていただきますようよろしくお願います。また職員の負担軽減にもなりますので、前向きに、積極的に検討をお願いしておきます。

次、そしたら2項目めにいきます。

2項目めは、健康づくりの推進と介護予防についてです。

まず1点目ですが、健康づくり推進事業として平成28年度から取り組んできた熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業を令和5年度は見直しし、事業を廃止しました。その理由についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2つ目のご質問、健康づくりの推進と介護予防についての1点目、熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業を見直した理由についてご答弁申し上げます。

平成28年度より本町の健康づくりへのインセンティブ事業として、熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業を実施しておりましたが、参加者が増えず課題となっておりました。

また、がん検診受診率向上に向け熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業の参加賞の一つとして、集団がん検診受診クーポンを付与し、継続受診の動機づけになっていりましたが、令和5年度よりがん検診の一部自己負担額無償化に合わせ事業見直しを行い、代替として既存の大阪府の健康アプリであるアスマイルの活用を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）このびんぴん元気！ポイントアップ事業につきましては、事業推進をさせていただきました立場といたしましては、知らない間に終わっているという感じでちょっと寂しい思いをしたので聞かせていただきました。

この分につきましては、紙媒体でしたので、アプリ形式でやってはどうかというようなことも併せて質問もさせていただいたこともあるんですけども、なかなか結果としてあまり芳しくなかったというところでアスマイルに移行したということでしたけれども、このびんぴん元気！ポイントアップ事業の事業費はどのくらいでしたか、毎年。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）事業費自体は抑えておりましたので、50万円程度だったと記憶しております。ただ、それに当たる窓口の、住民が来られて景品をといるところの職員が対応するところは、この500人そのままかかっておりましたので、窓口の分というのはプラスしてあったというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

事業費はそんなにかからないけれど、景品に対する対応に手がかかったというところ、その割には受診率とか検診率が上がらなかったというところなんですね。

それであるならばということで、今回、これはちょうどいい質問になるかなというふうに思うんですけども、まずは移行したというアスマイルにつきまして、次、2点目ですね。データヘルス計画で健康増進事業として代替となる大阪府の健康サポートアプリ「アスマイル」の活用が重要であるとされているということで、アスマイルの町内登録者数と利用状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 続きまして、2点目、代替となる府の健康アプリ「アスマイル」の町内登録者数と利用状況についてご答弁申し上げます。

おおさか健活マイレージ「アスマイル」は、18歳以上の府民であれば誰でも使える無料のアプリで、毎日アスマイルを開いて、検診の受診や体重測定、ウォーキング、朝食の摂取など、健康づくり活動の記録で府民ポイントがたまるものです。さらに、ポイントに応じて行われる抽選で電子マネーなどの特典もあり、健康に関するコラムから日々の健康づくりを支える内容となっております。また、40歳以上の国保加入者には、国保ポイントにより、特定健診受診で初回3,000円、健診の結果を維持・改善することによる特典もございます。

令和6年3月31日時点の本町会員数は、府民会員が742人、国保会員が353人、合計1,095人となっております。さらに年代別の会員数を見ますと、50歳代が266人と一番多く、次に60歳代244人、70歳代232人と、50歳以上の会員が半数以上を占めております。男女比では、女性のほうが多く加入されている状況となっております。

アスマイルアプリの利用状況につきましては、毎日200から300件となっております。

引き続き、アスマイルの周知啓発を進め、多くの方に健康づくりに活用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

府の健康ポイントというところでアスマイルに移行したというところの登録者数、府内というのは熊取町民で1,095人ということですか、登録しているのは。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） はい、そうです。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 登録者は1,095人ですが、利用しているのは何人いらっしゃいますか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 利用につきましては、先ほどお話しさせていただいた毎日200人から300人が利用しているという、ちょっと大まかですけども、そのような形で活用いただいております。

あと、国保の特定健診のポイントの獲得の状況ですけども、令和5年度で新規は36名、継続2回目以上が161名、2回目以上で健診を受けても1,000円のポイントを頂けますので、161名がポイントを申請したというところから出ております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

登録しても、私も登録したんですけど、なかなか活用ができていないので、そういう方も多いんじゃないかなというふうに思います。

周知と啓発に努めるということですが、周知と啓発と併せて活用の仕方というものも対応していただきたいなというふうに思うんですが、そういった窓口というのはあるんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）まず特定健診の受診券を送る際には、アスマイルのカラーのチラシを同封させていただいて、特定健診を受けるとポイントもつきますよということで、まずは周知をさせていただいております。

窓口で分からない方には、やり方をこちらから教えさせていただいたりということでは対応はさせていただいているところです。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）それは、保険年金課で対応しているということですか。健康・いきいき高齢課ですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）利用したいというのはやっぱり健診を受けた際とかになりますので、健診の受診時である健康・いきいき高齢課であるとか、あと国保のほうでチラシを入れておりますので、問合せには両課で対応しているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

府の分なので、これはこれでアスマイルという形で健康を意識してもらうために、健康ポイントという形で府の事業としてそれはそれでしっかりと周知啓発していただきたいと思うんですが、今回質問させていただくのは、今まで熊取町もやっていたそういった事業のアプリ化、スマート化という形になるかと思うんですが、3点目、貝塚市は本年2月より介護予防マイレージを導入いたしました。アプリで日々のウォーキングや健康チェック、フレイルチェックを行い、介護予防教室に参加すること等でポイントがたまり、ためたポイントで景品に交換し、楽しく健康づくりと介護予防ができる取組となっております。

さっきも言いましたが、アスマイルは府の取組です。本町として町民の健康と介護予防を推進するために、スマホアプリを活用した健康・介護予防ポイント事業を導入してはいかがでしょうかとお伺いいたします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続きまして、3点目のスマホアプリを活用した健康・介護予防ポイント事業導入についてでございますが、貝塚市では、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、令和6年2月からかいつか介護予防マイレージ事業を開始しております。参加対象者は60歳以上の貝塚市民で、歩数計測や健康情報を入力することで、デイリーポイントの付与、フレイルチェックを行うことでウイークリーポイント付与、対象の介護予防教室などに参加することでイベントポイントが付与されます。付与されたポイントから抽選で景品が当たるものです。

本町におきましては、先ほども申しましたように、現在、アスマイルの活用を進めているところであり、独自のスマホアプリの導入については現在のところ考えておりませんが、各市町村の先進事例については注視し、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

今、資料をつけさせていただきまして、かいつか介護予防マイレージというところの分なんですが、この分につきまして、貝塚市の健康福祉部高齢介護課に行ってお話を聞いてまいりました。介護予防マイレージとなっておりますので、先ほど統括がおっしゃられたように、対象は60歳以上となっております。アスマイルは若い方も全て対象なので全ての方が対象ということですが、今、貝塚

市がやっているのは高齢者対象という形で、60歳以上の貝塚市民ということで、今年の2月から実施されました。現在登録者数は、2月から始まったばかりなのですが、もう600人登録しておられるそうで、今年の今年度の目標は1,000人だそうです。この分の財源は何を使ったかといったらデジタル田園都市国家構想交付金を活用したそうなんです。前年度は1,700万円交付されたというところで実施されたそうです。

この資料を見ていただきますと、まずは専用アプリをインストールすると。そして、参加登録をして2つ目のアプリをインストールして、またアプリを開くと。そういうふうにしてインストールするという設定になっておりまして、これもしっかりと教えてあげないとできないかと思うんですが、そういうふうにするによってアプリをダウンロードしてスマホに乗せますよね。そのときどうするかというところで聞かせていただいたのがすごく楽しいんですが、まずそのアプリを開くとルーレットが回るんです。ルーレットが回って、まずは何点かポイントを獲得できるんです。だから、毎日それを開くことによってルーレットが回ってぼんと押したら、まずは何もしないでもポイントを稼ぐことができる。そういうふうになっているんです。

歩数計もついていきますので、歩いて歩数計でポイントを獲得する。それはアスマイルも一緒なんですけれどもね。健康情報を入力することによって、自分の体重とかそういうのを入力することによってまたポイントを獲得する。フレイルチェックをすることでポイントを獲得できる。家で体操したり、うちで言えばタピオ体操したりとか、お口の体操、そういうものをして、したということでポイントを獲得することができるんです。

そのたまったポイントで抽せんができるというところで、左側にある抽せんの機械が3基あるということなんですけれども、これも先ほど職員が大変だったということですが、何かもうこういうシステムが導入されていますので、ポイントがたまったら自動的にその方のところに今何ポイントたまっていますよってお知らせが来るらしいんです。それで、抽せんに挑戦しますかと聞いてくれるんですね。するかせえへんか自分で判断して、あともうちょっとためたいとかいうので自分でそれを選択できる。

ポイントがたまったら2,000円分の景品が用意されておりまして、抽せんで1回100本の当たりがあるそうなんです。それで景品が抽せんされると。スマホの中でできるというので、本当に手間がかからないという機器が設定をしてくれていますので、そういうシステム化されているというところなんです。

この景品につきましては、なぜ60歳以上かということは、介護予防になっておりますので、介護予防事業費としての地域支援事業交付金、これを景品として使えるそうなんです。ですので、景品の事業費というのは地域支援事業交付金なんで、町の持ち出しは20%です。それでいけるというところなんです。

というところの説明を受けてまいりました。もう少し研究するということでしたが、今、スマートシティ熊取を目指しておりますので、熊取町独自としても、アスマイルはアスマイルで府の事業ですので、これ、貝塚市の市民がすごく楽しんで利用しているらしいんですね。ふれあい喫茶というのがあるんですけれども、そこで市民同士で今日は何ポイント獲得できたねんとか言って会話を弾ませながら健康推進、自分のフレイル予防とか、ウォーキングとかそういうのを挑戦しているということをおっしゃっておられました。いろいろ歩いていて見つけた写真を撮って、それを送ってもポイントがつからしいんです。本当に楽しみながら健康づくりができるということで、すごくいい事業かと思っておりますので、もう一度研究をしていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

先ほども言いましたけれども、泉佐野市もまたこの分を今始めており、今まで紙媒体でやっていたそれもこの6年1月よりデジタル化して、スポーツタウンWALKERという無料アプリを導入してさの健康ポイントを始めたようです。ためたポイントは地域ポイント、泉佐野市は「さのぼ」がありますので、「さのぼ」に交換できるそうなんです。

だから、本当に積極的な楽しい取組を周りの市町村でやっております。私も、熊取町におきましても地域ポイントというものをつくっていただいて熊取町内でお買物してポイントをためる。くまぼ、くまぼっ歩でもいいと思いますが、そういったものを研究していただきたいなというふうに思うんですが、その辺どうですか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 今、突然地域ポイントの話が出てきたんですけれども、私どもも以前から議員の皆さんからもそういう質問もあったということで、近隣、今出ました泉佐野市の「さのぼ」、貝塚市の「つげさんポイント」ですか、そういったところもまだそういう深くは確認はしていないんですけれども、事業費等はいろいろ話も聞きながら調査研究は並行して進めているんです。

そこで課題になってくるのは、やはり最初は何か加入率なんですね。加入者というか、そのポイントをいかに利用するか、町内の事業所の中で利用していくかという中で、いろいろ課題がやはり各市のほうでもあるようでございます。本町につきまして、まだなかなか事業者数も両市に比べれば少ない中でいろいろ課題もあるなというのは、現時点ではちょっと具体的などころは申し上げられないんですけれども、いろいろ課題はあるなというのは認識はしているところで、運営費的にも相当費用が要っております、やはりいかにキャンペーンを打って、そのキャンペーンに係る経費というのは丸々市単費の持ち出しということで、相当経費がかかっているようでございますので、これはかなり慎重に検討していかなければならないのかなと、現時点ですけれども、私個人的にはそのように思っている状況でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

ちょっと飛躍して地域ポイントになってしまいましたが、まずは健康ポイントの分で、景品につきましては今まで紙媒体で取り組んでおりましたので、そういった分がありますので、そういった分を活用して、まず紙媒体で今までやっていた健康マイレージをスマホバージョンで取り組んでいただけたらというふうに思っておりますので、その辺しっかりと検討をしていただくことはできますか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 検討の件ですけれども、先ほど議員おっしゃっていただいた近隣の状況というのはこちらにも注視しております、とてもすてきな取組だなというふうには思っております。

ただ、やはりそれにはある程度の、幾ら地域支援事業の一般介護予防事業としてするにしても、貝塚市のほうの予算を聞きますと運営費のほうも案外値段がいつているみたいですので、そのまま実施にはもう少し考えないといけないですし、今までぴんぴん元気！ポイントアップ事業と府のアスマイルと両方を推進するということになるとどっちつかずになっていたところを、今、一本化することでアスマイルを受ける方も増えてきておりますので、健康づくりのポイントにつきましては、今のところは一元化で住民の皆さんにまずは周知啓発のほう進めていきたいというふうに思っております。市町村の状況は注視してまいります。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

どれだけアスマイルの方を活用していくかということもあるかと思うんですが、町内で健康を意識して楽しみながらもっとスマートシティ熊取を目指す熊取町内独自の事業という形のものもまたしっかり検討していただきたいな。今まで考えたりやっていたんで要望させていただきます。次、いきます。

3項目めは、地域共生社会の実現についてです。

いきいきくまとり高齢者計画2024で、高齢者施策の推進を通して地域共生社会の実現を目指すしております。地域支え合い体制の整備としてボランティア等の担い手の育成と社会参加の仕組み

づくりとともにボランティアポイントの導入を検討するとありましたが、どのような検討をされているのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の2つ目の地域共生社会の実現についての1点目、いきいきくまとり高齢者計画2024で、地域支え合い体制の整備としてボランティア等の担い手の育成と社会参加の仕組みづくりとともにボランティアポイントの導入を検討するとあるが、その検討内容についてご答弁申し上げます。

介護保険制度を利用したボランティアポイント制度とは、一般介護予防事業のうち、住民主体の通いの場等の介護予防活動の支援、育成を行う地域介護予防活動支援事業の枠組みを活用し、通いの場づくりや地域の支え合いの担い手の確保を推進する目的で、介護予防のための取組への参加やボランティア等へのポイントを付与するものでございます。

地域での支え合いにつながる担い手の確保は本町の課題であり、どのような制度設計が必要なのか整理、分析し、ボランティアポイント制度が効果的に構築できるよう、現在計画期間中に地域ビジョンを勘案しつつ検討を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）地域支え合いの担い手づくりということで、検討はまだ入っていないということですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）担い手の育成というところがまず一番大事だということで、社協のほうで行っているボランティアの育成、そこに来られる方がとても少ない状況ですので、まずはボランティアの養成講座を受けていただく方を増やす、そのための仕組みとして併せて今検討中です。

検討の方法といたしましては、生活支援の協議体のほうで月1回、関係者、介護保険と包括支援センターで生活福祉のCSWの方と社会福祉協議会の方々などと集まって、いろんな支え手が増えるような仕組み、町の中の仕組みをどうやっていこうかというのを今検討中でございます。

いろんな課題がある中の一つにこの担い手の育成というところも入れて検討を今重ねておりまして、まだこんな形ですということをお示しすることはできませんけれども、今期中に、この3年間の間に検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

担い手づくりというところで、その会議体でとって本当に型にはまった協議をしていたらなかなか決まらないかなというふうに思っております、くまとり包み支え合うまち計画2024、先日、議員全員協議会でも説明していただきましたが、その中に地域福祉活動ということで、まずは地域の方のお声を聞くということで、地域の方が今何が一番困っていて、支え合うためにはどういうふうにすればいいかというところに現状の課題というものがあつたんです。

住民アンケートをされて載っているんですけども、そこで、ふだんの暮らしの中で、生活の中で何に困っているのか。やっぱり支え合う担い手というのはご近所だと思うんですね。ご近所の方にしてもらいたいことというもので、何があるかというのがそこにも載っていたんですが、まずは日常的な話し相手、またごみ出しのお手伝い、また買物のお手伝い、また病院、通院等の外出のお手伝い、短時間の子どもの預かり、保育園や幼稚園などの送迎とか、そういった項目が書いてあるんです。

これって本当に会議体でどうこう決めるんじゃないかと、本当に近所の方にお手伝いしてもらって、それが一番のボランティアだということのボランティア活動、支え手、ご近所の担い手になるんじゃないかなというふうに思っております、先日、「わが町提案」の中にも載っていたんですが、

住民が熊取町で高齢者でおひとり暮らしの親がいてると。ごみ出しに困っていると。それを地域包括支援センターに相談したけれども、なかなか時間単位のヘルパーサービスが利用できない。そして、また環境課においてもそういったサービス事業はやっていないということで、結局は地域の方にお願ひしたという形で、答えとしては協議体で共有していただくという答えだけになっているんです。これって答えになっていないと思うんですけども、協議体で共有していただくだけではいけない。全然この困っておられる方の答えにはなっていないかなというふうに思うんですけども、結局、地域の方に支えていただく、ご近所の方で支え合うということが一番のボランティア活動になるかと思うんです。

それで、そういったことで、以前、紙媒体でやっていた健康ポイントですね。こういった紙媒体でやっていたポイント事業の中に2ポイント獲得できるというボランティア活動というのがあって、そこに自主的な清掃活動、通学児童への見守り、また災害支援、介護・予防生活支援に係る活動という形で、こういったボランティア活動もポイントになるというふうになっていて、ご近所の方の手助け、そういったものもここにポイントとしてできるというふうになっていたんですけども、そういったことが本当に身近にできるボランティア活動ではないかなというふうに思うんです。

ですので、今、1点目、まだまだちょっと会議体で話をされていて、今これから検討中なんですということなんですけれども、まずはご近所の方の支え合いというものをしっかりと見直していただくことが大事かなというふうに思います。

そこで、2点目なんですけれども、今も紹介しましたけれども、熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業では、ボランティア活動、介護予防、生活支援に係る活動等も1回2ポイントでポイントがつかしました。それと同様に考えて、先ほど2項目めに聞いた健康マイレージにつかましてはまだちょっと難しいということだったんですけども、一応とても簡単にスマホでそういった事業、アプリポイントが加算できるのであれば、そういったボランティア活動もポイント化できるというところで、そういったものも含めて検討をしていただけたらなというふうに思うんです。

といいますのは、やっぱりお手伝いしてもらう人も気を遣うんです。ごみを出してもらうのをご近所の人にしてもらうのも気を遣うわけなんです。でも、その人にポイントがつく、また、何か特典があるとなればお互いさまになってくるので、気も遣わなくなるかと思ひます。そういったものも含めて介護予防・生活支援ボランティアポイントにつかましては、ポイント付与について考えていただいたらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続きまして、2点目のスマホアプリを活用したボランティアポイントの導入についてご答弁申し上げます。

スマホアプリの有効性は承知しているところではございますが、高齢者には人によってスマートフォンに対する苦手意識を持たれている方もおり、どのような方法がよいのかについて、受け手側や担い手側のニーズの把握や地域の特性を整理、分析した上で検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）何かあまり分からない答弁だったんですけども、やっぱり担い手づくりというのは、会議体で本当に難しく考えるよりか、ご近所の支え合いというところをしっかりとお声かけをしていただきながら推進できるような体制を持っていただきたいなというふうに思っております。

最初にボランティア活動のポイント導入ということを知ったときにすごくうれしかったんですけども、それはどういう形で、議員全員協議会的时候にはワンコインとかいうことをおっしゃっておられたと思うんですけども、そういう形でもいいかと思ひます、まずは、そういった形で、ご近所の方のお互いまた支え合うことによって、支えた側も元気になりますので、そういったところを考えた上でボランティアポイント制度を導入していただきたいと思ひますので、今はまだ検討中ということ

ですが、よりよい形になってご報告いただきますよう町民の皆さんのお声を生かしたポイント制度にしていただきますようお願い申し上げます。期待しております。

では、最後いきます。

4項目めは、学童保育所のトイレの洋式化についてです。

昨年6月定例会で、中央学童保育所に通っている児童の保護者の方からのご相談で、トイレが3つあるが洋式になっているのは1つだけ、その1つのトイレに子どもたちが並んでいる現状、学童のトイレの洋式化についてということで、学童のトイレの洋式化について一般質問をさせていただきました。ちょうど1年前ですね。子ども・子育て支援交付金の中に放課後児童クラブ環境改善事業というのがあって、和式トイレを洋式化するなど、設備の更新を対象として1事業所当たり年額100万円、補助率3分の1の補助事業があるということも紹介させていただきました。学童保育所を通じて子どもの意見も聞き、前向きに進めていきたいとそのときご答弁いただいたかと思うんですが、まだトイレの洋式化が進んでいないようです。どうなっているのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、ご質問の4項目め、学童保育所のトイレの洋式化についてご答弁申し上げます。

現在、中央学童保育所と南学童保育所については、男女兼用の洋式トイレが各1か所ありますが、男女別のトイレは和式のみとなっており、洋式トイレしか使えない児童の利用が重なる場合は、ご不便をおかけしていることは承知しているところでございます。そのため、令和6年度の予算化に向け必要経費を積算したところ、多額の経費を要する結果となったため、現在、改修内容の精査を行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、トイレの洋式化改修に際しては、子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブ環境改善事業として、1か所当たり基本額100万円に対し、国と府を合わせますと3分の2の補助金が交付されるものでございますが、当初の積算額はこの基本額を大幅に上回っているため、町の財政負担をできるだけ軽減するべく現在も検討を行っているところでございます。

また、中央学童保育所については、令和3年2月に我々が策定いたしました学童保育所の個別施設計画において、令和8年度の大規模改修対象施設と位置づけていることなどを踏まえまして、改修時期や改修内容について、より効率化が図れるよう精査が必要と判断し、現在、再検討を行っているところでございます。男女ともに個別に洋式化することの重要性につきましては十分理解しており、できるだけ早期に対応できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

最後にできるだけ早期におっしゃってくれた、そこだけ聞き取っておきます。

令和8年度で大規模改修と言われたときには、あと2年待たなあかんの、子どもたち卒業していくよとか思ったんですけども、できるだけ早期ということでしたので、その辺期待させていただきたいなというふうに思います。子どもたちが望んでいることですので、本当に子どもに我慢させる、そういった環境はよくないかなというふうに思っております。

熊取町、国に先駆けて、国がこども基本法、令和4年6月に成立したんですが、それに先駆けて令和4年4月1日に子どもの権利に関する条例が制定されました。その上で子どもたちが安全で安心して暮らせるという生きる権利、そして育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つの権利が子どもたちにはあるんですよということを条例にうたって、そして、またその条例を踏まえて地域全体で子どもたちの権利を、子どもたちを見守り、健やかに育ちができるように、そういったまちづくりをしていきますよということを条例で町としての基本姿勢を示したわけでありまして、そういったことを考えたときには、子どもたちの声を本当にしっかりと聞いて、子どもたちが我慢することのないように予算をしっかりと取っていただきたいなというふうに思っておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）おっしゃられているとおりに、現状、洋式化を望む声というのは大きいというふうには感じております。

一方で、費用を今回具体的にはお示しはしていませんけれども、この補助金の100万円に対しまして大きく上回るような経費になったことについて、我々としてもできるだけ軽減できるような対応を考えていつている途中でございます。ただ、それに時間をかけていると、今おっしゃられたみたいに利便性というんですか、お子様にご迷惑をおかけする時間だけが過ぎてしまうというところもございまして、大規模改修を待つてはというところもあつたんですけれども、この100万円の補助金以外にも大規模改修といったものであつたりとか、ほかの改修を合わせることで得られるような補助金がないのかとかというところも今現状探つているところもございまして。そういったところも踏まえまして、よりよい保育環境の整備にできるだけ効率的に実施できるように努めていきたいと思ひておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。阪上理事のご答弁に期待をさせていただきますので、子どもたちの声を聞いてあげてください。よろしくお願ひいたします。

一応これで終わりなんですけれども、6年度熊取町長の所信表明で、先般のタウンミーティングでもおっしゃっておられたんですけれども、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」というものを目指すというふうにおっしゃっておられました。本当に人に優しい町というところ、そしてまた楽しい町、楽しめる町、希望を持てる町というものを目指すために、そういったことに観点を置いて今回質問させていただきましたので、お取組をよろしくお願ひいたします。

以上、渡辺豊子の一般質問、トップバッターを終了させていただきます。大変ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）おはようございます。

通告に従ひ一般質問させていただきます。順に質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

本町の在宅介護「訪問介護サービス」についてですが、私自身、介護保険制度スタートから20年、訪問介護サービス事業所を経営、運営していた経験もあること、今年度、介護報酬の改定があり、訪問介護の基本報酬が引き下げられたこと、本町においていきいきくまどり高齢者計画2024が策定されたこともあり、在宅介護の主要サービスである訪問介護について、現状や課題を共有したいと思ひ、質問させていただきます。

最初に、私が経験してきたことを交えて少し話したいと思ひます。

本町も高齢化が進む中、資料1ページのグラフでは、令和5年、全国や大阪府と比較しても平均を上回る29%の高齢化率となっています。令和12年には高齢化率31%、団塊の世代が80歳以上となり、そこから令和22年に向け高齢化率もさらに上昇していきます。

今回のテーマである訪問介護サービスは、本町の高齢者が今後も住み慣れた地域で安心して生活していくために重要な在宅介護サービスであると思ひます。今回質問するに当たって、知り合いの居宅介護支援事業所、ケアプランセンターに確認したところ、予防介護以外、要介護1から5のケアプランの中で、58%と半数以上の利用者は訪問介護サービスを利用しているとのことでした。それだけニーズの高い訪問介護サービスですが、実際事業を運営、継続するとなるとかなり厳しく、介護職の高齢化、慢性的な人材不足、ヘルパーが移動する際の事故などのリスク、私が経験した中でも、ふだんの生活では想像できないような住宅環境でのサービス、ごみが多いお宅であったり、排せつなどで畳や布団に臭いがしみついたお宅、洪水のような雨漏りのあるお宅や認知症の徘徊の

利用者も探したり、訪問時、独居の方の死に直面することもあり、第一発見者になることもしばしばありました。仕事とはいえ、環境面、精神面でもかなりのストレスを抱えながら、盆も正月もコロナウイルスも関係なく、おはようございます、こんにちはと笑顔で対応していただき、住民の命と生活を支えてくださっているヘルパーには感謝の気持ちしかありません。

以前と比べると、介護職の報酬も少しは上がってきているのかなと思いますが、一般職に比べてまだまだ低い。物価の高騰、国は慢性的な人材不足の実情を把握しているにもかかわらず、今回の介護報酬改定で訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられ、処遇改善加算で帳尻を合わせようとしています。結果、報酬の引下げとなりました。数年ぶりに訪問介護サービスの単位表を見ましたが、より複雑化しており、利用される方には理解が難しくなっていると思います。

ニュースを見ていても、訪問介護サービス事業から手を引く経営者が増加していると報じられています。私も20年間試行錯誤して必死に頑張りましたが、結局、心身とも疲れ、訪問介護事業の継続を諦めました。今後、訪問介護を必要とする住民がサービスを受けられないことにつながることや、サービスの質の低下につながってくるのではと心配しています。

最初の質問になりますが、令和5年度、訪問介護サービス（要支援1から要介護5）介護度別の利用人数をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の1点目、令和5年度の訪問介護サービス（要支援1から要介護5）介護度の利用人数についてご答弁申し上げます。

件数については、1人一月につき1件でカウントし集計しております。また、年報の件数につきましては、仮集計値となりますので、ご了承ください。

まず、要支援でございますが、平成27年の介護保険法改正により、要支援1、要支援2については、介護予防訪問介護が介護保険給付の外に位置づけられ、総合事業として提供されております。また、訪問型サービスについて、要支援1及び要支援2を合算して集計されておりますので、合わせた数字でご回答を申し上げます。

要支援は、1、2を合わせて1,538件です。

要介護につきまして、訪問介護サービス件数は、要介護1が2,040件、要介護2が2,259件、要介護3が1,284件、要介護4が1,091件、要介護5が1,145件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）今の数字なんですけれども、延べ人数みたいな形になっているんですか。要支援とか、要支援1が何人って出ていると思うんですけれども、そのカウントがなかなかできにくいということやとは思いますが、要介護別、サービス別での利用数のカウントはできたら今後していただきたいと思いますというふうに思います。

資料2ページ、いきいきくまとり高齢者計画には、要支援・要介護者認定数が出ています。認定を受けられた方がどのサービスを受けられているのか把握する必要がありますし、資料2ページ下のサービス利用状況と見込みの介護サービス利用状況を見ると、延べ人数ですか、回数が明記されていますが、この数字を見て各サービスの状況を把握しにくいのかなというふうに思っています。できたら介護度別のサービス利用人数など細かく分析して把握していくことで、本町の課題が見えてくるのではと思いますが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）こちらのほうで利用となりますと、国保連合会のほうから熊取町に請求が来ますので、それによって集計のほうはさせていただきます。

要支援と要介護のところは大きく総合事業というところで分かれますので、その違いというのはまず分かります。要介護の状況につきましては、先ほどは訪問介護について介護度別というのはそこは出ますので、この方がこれも使ってこれも使ってという形まではよう出しませんが、

事業所、その種類別の介護の状況というのはある程度把握は可能かと思えます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

なかなか人数を出すというところの部分というのは難しいということは私も理解しての質問をさせてもらっているんですけども、状況をしっかり今後見極めるためには、もうちょっと細分化したような計画を立てる必要があるのかなというふうに少し思いました。

それに関連してですけれども、いきいきくまとり高齢者計画2024に度々記載のある地域包括ケア「見える化」システムというのがありますけれども、これはどのようなシステムでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）見える化システムというものは、計画を策定する際に、国のほうが熊取町の状況、熊取町と同規模の市町村だったら、例えば介護度であったり、熊取町のこれから要介護者がどう増えていくんだという集計であったり、そういうシステムがありまして、それに入れると町のある程度の状況というのが把握することができるものになります。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この見える化システムなんですけれども、今、話をちらっと聞いた感じではなかなか難しいんで、僕もこれから勉強が必要になってくるんですけども、もうちょっとこのシステムを利用してということもありますけれども、町独自で出せるような数字というのは今後取り組んでいただけたらいいのかなというふうに思います。

次、2番目ですけれども、令和5年度、本町にある住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅にお住まいで、本町に住所のある方の訪問介護サービス利用の人数、分かれば教えてください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続いて2点目、令和5年度、在宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等での訪問介護サービスの利用人数についてご答弁申し上げます。

いずれの施設につきましても、住所地特例対象施設でございます。被保険者が熊取町の利用者に限定して、事業者から回答が得られた状況についてご答弁させていただきます。

事業者は11事業所で、定員が合わせて440名に対し、熊取町の被保険者は153名の方が入居されております。このうち152名が訪問介護サービスを利用されております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

本町の利用者が153名ということで、そのうち152名が訪問介護を使われているということで、現状、今ある住宅型ホームやサービス付高齢者向け住宅にお住まいの方は、かなりの高い率で訪問介護サービスを利用しているということになるかと思えます。

次、3番ですが、本町にある訪問介護サービスの事業者数を教えてください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続いて3点目、本町の訪問介護サービス事業者数についてご答弁申し上げます。

熊取町内に事業所を設置しております要介護1から要介護5の認定を受けた方が利用できる訪問介護サービス事業所は、6月1日現在で21者ございます。また、要支援1、要支援2の認定を受けた方が利用できる訪問介護相当サービス事業者数が19者、訪問型サービスAの事業者が4者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

21者あるということなんですけれども、増えているような傾向にあるんでしょうか。それとも、近々でいろんな問題があって、廃業なんかされていっているようなところはあるんでしょうか。分かればお聞きしたいんですが。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）今、現状の数字は持ち合わせているんですけれども、そこはちょっと申し訳ないです。すみません。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、関連して訪問介護サービスの内容にある通院等乗降介助というのがあろうと思うんですけれども、こちらも廃業など介護タクシーが少ないというふうに聞いているんですけれども、本町の状況はどうでしょうか、分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません、今ちょっと、私、それも分からなくて申し訳ないです。また分かり次第お知らせさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

それでは、別なんですけれども、さっき本町の訪問介護事業所は21者とお聞きしましたが、近隣市町から本町の利用者に対して訪問介護に入っている事業所数は、どれぐらいありますか、分かる範囲で結構です。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません、それもちょうと今分からなくて申し訳ないです。申し訳ありません。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）貝塚市とか泉佐野市とかの近隣市町からも事業者がサービスに入っていると思うので、これも分かり次第でいいので、また教えてください。

先ほど本町にある21者の訪問介護サービスの事業者があるとお聞きしましたが、緩和型Aの指定を受けていただいている事業者は4者と聞いたんですけれども、21者のうち4者だけ受けられているとこということで、本町の訪問緩和型サービスの指定を受け入れていない事業者のほうが圧倒的に多いと思うんですけれども、指定を受けていない要因として考えられることは何かありますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）訪問型サービスAですけれども、こちらは両方兼ねておられるところもありますけれども、訪問型サービスAだけを受けていらっしゃる事業所というのもございます。

受けていない状況というところは、まず要介護の方の訪問介護のほうが多く対象者が今いらっしゃるって、そちらの方をまず優先してされているのが一つなのか、要支援の人まで手が回らないということと、あとはマンパワーと経営のことも含めて件数が増えてこないのかと考えております。

今、サービスAの方が少しでも減らない、事業所が少しでも増えますようにというところで、町のほうも検討して動いておりますので、まずは今回の改正によって訪問型サービスAの方というのは、要支援の人のサービスよりももう一つ現行相当よりも少し単価が下がるんですけれども、その単価を下がる率を町のほうは北広域と南広域、泉佐野市と一緒に検討しまして、単価を少し下げない形で、上げた形で対応するなど、少しでもこの訪問型サービスAにご協力いただける事業者が増えていくようにという配慮というのはさせていただいたところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

緩和型サービスの指定を受けているのが4者ということで、町のほうもこれからもうちょっと増やして欲しいというような状況やと思うんですけども、資料3ページの下の緩和型サービスを利用したくない理由に、「提供されるサービス内容等が分からない」が57.2%となっていますが、私自身も今回質問するに当たって少し勉強のほうはしたんですけども、改めて緩和型サービスとはどのようなサービスなのか教えていただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）緩和型サービスとは、要支援の方のうち身体介護を必要としない方に対するケアですので、ヘルパーの資格をお持ちでない方でも、町的生活支援の従事者研修を受けていただいた方もそこに従事いただけるという人員的に配慮したものとなっております。住民の皆様にとりましても、単価が少し落ちる分、ご本人のご負担も少なくなりますので、本当に生活支援だけを必要な方というのは、住民にとっても優しいサービスであるというふうに考えております。あと、先ほどの訪問介護の事業者数ですけども、町外は143事業所になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

町外の143事業所がもう既にサービスを町内でやっていたような状況ということですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）これは登録されているというか、利用実績があった事業者数になりますので、全部皆さんが143に分かれてというところではございません。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

そしたら、令和5年度とかその年度に絞ってであれば、また後日、例えば町外の事業者がこれだけ入っていたよということは調べることは可能なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）一度集計してみます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

次の質問に移りますが、本町にある住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に併設されている訪問介護サービス事業者数は分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）続いて、4点目の住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅などに併設の訪問介護サービス事業者数についてご答弁申し上げます。

併設は同住所にある事業所とした上で、町内にある住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅11者のうち、併設している訪問介護サービス事業者数は7者となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

11者のうち7者が同一住所で併設されているということで、残りの4者ですけども、こちらについても、なかなか難しいと思うんですけども、近隣に設置してあるとか、いろんな状況を考えると思えます。一応そういう状況やということは分かりました。

それでは、住宅型老人ホームとか、今言うサービス付高齢者向け住宅に併設されている訪問介護サービス事業者、今言うように11者のうち7者があるということですけども、基本的には住宅型

ホームの利用者に対しての訪問介護サービスに入られていると思いますが、そのホーム以外の一般のお宅に対してのサービスも入られているような実績とかはあるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）その点につきましては、聞き取りのほうを事業者のほうに今回させていただいたところ、ほとんどがやはり入所されている方なんですけれども、一部外部のほうにも行かれている、ほかの住宅のほうに行かれている事業所という回答もございました。

あと、今、介護保険の制度の中で、同一の事業所からの派遣というのは減算のほうがかかっております。特に、ある一定の割合を下げると減算率がまた少し下がるというように、国のほうもこのことにつきましては問題視して、注視しているいろんな方策というのは取られてきているというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

実際、併設している事業所が多くて、サービスを使っていることが圧倒的に多いということですが、できればその事業所の近隣近くの例えば一般のお宅とかにも余裕があれば行っていただけたらいいのかなというふうには思います。

今、話に出たように、現在、訪問介護サービスは、住宅型ホームやサ高住のような集合住宅を運営されている事業者が訪問介護サービスを併設していて、ヘルパーの移動も少なく比較的効率よくサービスを提供されている事業所と、また、利用者のお宅をヘルパーが1軒1軒移動しながら訪問する事業所の2パターンがあると思います。どちらがどうということではなく、住み慣れた家や地域での住民の暮らしをサポートするのが訪問介護や通所介護、福祉用具レンタルもそうですけれども、在宅サービスで、高齢化率が上がるとさらに需要が高くなると思います。

本町で頑張っていただいている事業所と課題解決に向け一体となり、住民が安心して暮らせる、安心して利用できる介護保険であるように、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問ですが、本年も7月24日から3日間予定していただいている本町が実施する生活援助サービス従事者研修を受け、就業につながる実績はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、5点目の本町が実施する生活援助サービス従事者研修を受け、就業につながる実績についてご答弁申し上げます。

本町では、介護保険の要支援1、2の認定を持つ方などを対象とした介護予防・日常生活支援総合事業として、一人一人の生活に合わせた柔軟な介護予防のための様々なサービスを行っております。

その中で、従事者研修を受けられた方も従事できる緩和型サービスにおいて、食事の準備や部屋の掃除といった身体介護を伴わない支援やミニデイサービスでのレクリエーションを受けることができるサービスを行っており、このサービスに従事していただける方を養成するための生活援助サービス従事者研修を平成29年度から実施しております。

令和5年度からは年2回の研修を実施し、延べ20の方が受講されました。研修終了後に就労を希望する方と事業所のマッチングを行い、3名の方が就労につながっております。今年度も年2回の研修を行い、継続的に就労につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この生活援助サービス従事者研修、一般的に受けるとお金もかかってくると思うんで、ありがたいことやと思いますし、こういうことを就業に実際つなげていかないとなかなか難しいのかなと思いますので、今後も積極的にやっていただいて、事業者の人員不足解決につながるようにやってい

ただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、介護保険の訪問介護サービス、最後の質問になりますが、高齢化が進む中、訪問介護サービスの本町での課題を、分かれば教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）6点目、訪問介護サービスの今後の課題についてご答弁申し上げます。

全国的な課題といたしまして、慢性的な担い手不足と小規模な事業所が大半を占めていることから、安定した事業の継続が示されており、本町においても同様であると認識しております。

平成27年の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業として多様な担い手により要支援者の生活を支えるサービスの提供が開始され、本町においても先ほどご説明させていただきました生活援助サービス従事者研修を継続的に実施するなど、今後も引き続き訪問介護サービスが安定的に提供できるよう事業者の状況についても注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

人材不足とか、もうそれは全国的なことやと思うんです。マンパワーが必要な業種は、どこも人材不足で難しい事業運営をされているのかなと思います。訪問介護員として仕事をするには資格がついて回ります。実務経験の必要な介護福祉士や介護職員初任者研修などの資格が必要となっています。

介護職員初任者研修は、全130時間のカリキュラム受講が必要となり、5万円から10万円の取得費用が必要で、そもそも報酬の低い訪問介護員になるのに、お金と時間を使って介護職員初任者研修を受ける人が多いとは思えないような状況です。事業者が費用負担をして無資格の方を採用して、資格の取得を補助している事業所とかもあると思いますが、それが安定した事業運営につながることはありません。若い人に介護職を選んでもらうには、介護職全体の報酬アップが絶対に必要だと思いますし、今回の訪問介護サービスの基本報酬の引下げ、これによりさらに人材が不足して事業継続が難しくなり、住民が必要なサービスを使えなくなるのではと心配しています。

資料をつけていますけれども、5ページにある介護人材の確保、これについては質問しませんが、最重要課題だと思いますので、今後も引き続きよろしく願いしておきます。

大阪府も、介護職員処遇改善支援補助金として介護職員を対象に賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、3か月ですか、介護職員の賃金を2%、月額平均6,000円相当を引き上げるための措置として介護職員処遇改善支援金の交付があったり、昨年は大阪府社会福祉施設等従事者支援事業としてギフトカードの支給があったり、資料6ページには、東京都では、居住支援特別手当、東京都で働く介護・福祉職員を対象に月1万円または2万円の給付と、支援はいろいろ少しずつ増えてきているのかなと思います、どれも一時的なものが多く、離職を止めたり、介護人材の確保にはつながっていないのかなというふうに思います。本町独自で介護職員に補助をしていただくとありがたいのですが、現実的ではないのかなと思います。

資料7ページに、私、提案としてつけさせてもらっていますが、例えばキターネホールやピアノを使って本町の介護職を応援する、頑張ってくれている介護職を招待するコンサートやイベントなどを開催してはどうか。資料7ページの優里さんのユーチューブはとてもいい内容ですので、検索してぜひ見ていただき、参考にしていただければと思います。

人に優しい町、熊取町。熊取町で頑張る介護職員のための応援を、町長、よろしく申し上げます。

これで、本町の在宅介護「訪問介護サービス」についての質問は終わります。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）先ほどの訪問介護事業者数なんですけれども、一応令和5年と令和6年度両方、数は変わっていませんでした。

以上です。すみません。

議長（河合弘樹君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時03分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

多和本議員。

2番（多和本英一君）引き続きですが、よろしくをお願いします。

次は、学童保育についてです。

許容人数を超える入所申請のある東学童の現状と課題についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、2項目めの学童保育所について、施設許容人数を超える入所申請のあった東学童の現状と課題につきましてご答弁申し上げます。

まず初めに、令和6年4月1日時点の東学童保育所の入所希望児童数については、受入れ許容人数である112人を5人上回る117人で行っていました。そのため、待機児童を防ぐため、指定管理者の協力もあり、緊急対応として大宮地区の空き家を賃借することで、超過した5人の受入れが可能となったものでございます。

なお、5月以降は入所児童数が減少し、6月当初の段階では、この空き家を利用する児童はございません。

次に、東学童保育所の課題については、受入れ体制の整備が必要と考えております。現在の東学童保育所施設については、もともと2クラブ運営を前提とした施設ですが、その後の入所児童数の増加に伴い、令和元年度からはレンタルユニットハウスを増設して定員増を図っているところでございます。

しかしながら、東小学校の児童数については減少傾向であるものの、学童保育所の入所児童数は増加傾向となっていることから、この状況が続けば、本年度当初のように現状の施設では受入れできないことも懸念されるため、その対応策を検討する必要がございます。

まず、対応策といたしましては、常態的に受入れ許容人数に余裕がある校区もあることから、まずは既存施設の有効活用を優先的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

私も資料のほうをつけさせてもらってまして、東学童が112人のところが117人ということで、2クラブ制ということに今なっているのが現状やと思います。熊取町における学童保育の現状なんですけれども、施設許容人数から見ると資料で示しているように、赤字で示している中央学童、西学童、東学童が定員に近い人数になっているのかなと思います。その中で、今、現状として人数を超えた児童を空いている学童のほうに持って行って、そこで保育をするのが妥当な案なのかちょっと分からないですけれども、実際、東学童とか中央学童でもそういった児童がいらっしゃるのかなというふうに思っています。

実際、私自身、私のウェブサイトなどのお問合せなんかにも、東学童を利用する保護者の方からのメールであったりとか、いろいろご指摘もいただいている部分があります。その内容については、NPOにもしっかり伝えさせてもらっています。その訴えの中で、ここ数年、東学童の雰囲気が変わったとか、そういう声も聞かせていただいています。

今回、質問するに当たって、先日、坂上巳生男議員と一緒に東学童も見学のほうさせていただきました。学童の基本条例ですけれども、1クラブの児童数はおおむね40名以下とするとなっており、生活スペースは1人当たり1.65平方メートル以上でなければならないとされているということで、

東学童の現状を私自身も見て、プレハブが1つ追加されて、一応、形的には3教室みたいな形になっているのが実情です。

そこに通われている児童数が47人ともう1クラス47人と、プレハブが18ということでお聞きしていますが、この現状というか、数字もあると思うんですけども、東学童はやっぱりもうこの人数になってきているのであれば、3クラブ化する必要があるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） まず、多和本議員おっしゃるみたいに、条例基準については、1クラブおおむね40人以下、1人当たりの専用区画おおむね1.65平方メートル以上を確保するのが基本になってございます。

ただし、この条例施行時、平成27年度でございますけれども、現有施設においては経過措置を設けているため、すぐさま条例違反ではございませんけれども、今おっしゃられるみたいに大規模化というものにつきましては、解消していく努力は必要と考えてございます。

現状の規模が望ましいというふうには、我々も考えてはございません。そのため、入所の内定を出すまでに、一定時間がかからないような受入れ体制を早めに確保できるようにしたいと考えてございます。

3クラブ化に関しましては、現状の敷地におきまして、これはNPOともこれまでも協議のほうは重ねてきておるんですけども、その場所での拡充というのは、やはりその園庭が狭くなることで、建物には入れてもその前で遊ぶときにごちゃごちゃしてしまうというところがございまして、そこは逆に保育環境が悪化してしまうのではないかとこのところで、難しいなというふうに考えてございます。

では、ほかの方法がないのかということ、これまでも数年にわたり考えてきているわけですが、ちょっと妙案が今のところ浮かんでいないというようなところでございます。3クラブ化が必要な人数、規模であるというようなことの認識はしてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ありがとうございます。

3クラブ化が必要な認識はしていただいているということで、私自身も現場というか、東学童を見させてもらったときに、やっぱりかなり人がぐっと詰まっているような状況で、当然、広場というか、その前のスペースにさらに何か建物を建てるなんかというのは、もう到底不可能なような状況やと思います。危険もあることやと思うんで、できれば、だから今現状は、場所で2クラブ、それ以外の場所で1クラブみたいな形で、3クラブ化を早急に目指す必要があるかと思えます。

実際、私が提出した資料の中にも、一応疑問点上げているんで、そのまま質問させてもらいますけれども、1つは、東小学校の教室を利用できないのか、2つ目は中央小学校とかのように校庭にユニットを造れないのか、または、ひまわりドームの裏の臨時駐車場スペースに1つユニットを造れないのかということで、これについてお答えしていただけたらと思います。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） まず、ご提案の1点目からでございますけれども、東小学校の教室を利用できないのかという点でございます。

我々福祉部局といたしましては、望ましいのは放課後も子どもが校外に出ることなく、そのまま直接学童保育所に入れる環境が望ましいのではないかとこのように思っています。一番念頭には置いてるところでございます。これが実現できているのは、一番最初にそれが実現できた北小学校であったり、校舎の中で保育ができていたというような状況になってございます。

その念頭を置きながら、我々も小学校の教室が利用できないかということは常々考えているところでございまして、この令和6年度当初の受入れに当たりまして、キャパオーバーというところ

でございますので、教育委員会のほうにも相談を懸けましたけれども、児童数は減っておりますけれども空き教室というものはないということで、現状もそれは変わらないというところでございますので、このプランについてはちょっと断念せざるを得なかったというところでございます。

次のご質問のご提案の中央小学校のように校庭にユニットを造れないかというところでございます。

こちらにつきましても、数年前に健康福祉部局におきまして、そういったユニットハウスが仮に造れるのであれば、学校の中で造らせてもらえるのであれば、どの辺がいいのかなというような目測を立てて、候補地をこの辺がいいのかなというところで考えたという経過があると聞いております。その際に、その当時ですけれども、給排水設備が下水につながるまでの距離がすごく遠いというような事情もあって、すごく費用がかさむというところもございまして、予算協議をするまでは至らなかった。その後の進展は、今のところはないというふうになってございます。

再検討の余地は、ユニットハウスを増設するかしないかという議論は最初に立つんですけれども、ユニットハウスを増設する際の再検討の余地はあるかもしれませんので、今後の取組のために調査研究は必要かなというふうに考えてございます。

最後に、ひまわりドーム裏の臨時駐車場スペースにユニットという部分もございましてけれども、もし仮にユニットを造るというような場合は、まずは先ほど申し上げました2番目の小学校により近いところでの優先順位というような形で考えてございますので、現時点でご提案のあった部分につきましては、我々としては、ご提案としては1つのアイデアとして捉えさせていただいた上で、今後の検討材料として取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今回、この3つ質問させていただいたんですけれども、東小学校の教室を利用できないのかというのが一番現実的じゃないかなと、費用の面も含めて。もちろん東小学校に通っている子どもたちがその後、学童に行かれるんで、東小学校の教室を利用するのが一番スムーズにいくんじゃないかなと思いますけれども、この東小学校の教室を使えない理由というのは何かあるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。まずは、一般、何と言うんでしょう、利用している教室に、あえて先ほど申し上げなかったんですけれども、空きというものがないと、時間帯的に空いているやろうというようなご指摘もあるかもしれませんが、常に空いている教室が、学童保育をするにふさわしい教室が存在しないというふうに我々は認識をしております。

以上です。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません、補足ですけれども、もうご存じのように、児童数というのはもちろん減ってきてはおるんですけれども、一方で、実は支援教室のほうが増えてきているというところがありまして、余剰といいますか、空き教室、先ほど答弁ありましたように、常に学童で使っていただくような形での余剰というのが、今現状ないというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今答弁いただいたその空いている施設がないから、なかなか難しいということなんですけれども、それでは結局、やっぱりこういう問題についても解決していかないといけないことだと思うんで、その中で何とかしていただけたらと思うんですけれども、今後、児童の人数が減ってくることは理解しています。だからといって、今の児童たちに関係はなく、安全に過ごせる適正な空間をつくる必要があると思います。

先日、東小学校でのタウンミーティングでも、子育てについて、町への指摘や要望もあったと思います。その方は、熊取町で子育てしたいと思ってきたが、がっかりしているという声がありました。私も子どもの頃から熊取で、今こうして町に関わる人間として、その方の指摘を聞いて正直ショックでした。中央学童についても課題はありますが、この東学童の施設整備を含めた3クラブ化については、もうほほえみ子育て熊取町として早急に考えていただきたい。できるだけ早く3クラブ化を目指していただきたいと思っています。前向きに検討のほうをお願いします。

その3クラブ化以外にも、最後に、NPOからも支援員の人材確保に苦勞されているとお聞きしました。町からほいく就職フェアと一緒にいられてはということの提案があり、ぜひ参加されたいとのことでしたけれども、昨年、民間の保育所で働く方の応援として保育士就労支援金を最大50万円出していただくことが決まりました。同じ就職フェアに出ても、条件が違ってくるとも言われていました。町内の同じ民間で、子どもに関わる大切な役割を担っていただいているNPOの人材確保に向けても、保育士就労支援金の適用を検討できないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）現状ですけれども、現時点で学童保育所を運営するに当たってのスタッフが、今確実に不足しているという状態ではないというふうには聞いてございます。ただし、今後、退職であったりとか、長時間働いてくださる方が本来は欲しいんやとかというようなところは、今後対応が必要かなというふうに考えてございます。

ご提案いただいております就労支援金の創設に関しましては、民間保育所の職員に関しましても、4月から制度開始してPR等もやっておりますけれども、現状、我々の下に、園にも確認はしておりますけれども、実際に申請等に来られている方がいらっしゃらない、相談に来られている方もいらっしゃらないという状態でございます。これが今後、今、支援金に関しましては、まずは3か月要件というのを我々設けてございます。3か月継続してまず働いていただいたら、その時点で10万円、年度末まで働いてもらったならさらに10万円ということで、今年度続けて働いていただいたら20万円と、以降15万、15万円という形で、最大50万円というような仕組みを取ってございます。

この保育の就労支援金の実際にこの3か月要件を満たした後に、満たすであろうというときに、どれだけの件数が出てくるのかとかいうようなことも、総合的にちょっと見ながら判断はするべきかなというふうにございますので、この場で、同じように同じような額をつけていくというようなことは、今のところは考えてございません。

国においても一定、支援員の処遇改善につきましては、毎年度それなりの処遇改善であったりとか、部分も示されてございますので、そういった部分も活用しながら、さらに独自の施策が必要ということでしたら、そういったご提案も含めた検討は必要かと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、今のところ創設については考えてはございません。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

保育士の支援金についてもまだ始まったばかりということで、この間も1回その就職フェアがあったというような状況で、これからどういうふうにこれが活用されていくかというのは、まだ未知な部分はあるかと思いますが、やっぱり学童の支援員を、人材を確保していくという上でも、同じような内容で、せっかく保育士に支援金を出していただくことが決まっているので、同じような枠組みで積極的に考えていただけたらなと思います。

本当に実際、私も現場を見させてもらって、なかなか厳しい状況になっているのも本当に自分の目で見て感じていますし、やっぱり学校も今教室がない、それに見合う場所がないとおっしゃられているんですけれども、でも、もうそういう現実というのはやっぱり理解をしていただいて、いろんな本当に全てのことをリンクしていただいて、子どもたちのことを考えていただく必要があるのかなと思います。

最後ですけれども、学童保育についての質問は、坂上巳生男議員も後からしていただけるので、より前向きな答弁を期待しています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君）それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

休憩を挟みまして、どうしてもおなかの皮が張りますと目の皮がたるみます。緊張感を持って質問させていただきますので、ご答弁よろしくをお願いいたします。

まず、1点目、役場のデジタル化につきまして、過去にも本町の議会のほうでは、自治体デジタルトランスフォーメーション、以降、自治体DXと短縮させていただきますが、この自治体DXの推進につきましては議題に上がっておりまして、この計画の推進は、行政サービスの効率化と町民の利便性向上において極めて重要な課題です。

急速に進化するデジタル技術を活用することで、業務の効率化を図り、効果的かつ透明性の高い行政運営を実現し、町民のニーズに迅速に対応することが求められております。

一方で、デジタル庁のほうでは、地方公共団体情報システム標準化と、こちらの取組が推進されまして、自治体独自の取組につきましては、非常に今後の展望が定まらない時期で、本当に毎日試行錯誤されていると思われまます。

早速ですけれども、一応現状の把握ということで、現在の、1点目の質問になります、マイナンバーカードの交付枚数、保有枚数を教えてください。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）それでは、緊張感を持ってご答弁させていただきます。

マイナンバーカードについてご答弁申し上げます。

まず、マイナンバーカードの更新を含むこれまでに交付された累積枚数でございます。交付枚数でございますが、令和6年4月末現在、3万4,764枚となっております。

次に、交付枚数から死亡などにより廃止されたカードを除く、いわゆる現に保有されております枚数である保有枚数につきましては、同じく令和6年4月末現在、3万2,535枚、保有枚数率でございますけれども75.6%となっております。

なお、保有枚数率の大阪府内平均は72.2%、全国平均では73.7%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

どちらも率にしては、本町は多少上回っているというご答弁いただきまして、ありがとうございます。

ただ、やはり昨年5月、9月ですか、私のほうから枚数聞かせていただいたときも3万3,000ですか、その時点で、365枚。4月現在で3万4,764枚ということで、なかなか申請数は伸びないような状況かなと思われまますけれども、自治体DX推進に当たりましては、私たち利用する側もやはり環境を整える必要があると思うんですね。そのために、このマイナンバーカードの取得というのは、もうその第一段階に当たることだと思います。

今年の12月には、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行されますし、DXの先進事例を見ましても、やはりマイナンバーカードが必須になるという事例が多くなってきているんですね。昨年は、キャンペーンでマイナポイントを付与することがありまして、本当にその申込期限が迫ってくる頃には、申請窓口にずらっと行列ができるほどの状況でしたが、先ほど数字にも出していただきました。なかなか最近は、申請が伸び悩んでいるという結果を受けまして、今、2点目の質問になります。取得を推進する活動について、現在の本町の状況を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）2点目の取得を推進する活動についてご答弁申し上げます。

マイナンバーカード取得の推進につきましては、通常の窓口業務に加えまして、月2回の夜間の窓口開設及び月1回の休日窓口開設を行っているほか、福祉施設など団体が希望される場合、出張による申請サポートも行っているところでございます。

これまで同様、申請の機会をしっかりと周知してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

これとって新しい取組はされていないというお返事だったと思います。

次、2点目になります。

本町の公式LINEアカウントについてですが、登録者数の推移を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の公式LINEアカウントにつきまして答弁申し上げます。

初めに、町公式LINEに関する本町の取組方針でございますが、全国的にSNSの中でも利用実績が非常に高く即時性もあることから、イベント情報はもちろんのこと、災害時の防災情報の発信なども想定した上で、一人でも多くのお友達登録の増加を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。

ご質問の登録者数の推移でございますが、令和2年8月に運用を開始して以降、まず、8か月を経過した令和3年3月時点で約2,400人、その1年6か月後の令和4年9月時点で3,100人増の約5,500人、その1年後の令和5年9月時点で1,300人増の約6,800人、その9か月後の令和6年6月現在でございますが、500人増の約7,300人と増加している状況でございます。

この間、各種イベントでのPRや広報誌、ホームページによる周知に加え、毎月1回、熊取駅前では広報誌とともにお友達登録のキャンペーンを実施するなど、様々な機会を捉え積極的に周知を行ってまいりましたが、導入当時掲げました目標である2万人に向けて、今後もあらゆる機会にしっかりと精力的に活動してまいりたいと考えておりますので、議員皆様におかれましても、ぜひともご理解とご協力をいただければ幸いです。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

この本町が利用しています公式アカウントなんですけれども、これはLINEの中の地方公共団体プランということで、無料で利用できる形のシステムになっているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘のとおりでございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）これは次の質問にもなるんですけども、機能の拡大についてなんですけれども、現在の公式LINEでは、先ほど災害時のプッシュ、そして、くまっ子ナビのインストールだとか、粗大ごみの回収申込みですね。あと道路・公園・水路通報システム等の手続きができますけれども、この機能の中に、例えばですけども公共施設、体育館等の利用申込みだとか、あとキターネホールのチケット、お金のやり取りは駄目でも申込みだけでもできるとか、そういう機能を現在のこの無料プランの中に組み込むとかいうのは不可能なんですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）まずは、用意したご答弁のほうを答弁させていただきたいと思っております。

続きまして、機能の拡大でございますが、現在、公式LINEでは、ご指摘のとおり6つのメニューが表示されておまして、「ゴミ出し検索」や「道路・公園・水路通報システム」などといった付加機能がございます。また、そのほか、設定画面よりお住まいの地区のごみ出しの日をお知らせするごみ出し通知設定も行うことが可能となっております、大変ご好評をいただいているところでございます。

また、このたび6つ表示しているメニューのうち、2類から5類となった新型コロナウイルス関連情報をイベントカレンダーに入れ替える予定でございます。このように、時勢に応じた柔軟な対応によりまして、住民の皆様にとってより便利な情報ツールとなるように改善してまいりたいと考えております。

ご質問のさらなる機能拡大につきましては、LINEから行う行政手続や、また、設定された人の属性に応じたトリガー配信といったものが想定されますが、今以上の機能を追加することは相当高額な費用がかかるために、その導入に関しましては、費用対効果を検証した上で慎重に導入の可否を見定める必要があるものと考えてございます。

ただいまご提案いただきました公共施設の利用、もしくはキターネホールのチケット申込み、こういったものに、要は追加機能としてというご提案ございましたが、本町のシステムでございますけれども、追加機能というのが3つ、最大6つまでということになっておまして、答弁で申し上げましたとおり、オプション機能ということで、かなりちょっと高額な額でオプションを追加することも可能ということにはなっておるんですけれども、ご提案いただきました分、答弁でも申し上げましたとおり、費用対効果等々も参考にしながら、今後、検討課題というふうに承りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

相当高額な費用ということなんですけれども、ちょっと規模感が、私分らないんですけれども、実際に生々しい話なんですけれども、どれぐらいの金額がかかるんですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）この件につきましては、うちのこのシステムといいますのが、ホームページと連動しておまして、ホームページの使用料委託料の中に組み込まれてございます。その支払いの中に、ホームページの保守料委託料の中に組み込まれておるんですけれども、こちら具体的に先ほど申し上げました、例えばトリガー配信であったりとか、そういったものを追加するに当たっては、団体の規模感によりまして費用が相当変わってくるということでございまして、すぐにちょっと答えを出せないということで、ただ、それなりの相当な費用ということで、ちょっとお答えを頂戴しておまして、議員ご質問の我々も具体的な金額を教えてくださいたいところなんです、今現在、調べていただいているところでございますので、また具体的な金額が分かりましたら後ほどお伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）私は、そういう機能を取り入れることで、やはり人件費だとか、これから先ほども話出ていますけれども、いかに人間を使わずにそういったことを進めていくかということが必要になってくる中で、人件費相当ぐらいでできるものでは到底ないということですよ、それでは。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）人件費のほうですけれども、やはり1人平均500万円相当の人件費がございまして、その1人分に該当するかどうかというところは、私の肌感覚ではそこまではいかないとは思いますが。

ですので、ただ、職員の持っている時間数、時間数の削減につながる、これはもう間違いないかと思っておりますので、先ほど答弁で申し上げましたとおり、やはり費用対効果、そういったところをしっかりと見極めて、住民サービスの向上とそれから人件費削減、費用対効果という、そのバランス

を考慮しながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）利用する側の意見としましては、効果はあると思いますので、ぜひとも進めていただけたらと思います。

では、次の質問になりますけれども、一昨年9月議会のご答弁で、翌年の令和5年度、DX推進への取組をお聞かせいただきましたが、その成果のほうを教えてください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の3点目、令和5年度の成果につきまして答弁申し上げます。

役場のデジタル化、いわゆるDX推進につきましては、令和2年度に策定いたしました熊取町スマートシティ構想に基づきまして推進を図ってきたところでございますが、議員ご質問の1点目の令和5年度の成果につきましては、主に4点の成果を上げております。

まず、1点目が、行政手続のオンライン化の推進でございます。2点目が、町立保育所のICT推進による保育環境の向上でございます。3点目として、子育て支援アプリを活用した子育て支援の充実でございます。そして4点目としまして、午前中も渡辺議員から質問ございましたが、現在、実証実験中の音声認識AIを利用した役場窓口等での音声の文字化が主な実績となります。

それでは、1点ずつ具体的にその成果の概要をご説明させていただきます。

まず、1点目の行政手続のオンライン化の推進につきましては、令和6年4月に策定いたしました熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び施行規則の策定に取り組んだところでございます。

また、国において紹介されている約200の行政手続の中から、関係課にヒアリングを行いまして、オンライン化しやすいと思われる約50手続をピックアップしたところでございます。今後この50手続については、実現可能性も含め検討をしっかりと進めてまいります。

加えて、がん検診等Web予約システムの導入を行いまして、既に導入している健康管理システムと連携させることで、個人の受診履歴に応じた受診資格の有無の即時判断が可能となりまして、申込間違いを防止するとともに、対象者への受診勧奨通知を必要なタイミングで行うことが可能となりました。

また、今までは窓口や電話、ウェブ等からの予約管理を紙台帳で管理しておりましたが、当該予約システム上で一元管理することによりまして、予約状況が複数のパソコンで即時に確認、登録等ができるようになり、事務の効率化が図られたところでございます。

次に、2点目の町立保育所のICT推進による保育環境の向上につきましては、町立保育所3か所にICTを活用した保育所業務支援システム（コドモン）を導入いたしまして、手書きで行っていた登降園管理をQRコードに変更することや、欠席・遅刻などの電話連絡につきまして、アプリなどで実施することにより、手書き時間の短縮や電話による拘束時間の減少による負担が軽減されたため、保護者及び保育士の利便性向上につながっていると考えております。今後は、紙のお知らせなどを一斉に配信できるよう検討を進める予定としております。

次に、3点目の子育て支援アプリを活用した子育て支援の充実につきましては、乳幼児健診受診の間診票の記入について、健診ごとに同じ内容を記載する項目がありまして、保護者に負担がかかっておりましたが、デジタル間診票を導入したことで、初回以降は一部入力が必要となり、間診票の作成が簡略化されております。また、健診結果を保護者がアプリで確認できるなどの利便性の向上が図られたものと考えております。

加えて、今まで紙の健診結果を見ながら、健康管理システムへ全件手入力しておりましたが、一部デジタル化されたことにより自動で連携され、業務の効率化が図られております。今後、アプリの登録件数が増えることで、より一層の効率化が図られることを期待しております。

最後に、4点目の実験段階の音声認識AIを利用した役場窓口等での音声文字化についてでござ

いますが、聴覚障がい者の方や高齢者など、声の聞き取りにくい方のために、現在ふれあいセンター1階のカウンターに1台、音声を自動で文字に変換し、表示するAI音声認識システムを導入しております。令和5年度は、窓口で1件、講座関連で2回利用しましたが、文字変換がなかなか思うようにいかず、今後、認識向上に向けた実証、また、プライバシーの検討などの実証を継続する必要があると考えております。

一方で、職員が利用する場合においては、会議などの議事録作成にも利用可能であり、編集用のソフトと組み合わせることにより、従来の文字起こしの作業と比較して、相当量の作業軽減が確認されたところでございます。

以上、4点が令和5年度主な実績内容となります。今後も行政DXの推進につきましては、住民の利便性の向上を第一義として、費用対効果も考慮しながら、できるところから着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

ご答弁で次の質問の内容もちょっと触れていただいたように思うんですけども、DXを推進するに当たって、問題点と課題についてということで教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）DXの推進についてのご質問の2点目、推進するに当たっての問題点と課題について答弁申し上げます。

DXを推進するに当たっての問題点として、大きく2点想定しております。

まず、1点目が高額な費用がかかる点、2点目としまして、ICT技術に精通した人材が不足している点、この2点が課題であると認識しておりまして、この2点につきましては、本町のみならずDX推進に当たっての全国的な課題というふうにされております。

まず、1点目の高額な費用がかかる点につきましては、最近の例で申し上げますと本年2月の議員全員協議会において説明させていただきました自治体情報システムの標準化に代表されますように、DXを推進していくためには高額な費用が必要となります。また、新たなシステムを導入するためには相当な費用もかさんでまいります。そして、これらの多額の費用の財源をいかに確保していくかが課題と認識しておりまして、全国町村長会を通じて、国に対してランニングコストも含めた財源確保の要望を行っているという現状でございます。

2点目の課題、ICT技術に精通した人材が不足している点でございますが、本町におきましては、令和4年度からいち早くICT人材枠を設け、令和6年度までに2名のICTの知識に精通した人材を確保することができたところでございます。しかしながら、一言でデジタル技術と申しましても、幅広い知識と各分野における専門性が求められ、全ての知識を網羅した人材を育成、確保することは、全国的な課題である点からも非常に困難であると考えております。

以上のことから、人材の育成と確保という点が、今後のDX推進に当たってのもう一つの課題であると認識しております。その課題解決に対しまして、国の人的支援として外部の専門家の意見を頂戴できる様々なメニューが用意されております。これらメニューを活用いたしまして、外部の専門家の意見もいただきながら、課題であるデジタル人材の育成や確保を補完し、全国の自治体に後れを取らないよう、DXの推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先日、新聞で、マイナンバーを使って行政手続に必要な個人情報を行政機関の間でやり取りできる情報提供ネットワークシステムを活用して、地方自治体がどれぐらいほかの機関に情報を照会したか調査したところ、一度も照会実績のない行政手続が、福祉や医療の分野を中心に4割近くある

ことが分かったと報じられました。

その中には、頻繁に照会がある手続もあるとのことですが、結果的に見えてくるのは、国がシステムを構築しても、現場レベルでそれほど必要のないものなのか、それとも、先ほど人材の問題もあるというお話でしたけれども、活用し切れていないのか、その辺はどういう形なんですか。議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）非常に難しいご質問をいただきました。

こちらにつきましては、実際両面、ご指摘されたところ両方あるかと思えます。実際に現場として、まだ正直なところ把握し切れてないということも実際あるかと思えます。その上で、それをじゃ、実装していくに当たっての、要はそれを使いこなせる人材、これがまだ育成されてないといった、実際、地方自治体、大小ございます。政令都市といった非常に大規模な団体から、村レベルといったところ、それを標準化という一くくりで、今後、進めていくようにということで、国はいろんなメニューを用意していただいているんですが、実際のところ、熊取町は4万3,000人の団体ということで、今携わっているその職員、また、現場でICTを活用している職員、それらの数が充足しているかといえば、これはその中でしっかりとやっていかなければ、つまりどういうことかといいましたら、今いてる人材をいかに育成していくかということが、やはり今後の課題になっていくのかなということをござしまして、ご質問の点につきましては、両面の課題が今後やはりあるので、しっかりとそれらに対応していくようにしていかなければならないかなということをござします。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

なかなか人材を育成する時間と、それとAI機能が発展していく時間と、どちらが早いのか競争みたいな感じにはなりますけれども、ありがとうございます。

次、質問いきます。去年3月には、書かない窓口についてということで一般質問がされました。これは最初のステップでありまして、デジタル窓口の推進に力を入れている自治体では、既に行かなくてよい窓口という形で、行政サービスをスマホ一つで完結させるシステムを導入されております。

身寄りのない単身の高齢者の方が、急に事故で足が不自由になりまして、これから買物や病院をどうしたらいいのか不安で、不安で、役場に電話されました。そのときに、相談に乗ってもらおうと電話をしたら、その電話で、一度ぜひ相談に窓口へお越しく下さいと言われてた、これは冗談みたいな話で、行けない窓口と言われておりますけれども、交通手段がないなどの理由で、買物難民という言葉がありますけれども、行政手続難民という言葉が生まれてくるかもしれません。役場へは買物と違って毎日行く必要はありませんけれども、必要なときに窓口に行きたくても行けない、先ほどの行けない窓口ですね、という状況はあると思われまます。

スマートフォンの普及率は、今現在約90%、私自身もやはり生きている間はこのスマホというのは便利ですので使い続けたいと思っています。既にアンドロイドスマートフォンには、マイナンバーカードのスマホ用電子証明書機能が搭載されておりまして、iPhoneのほうにも来春搭載予定です。窓口のオンライン化が進んでいるところでは、個人認証システムを活用しまして、住民票などの行政手続もスマホ一つでもう完結できます。やはり利用者の方からは、忙しいときに役場へ行かずに手続できるので助かりますという声や、夜や土日でも手続できるのがうれしいといった反応が多く寄せられているそうです。

この行かなくてもよい窓口、スマホ一つで全てが完結する窓口の開設に当たりまして、本町のお考え等をお聞かせいただけますか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、DXの推進についてのご質問の3点目、行かなくてよい

窓口について答弁申し上げます。

行かなくてよい窓口に対する国が想定する主な手法が、非対面によるオンライン申請ということになります。その国が整備した代表的な取組として、引っ越しワンストップサービスがございまして、本町においても令和5年2月6日より実施しているところでございます。具体的には、マイナンバーカードをお持ちの方は、専用のポータルサイトであるマイナポータルからオンラインで転出届の提出から転入手続のための来庁予定の連絡ができるようになっております。つまり、オンラインでの転出手続を行った場合、転出元の市区町村への来庁は、原則不要となっているものでございます。

また、他の市区町村で実施されている取組といたしましては、住民票や税証明書の申請をオンラインで実施し、キャッシュレスによる支払いの後、郵送による送付を実施されている取組がございまして。こちらの取組につきましては、先ほど1番目で答弁させていただきました行政手続のオンライン化の推進の中で、費用対効果も含め、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えております。

このように、行政手続のオンライン化を推進することが行かなくてよい窓口につながるものと認識しておりますので、継続してしっかりと検証してまいりたいと考えております。

全国で様々な行かなくてよい窓口につながる取組が始まっていると認識しておりますが、本町といたしましては、まずは、行政DX推進の基盤となる令和8年1月導入予定の自治体情報システムの標準化対応に全力で取り組み、将来的に行かなくてよい窓口の推進にもつなげ、ひいては、住民皆様のさらなる利便性の向上につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

議員のほうからご質問いただきました今現在の取組、オンラインの状況、今後のというお話ございましたが、既に現在、オンライン化の手続のほうですけれども、81種類の手続のほうを行っているところでございまして、代表的なものをご紹介しますと、児童手当の受給資格認定請求書であったりとか、保育施設の利用申込み、また、乳幼児健診のデジタル申請、また、がん検診のチェックリストであったりとか、粗大・不燃ごみの収集の申込み、また、就学支援援助申請など、こういった81種類のもので、いわゆるパソコン、スマホでできるといった、そういったところでございまして、今後につきましても、しっかりとこれらの数を増やしていく努力を続けてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

時代の流れから見ますと、もう行かなくてよい窓口になることは必然的なことだと思うんですね。もう何もかもスマホ一つで完結できるという形で、どんどん多様性を尊重しまして、誰一人取り残さない熊取町ですから、決してそういう行けない窓口、そのような窓口をつくらないように、今後ともよろしく願いいたします。

次、大きな質問の2点目になります。学校教育についてです。

小1の壁への対応につきまして、この問題は、学校教育の問題というよりも労働環境や社会政策、また、個々それぞれの家庭のサポート体制など、複数の要素が絡み合って生じる問題となります。そのため、この問題を解決するには、やはり学校や企業、政府、そして、自治体として連携して取り組むことが必要となってくるとお考えしますので、今回この質問をさせていただきます。

小1の壁とは、子どもが保育園を卒園して小学校に入学するタイミングで、親が仕事と育児の両立を困難に感じることを言われております。様々な問題がある中で、子どもが保育園に通っていたときには、早朝保育や延長保育などによってできていました仕事と育児の両立が、小学校に通い始めた途端に難しくなるといった親と子の生活時間のずれという点に今回着目いたします。

小学校は、保育園のときよりも預かってもらえる時間が、朝は1時間程度、夜は2時間程度、時間が減るようです。本町の子ども・子育て支援計画には、小1の壁の打破ということで、放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう学童保育の施設の確保と内容の充実に努めると書かれておりますが、実は、朝の子どもの居場所についての悩みが明らかになっておりまして、

共働き世帯では、小学1年生になったばかりの子に1人で戸締まりをさせて登校してもらっている世帯や、登校する子を見守るために、ご夫婦のどちらかが転職するしかないといった結論に至る世帯もあるとのことでした。

ベッドタウンとしまして、まちの魅力を拡充させてきました本町は、やはり遠方に通勤されている方も多く、また、勤務先が近くても共働きの世帯、そして、シングルペアレントのご家庭にとっては直面しやすい問題と考えますが、この問題についてのお考え、対応についてお聞かせください。議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、学校教育についての1点目、小1の壁への対応についてご答弁申し上げます。

今、議員からもありましたように、小1の壁、いわゆる共働き家庭やひとり親家庭の場合、小学校入学前までは延長保育等を利用していただいていた保護者が、小学校入学後はそれを利用できなくなる。そのため勤務条件の変更や退職せざるを得ないといった問題に対してという問題であるというふうに我々も認識してございます。

議員もおっしゃられていましたように、この小1の壁という問題は、家庭、勤務先、行政などそれぞれができることに取り組んでいく必要があると考えてございます。

本町では、これまで学校外での児童の居場所づくり等として、学童保育所や放課後子ども教室「くまとり元気広場」などに取り組んできております。

一方、現在大阪府下では、豊中市が校庭開放の時間を早めるといった取組を実施しているということは新聞報道等で把握はしてございますが、まだ始まって間がないというところも踏まえ、その対応については限定的で、費用対効果に疑問を感じておるところでございます。

また、本町では、校庭開放の時間を早めてほしいといった保護者からの要望は、現状はいただいておりますので、現在、小1の壁の問題に対して新たな対応は考えてはおりませんが、児童生徒を取り巻く環境の変化には引き続き注視してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほどお話のありました豊中市のほうでは、やはり7時に警備員の方が校門を開けて、体育館などで1時間程度見守ることをされていまして、教員には負担を増やさないということ、民間に委託をされておられて、もうご存じのように年間で約7,000万円といった非常に高額な費用がかかるということで、費用対効果に関しまして、そして、開けてみれば利用児童も非常に少ないというお話もありまして、継続が必要なのかどうかというお話になりますけれども、同じことをするのではなくて、先ほどお話もありましたように、本町はベッドタウンでやはり共働きのご家庭は非常に多いです。そういう方から、今年たまたま私の方がその方から直接お話を受けましたので、こういうご質問をさせていただきましても、今はなくても今後これからどんどん大きくなっていく問題になる前に、やっぱり何かしら自治体としましてそういう緩和手段といいますか、それをそういう環境を提供していただけたらと思いますので、ぜひともご検討のほうよろしく願いいたします。

次の質問になります。学校給食場の改修方針についてでございます。

本年度、町長の所信表明のほうにも、小・中学校の給食調理場については、施設全体の老朽化が進んでいるため、整備の在り方について検討を行い、持続可能な学校給食の提供に向けた取組を進めるとございました。

また、学校施設長寿命化計画に、「給食場については、校舎と一体になったものは長寿命化改修、それ以外については改築を基本とし、今後の給食施設環境の改善につなげます」と書かれております。今でもこの改修方針について、この基本に沿ってご検討を進めていくのかどうかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、2点目の質問についてご答弁申し上げます。

学校給食施設の改修や更新につきましては、多額の費用を要するものであることから、計画的に取り組むべく、今先ほど議員もおっしゃられたように、令和2年度に策定しました熊取町学校施設長寿命化計画の中で位置づけてございます。

一方、児童生徒数が減少していく中で、給食の運営方法については、自校方式を基本としつつも、親子方式やセンター方式といった他の方式も比較検討すべき時期に来ていると考えてございます。

今後の給食施設の改修等に向けて、今年度中に給食運営方針を策定する方向で今現在考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。私も個人的には同じ考えです。

先ほどの学校施設長寿命化計画では、おっしゃっていただきましたように、近年中に改修時期を迎える建物が多く、大きな財政負担が課題であるとあります。給食調理場につきましては、過去の議会でも保健所からの指導に対しての見解としまして、その場で対応できるものは速やかに対応はしているけれども、やはり効率的に改善していくには時間が必要ですし、費用も必要だというような内容で、やはり抜本的な対策にはまだまだ時間もかかりそうですし、非常にやはり財政負担というものを懸念いたします。本当に多角的な視点から未来を見据えて、この給食実施方式を検討する時期ではないのかと考えますので、ぜひともよろしく願います。

次の大きな質問になります。大阪・関西万博についてです。

子どもを無料招待する大阪府の事業につきまして、開催まで1年切りましたけれども、大阪府は、府内に住む4歳から高校生までの約102万人を対象としまして、万博に無料で招待する方針を示されております。

先日、報道で、この事業に参加するかどうかの意向調査を府内の学校にしたところ、約75%の学校が参加希望だったという調査結果を公表されました。こちらは5月末を期限とした意向調査であったと聞いておりますが、こちらの質問に本町はどのように回答されたのか教えてください。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、2025大阪・関西万博についてのご質問のうち、子どもを無料招待する大阪府の事業についてご答弁申し上げます。

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマ及び「未来社会の実験場」のコンセプトの下、日本を代表するプロデューサーによりパビリオン展示や海外の国や国際機関によるパビリオン展示等が予定されています。

子どもを無料招待する大阪府の事業は、子どもたちが未来社会の先進的な技術やサービスに触れることにより、将来の夢や希望を感じることを目的としており、大阪の児童・生徒を万博会場へ無料で招待するものです。これらを通じて、未来の大阪の持続的な発展の担い手の育成につながることも目的としております。

そのため、小・中・高校生については、家庭環境にかかわらずより多くの児童・生徒に来場する機会を提供するために、開催期間184日間の期間内で、学校もしくは学年単位で来場することとなっております。

熊取町におきましては、不透明な点が多いため、子どもの安全確保等の状況を見ながら参加について検討していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）じゃ、今よく報道でされていますけれども、答えのほうは2択であるという形で、後方のほうの検討するということでご回答されたという形ですね。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）2択であったというところで、一旦は今、参加の意向ということで、8小・中学校ともエントリーをしている状況であります。

ただ、様々な今課題がありますので、今後、府からの情報をしっかりと見極めて、参加についての行くか行かないかというのを慎重に検討していきたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）アンケートの回答としましては、8校とも希望するという方向で、一旦は答えはさせていただきます。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）順番で申し訳ございません。

一応、参加というふうに書いているんですが、あの調査は、あくまで府のほうはどれぐらいの学校が希望し、ある特定の日にはどれぐらいの学校が来たいと言っているのか、あるいは、バスの台数を確保するために、どれぐらいやっぱりバスの予約を取っていかないといけないのかという状況を把握するための調査だと我々は認識しております。

だから、あくまで参加とは答えていますが、絶対参加しますではなくて、我々としたらやはりその子どもの安全・安心というものを第一に考えていきたいと思っております。ただ、今現在、不透明な状況も非常に多い中で、安全が確保できるかどうかということを確認した上で、参加する、しないというものを決めていきたい。だから、あの調査はあくまで実態、状況を調査するものであって、必ずしも参加するしないというものを問うたものであるとは、我々認識しておりませんので、今現在のところ、子どもの安全・安心の確保の状況を確認したいというふうに考えているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

回答はそういう回答だったということで、私の認識でしたが、熊取町はもう進んで子どもを参加させるんだというふうに勝手に取ってしましまして、その後の複数回、実施する考えのほうにも、熊取町は複数回実施するということに名前がありましたので、ちょっと私自身が勘違いしていた部分もありました。すみません。

複数回利用するというところに名前がありましたんで、非常にいいことだと思しまして、やはり1回だけですと、学校行事でどうしてもパビリオンなんかも、万博協会からここを見なさいということで指定をされまして、行動が非常に制限されるという話を聞いていまして、複数回参加するんだったら、やはり2回目、3回目は子ども自身が関心を持つテーマで見学できる可能性があるんじゃないのかなと、そういう場合は、子どもが新しい発見やインスピレーションを得ることができまして、本当に絶好の機会になるんじゃないかなと思っておりました。

先ほどもそういう意向調査ということで、6月から私、バスの会社のほうにおるんですけども、協会からも連絡はありますし、各自治体からの連絡もありますし、おたくでバス取れませんかということでひっきりなしに問合せもあります。協会もあと旅行会社も、非常にそういったことで、今ばたばたされていますけれども、やはり国の事業ですんで、始められる頃にはそういう問題点を一つずつきっちり解決されていると思いますので、個人的な意見にはなりますけれども、ぜひとも積極的に参加していただいて、1回だけとは言わずに2回、3回参加していただけたらと思います。

本当に先日、先ほどお話もありました複数回招待したいという考えを大阪府知事も表明されておりまして、本当に最先端の技術やサービスを直接触れる体験を重ねることで、夢と希望をたくさん感じ取ってもらいたいと説明もされておりました。でも、本当に最近この事業に関しては、後ほどもご質問あると思いますけれども、いろいろな諸問題が取り上げられております。先ほども申しましたけれども、本当に1つ1つ府教育委員会だとか、あと万博協会、担当する旅行会社等で調整を進められております。

これから本当に日程調整や、参加するとしましたら日程調整や交通手段で、先生方や教育委員会

の方々は大変かと思うんですけども、万博での体験というものは、子どもたちにとっては本当に生涯忘れられないものとなるに違いありませんので、これからどんどん協議を重ねていただきまして、熊取町の子どもたちによい思い出をつくってあげてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますけれども、私のほうからは、毎回のように質問させていただいております。昨年の9月の議会で、本町の2025大阪・関西万博の機運醸成についての取組事業についてお聞かせいただきましたが、これから新たに取組まれている予定があれば教えてください。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、ご質問の2点目、万博の機運醸成について答弁申し上げます。

2025大阪・関西万博につきましては、55年ぶりに大阪で開催される国際博覧会であり、国内外から約2,820万人の来場者が見込まれております。万博の成功に向け、一人でも多くの方に万博に対する興味や関心、期待感を高めるため、2025年日本国際博覧会協会や大阪府・大阪市万博推進局が中心となって機運醸成に努めており、本町から同協会へ派遣している職員も広報・プロモーション担当としてその一翼を担っております。また、開催都市として、府内市町村においても機運醸成に取り組んでいるところでございます。

本町における具体的な取組につきましては、令和5年10月に万博記念公園で開催されました大阪府及び府内市町村と連携した「EXPO FES!」に町PRブースを出展し、地場製品の販売を行うなど、多くの参加者に対し万博の機運醸成と併せて本町のPRを行いました。翌11月には、熊取交流センターで開催いたしました環境フェスティバルにおいて、万博PRブースを出展し、ミヤクミヤクがイベント会場を盛り上げる中、万博クイズの実施や大阪府の万博地域連携イベント開催支援事業補助金を活用して作成した万博デザインのマイボトルを配布するなど、参加者が万博を身近に感じてもらえるようPRを実施してまいりました。

また、様々なPR媒体を活用した機運醸成にも取り組んでおり、かむかむプラザ駐車場入り口へのミヤクミヤクをデザインしたマンホール鉄蓋の設置をはじめ、万博ロゴをデザインした原動機付自転車用ナンバープレートや、職員等が着用するポロシャツの作成、府内市町村が同時期に共通の万博PR横断幕を役場庁舎に掲出するシティドレッシング事業など、数多くの取組を実施してまいりました。

加えて、来年開幕する大阪・関西万博においては、大阪府内市町村が一体となって大阪の未来につながる様々な催事を開催し、楽しみながら大阪を体感する、仮称でございますが、大阪ウィークに参加し、国内外から集まる多くの入場者に対し本町のPRを行うため、今後その企画案を検討してまいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

本当に開幕までもうあと300日ほどになりましたので、これから検討ということですが、できるだけスピーディーに早く、早く行動していただき、他自治体に負けないように熊取町を売り込んでいただきまして、本当に2025大阪・関西万博の成功に向けまして、引き続き本町としても機運醸成していただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、マイナ保険証への移行についてです。

これは連合の退職者会の方からご意見をいただきまして、今回、質問させていただきます。

マイナ保険証の移行のために、現行の保険証は今年12月2日で廃止になることを政府が決定いた

しました。これについて本町の対応をお伺いいたします。

まず1点目、期限になってもマイナンバーカードを持っていない方はどうなるか。また、その方への対応策の期限はいつまでか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、マイナ保険証への移行についての1点目、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されるが、期限になってもマイナンバーカードを持っていない方はどうなるのか、また、その方への対応策の期限はいつまでなのかについてご答弁申し上げます。

まず、現行の保険証は、本年12月2日以降、新たに発行はできませんが、それまでに発行された保険証は、最長1年間、または有効期限の記載がある場合は、その期限内は有効にご利用いただけます。加えて、マイナンバーカードを取得されていない方、並びにカードは取得しているがマイナ保険証としての利用登録がお済みでない方につきましては、申請によらず資格確認書を交付することにより自己負担割合の範囲内でご受診いただけます。この資格確認証につきましては、当面の間は申請によらず交付することとなっておりますが、具体的にはいつまで申請によらず交付するかにつきましては、現時点におきまして、国からは示されていない状況となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

今回は、そういったご意見いただいたというのは不安やと思うので、いろいろ分かったことは分かりやすく周知していただきたいと思います。

2つ目です。これはマイナ保険証というよりも、マイナンバーカードのことについてになるのかなと思うんですけども、マイナ保険証を持っているが暗証番号を忘れた場合はどうすればいいか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、2点目のマイナ保険証をお持ちの方が、暗証番号を忘れた場合につきましては、顔認証つきカードリーダーを設置しております医療機関等では、顔認証で本人確認ができれば健康保険証としてご利用いただけます。

なお、暗証番号を忘れてしまった場合やロックがかかってしまった場合のパスワードの再設定につきましては、役場の住民課の窓口での手続きが必要となります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

その点も非常に、あんまり今マイナンバーカード自体を使う機会がないので、分からないと思いますので、徹底して周知のほうをお願いします。

次、3つ目です。そのほかにマイナ保険証のスムーズな移行のための対応はあるか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、3点目のマイナ保険証のスムーズな移行についてでございますが、先ほどご答弁させていただきましたとおり、本年12月2日以降につきましても、発行済みの保険証の有効期限内につきましてはご利用いただけることに加えまして、有効期限後につきましては、マイナ保険証もしくは資格確認証のいずれかでこれまでどおりご受診いただけます。

なお、現在、国民健康保険、後期高齢者医療につきましては、既にマイナ保険証をご利用いただいている方とひもづけ済みの方が約6割となっております。マイナ保険証への周知並びに理解も進んでいるものと認識をしているところでございます。

引き続き、保険料の通知や保険証の更新時など、様々な機会を通じまして制度等の周知を行い、被保険者の皆様に安心して病院等をご受診いただけますよう取り組んでまいりますので、ご理解賜

りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

僕もマイナンバーカードと保険証をひもづけしていて、使おうかなと思ったときに認識しなくて、普通の保険証を使ったということもありましたんで、退職者会の方々ということなんで、僕より年上の方なんで、そういったところはきっともっと不安やと思いますので、何かしら分かりやすく何回でも周知していただけたらなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次、2点目です。民間英語試験の補助についてということで、これまで何度か質問させていただきました。

その1点目、令和5年3月議会で民間英語試験の補助について質問しました。実施に向けて検討するということでありましたけれども、検討状況はいかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、2点目の民間英語試験の補助についてご答弁申し上げます。

民間英語試験の補助につきましては、令和5年3月議会でご答弁させていただいた以降、検討を重ねてまいりました。教育委員会といたしましても、子どもたちの学習成果を何よりも子どもたち自身が実感できるようにしていくことや、子どもたちの将来に向けての頑張りを応援していくことはとても重要な役目であると認識しております。

今回の件を通して、その方策を探るためにも外国語教育の目指すこと、ひいては学校教育の目指すことは何かという根本にまで立ち返り検討いたしました。そして、学校教育における外国語教育が目指すことは、学習指導要領にのっとりその目標を達成すべく、子どもたちが外国語学習の目的を見失わないように、日頃から指導者と子どもたちの双方が学習の目標を共有すること、また、外国語を学ぶことのよさを感じ、学んだことを生かしながら様々な国の人々とコミュニケーションを図ることの意義を実感できるようにしていくことであると確認したところです。

このような考えから、全ての子どもたちの学習状況、到達度、課題を客観的に明らかにするために英検I B Aを導入いたしました。そして、英検I B Aは個人のためだけではなく、より充実した英語教育を行うためのものとして位置づけております。つまり民間英語試験のような個人の資格取得とは目的が異なります。

以上のことから、本町といたしましては、全ての子どもを対象とした教育活動の充実が大切だと考えておりますので、一部の子どもが資格取得のための補助については行わない方向で考えております。ご理解とご協力をお願いしましてご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）非常に残念な答えでした。

当時は実施に向けてということやったんで、じゃ、もう来年度からするんかな、どうなんかなと思ってたんで、教育委員からのご意見の中でも、I B Aやってるんやったらもうちょっと進んでやってみたらどうですかみたいな意見やったと思うんですけども、非常に残念です。

今年、令和6年度、泉佐野市で100名限定ではありますが、英検の、これは泉佐野市が第2回の英検の検定料の全額負担を実施するようです。加えて、この100名にはA Iの英語を勉強する講習も入っているようです。それも泉佐野市が全額負担するようです。

実施に向けて検討しますと言って、今年になってやらないと言われるのは本当に残念だなと思いますし、英検I B Aの結果を聞いていても、熊取町の英語力というのは、他の市町村に比べても少しいいのかなというのは感想ではありますし、そうやってそこでI B Aを受けて、いい結果が出たならば、受けたいねと思う子どもたちにはぜひ応援してってあげたいですね。これはもうやらないという答えやったんですけども、町長部局としてはその辺はどうお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）教育委員会答弁いたしましたとおり、我々教育のまち熊取というところも当然過去から進めてきたところです。ただ、その中で、一部の子どもたちよりも全体というところの教育委員会が判断されたというところで、これはやっぱりそういうふうに我々も受け止めるべきかなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

今回は、そういった答弁は、ちょっと考え方違うけれども仕方ないかなと思いますけれども、一部の子どもといっても、要はやる気ある子ども、手挙げた子どもには補助してあげてくださいということなんで、その一部の区切り方ですよ、やる気ある子はもっと頑張ろうというのを熊取町のほうから発信していてもいいんじゃないかということで、これはずっとずっと聞かせていただいていますし、今後もこの意見はずっとこういった機会ですべて訴えていきたいと思っておりますので、今後もそういった他の自治体の動きも含め、隣のまちではより発展した部分で、AIの講習も全額負担で実施するようです。そこまでは言っていないけれども、ぜひ熊取町でも教育のまちということ掲げていますので、よりよい教育のためにもご検討をお願いしていただきたいと思っております。

以上です。

次、3つ目です。本町の施設保有量についてということで、公共施設等総合管理計画では、今後40年間で延べ床面積を25%削減、この計画の期間内である令和18年度までの目標は、その半分の12.5%の削減になっています。

1個目、キターネホールのオープンは町民にとって喜ばしいことではありますけれども、保有施設は増えてしまいました。延べ床面積が増えてしまいました。施設の削減計画の検討状況はいかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、ご質問の3点目、本町の公共施設の削減計画の検討状況についてご答弁申し上げます。

本町では、公共施設等の適正な配置や、効果的・効率的な管理運営の方向性を示すため、熊取町公共施設等総合管理計画を平成29年2月に策定し、さらに令和4年3月に計画を一部改定し、公共施設の施設保有量の削減目標を今後40年間で25%削減するよう設定し、令和18年度までの20年間に於いて、その半分の12.5%を削減するよう目標と設定したところでございます。

計画改定後は、目標達成に向けて、各施設所管課や企画財政部局の職員で構成する庁内調整会議を毎年度、適宜開催し、削減に向けての取組や意見交換、適正な維持管理のための長寿命化計画などの情報共有を行っているところでございます。

本町に限らず全国的にも公共施設を取り巻く環境は大きく変化しており、目標達成に向けて、中長期的な視点を持ち、限られた財源の中で、人口減少や住民ニーズに対応した持続可能で健全な施設とするよう、施設の取捨選択を含めた具体的な検討を全庁的に進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）あまり進んでないんだろなみたいな感想なんですけれども、僕これ質問するときにはずっと言っています。その施設が今後も必要なのか、役目を終えたような施設なんかという基準、この熊取町内での基準を検討するというようなところは考えてないんですか。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）前回、前々回の数値目標を決めてはどうかということで、ただ、私たち数値目標ではなく、現在の施設の利用の総数とか等々を継続的に検討することによって、これが20年後に本当に要るものなのか、少数の方がご利用の施設でも継続していかな駄目なものなのかとか、総合的にちょっと判断させていただこうと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この熊取町の庁舎内では、そういった検討をされているのかも分からないんですけども、要はその過程が分からないというところと、その基準が、例えば要らなくなった施設があったとして、じゃ、その施設、もう除却しましょうとなったときに、どういう基準でなくなったんやと、町民にも説明しないといけないしというところで、ずっと検討していましたと言われて、そうなんでしょうけれどもということなんですけれども、やっぱりその評価基準というのはすごい大事なんじゃないかな、事前に示しておくべきものではないのかなと思うんですけども、その辺、僕はずっとその利用者数とかと言っていきますけれども、そういった利用者数だけではないですけども、この熊取町内でそうやって自分たちなりの評価基準をつくるというような検討はしないんですか。

議長（河合弘樹君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）総括的に、総務として全庁的にはいろいろ目標はあると思うんですが、その施設の特性に合わせた評価基準等々出てくると思いますので、今、端的にこれがこうでということはないんですが、答弁でも申し上げた限られた財源の中で、今後、取捨選択していかな駄目だと完全に思っておりますので、その辺で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

これについては、基準とかというのは早く示して、住民にご理解いただくのがいいのかなと思います。

先ほども長田議員がずっと行政DX、デジタルトランスフォーメーションの質問をしていました。これからは、やっぱりそのハードというよりもソフトを充実させていかなければならない時代なので、今まで造ってきた建物、要らなくなった施設はどんどん整理していかなければならない時代なので、その辺は十分私よりもご理解いただいていると思うんですけども、要らなくなったときに何で要らなくなったのかと住民に説明するために早く基準を決めて、また、その説明する資料については、誰でも分かりやすい資料であることも必要ですし、検討過程が明瞭であることも必要であると思いますので、ぜひそこがそのときになっていろいろがちゃがちゃ説明しなければならないというよりも、事前に分かって、紙1枚渡したら、ああそうなんだね、じゃ、要らないんだねというようなことがすっと理解できるような資料が作れるように、もう少し検討、検討と言うてるよりも、もうちょっと基準をつくったほうがいいんじゃないかなというのが、私の意見です。

なので、そういった熊取町内の施設が要るか要らないかという施設の評価基準をぜひつくっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後2時50分まで休憩いたします。

（「14時32分」から「14時50分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回、2点の大きな項目で質問させていただきます。

1点目は、学校部活動の地域連携・地域移行についてでございます。

これは、令和5年12月議会でも質問させていただきましたが、その後の経過も含めて質問させて

いただきます。

スポーツ庁は、令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行を始めています。今回も12月のそれ以降の経過ということでお答えいただけたらと思っております。

1点目は、取組への考え方。運動部・文化部がありますけれども、その現状についてよろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、文野議員の学校部活動の地域連携・地域移行についてご答弁いたします。

1点目、取組への考え方（運動部・文化部）とその現状についてでございます。

令和5年8月に国のガイドラインを踏まえ改定されました、大阪府における部活動等の在り方に関する方針においても国のガイドラインに沿った環境整備について示されており、本町においても地域移行に際し必須となる部活動指導員の質と量を確保することを目的として、本年6月より大阪体育大学等が実施する部活動指導認定プログラムの受講者に対して受講料の一部を助成する制度をスタートさせたところです。

また、地域における部活動の新たな選択肢として、既存の部活動にはない新たな活動や競技志向にとらわれず、複数の活動に親しむことができる機会の創出など、子どもたちが運動や文化芸術活動に積極的に参加できる環境を整えるべく、子どもたちの声を丁寧に拾い上げ、子どもたちの視点に立った体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）12月答弁でも、その時点でのお考えを聞かせていただきました。既に学校の部活動に関して部活動外部指導者、あるいは部活動指導員の導入、こういったことを国の指針に書かれていたわけなんです、そういう人材を育成をしていくということが、12月のときの答弁の人材活用という意味合いのご答弁であったかというふうに記憶しております。

各地域でのスポーツクラブや関係団体、これが受皿として移行していくというような枠組みが今後も必要であるとか、子どもがスポーツや文化芸術活動をしたとき、活動の場が学校の部活動だけしかないという状況ではなく、地域で実施できる選択肢を新たに設けることも重要やと。そういうことを理事のほうからも12月にお答えいただいたこと、記憶に新しいんですが、その後、今お話があったような形で、一つは新たな活動。今までに既存の、例えばスポーツクラブでこういうのがあったけれども、新たに例えばレスリングとか、そういうのってこの辺の中学校には全然ないと思うんですけども、そういったオリンピック種目があって、早くからそういうふうなことに興味を持っている子もきっとおるかも分からへんし、そういうことを地域の学校クラブ活動として、受皿としてつくっていったら、こういったことも大変必要かなと思っております。

それと、冒頭申し上げたように、12月答弁で外部指導者であるとか、指導員を導入をしていくときに、たまたま今、既存の学校のクラブ活動ではないけれども、指導員の資格は、今ないクラブの種目で私は学生時代やっていて、そういう指導経験ありますよとか、そういう人材もかえておるかも分からへん。そういった意味で、今のご答弁をさらに進めていく、こういったことが大事ななというふうに思っております。

資料として、今の熊取町の現行のクラブについて資料要求させていただきました。部活動の名称及び人数についてということで、男子バスケット、女子バスケット、バレーとか、いろいろずっと来ていて、スポーツ系で11、文科系で6のクラブの名称があります。その中で、熊取町は中学校は3つあると。どこの学校にもそのクラブはありますというようなのと、1つしかない、2つあるけれども、そこの学校だけこれがないというような数字、部員の数と併せて出していただいております。

男子バスケットとか女子バスケット、女子バレー、野球、女子ソフトテニス、卓球、剣道、これはどこの学校にもあるという資料になっていますし、文科系で言えば、文科系は全部……、美術、

ちょっと北中は創作美術というクラブ名だけでも、大体20名から30名弱、3つの中学校にありますと、こういうのが資料で分かるんですね。

そういう状況の中で、12月の質問のときにも地域移行のメリットということの中で触れたのは、例えば、自分がやりたいスポーツは自分が進んだ中学にはないけれども、隣にはあるんやと。逆のケースもある。そういった人が、高校行かなその好きなスポーツでけへんかったけれど、地域移行というような形で、熊取町はたまたま3か所しか中学校ないという小規模なメリットとして、その3つの中学校のそういうことに興味のある子どもたちを土曜日にそこに集めて、そのスポーツなり、あるいは文化系の活動なりやっていると。そういうことによって同世代の、学校が違うから会われなかった子が、好きなスポーツや、音楽やったら音楽で、そこで一緒に時間を過ごすことによって、そのスポーツやそういう文化活動がもっともって好きになって、高校行ってもまたやっていると。そういうようなことが、僕は、今、文部科学省が進めている地域移行、地域に広げようと、こういったことのすごくメリットだというふうに思うんです。

ただ、こうやって質問させていただいているように、熊取町は熊取町の特徴があるし、クラブをやっていないところはどこでできへんかったんかというのは、これもいろんな理由があると思うんです。やりたい子どもがもともといなかった、それを指導する教師がいなかった、だからクラブとしては今までなかったんやというようなことが。

去年というか、キテーネホールができて、そのときにちょうど前の建物を壊すときに、さようならコンサートみたいな最後の催物をやったときに、吹奏楽部の先生方とお話をさせていただきました。そのとき、僕は自分の夢として、ここを潰すけれども、新たなホールができたときに、地域で吹奏楽をやる子どもたちが、ここで熊取町の吹奏楽団、今もうスタートしていますけれども、そういうものができたらいいなと思っているというような話をしたことがあるんです。顧問の先生方も、自分は音楽の教師ではないけれども、学生時代にクラリネットをやっていたということで、この部の顧問を任されてやっているんです。ただ、音楽のそういう専門ではないので、顧問という形で一緒に楽器を吹いて楽しむことはできるけれども、指導とかそういったことになるというようなお話が、もう本当にそのリハーサルの日と本番の日、2回夜に会ったんですけれども、どの方もその受皿がキテーネホールでつくる吹奏楽団につながれば子どもたちも参加しやすいし、私たちが部員として、あるいは引率してそこへ連れてくるというような形で協力もできると思いますよぐらいのお話まで実はいただいたとったんです。だから、それが今、一つの形として進んでいるなど。

僕が、今回もこの質問させていただいている趣旨は、それはたまたま音楽という形でありました。北中にはない。そやけど、ほかの2つにはある。しかし、北中には合唱はあるけれど、ほかの2つには合唱がないと。そういうようなことが、今後成功例として到達する点としては、どこの中学に進んでも自分の好きなスポーツであったり、あるいは、今、ご提案、考え方示していただいたように新たなスポーツ、新たな文化活動、そういったことにあることによって、自分の、言うたら学校の勉強のクラス以外の友達もできたり、先輩、後輩ができたりと、こういうふうな非常にメリットがあるんじゃないかなということなんです。

ですから、地域移行というのは、本当にご答弁いただいたように、12月でもお互いこういうことやなということで意思統一できたなど、質問してよかったなと思っているんですが、そういう指導者を養成する活動の指導員の導入ということで人材育成せなあかんと。だから、それにはやっぱりきっちり予算もつけて、そういうところへ出てきてもらいたい。あるいは活動による、もしけがしたりとかというような保険のことやとか、やっぱり行政が関わることで、そこらはもうやりっ放しではいかんわけやから、そういうことも踏まえて国は面倒見るような形をやってくださいねということが必要やなと思ったんです。

それで、5月15日、16日に谷川とむ議員のご配慮をいただいて、国への要望活動というような形で、有志の議員で関係省庁と事務方や副大臣や政務官と面談をする機会がございました。そのときに文化庁の方とも、資料も事務方の方にはお渡ししていますけれども、文科系、スポーツ系、そう

というような形ですごく僕らも1時間ぐらいレクチャーを受けたんですけども、こういう形で国は考えて予算取りもしていますと。ですから、どんどんそれを活用してくださいというような形で、いい話もお土産としても持って帰れたなど思っているんですけども、要は、そういうような形を今後どうつくっていくかということが、この地域移行の問題があるなというふうに思っているんです。

それで、タイムスケジュールの話。ご答弁を用意していただいているかと思うので、まずそのほうからお願いできますか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、2点目のタイムスケジュールについてのご答弁になります。

昨年12月の質問でもご答弁させていただいたように、現在、学校部活動改革に向けた関係課を集めた検討会議において、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者、地域団体や人材等を活用した取組など、他市町村の先行事例の調査研究を継続しておりますとともに、今後は学校や個別の地域活動状況を十分勘案した上で、試行的に可能な範囲で地域クラブでの練習体験をはじめとした体験機会の創出についても取り組みたいと考えております。

また、スポーツ・文化活動に係る外部の関係者も含めた検討組織の設置についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）そうですね、ちょうど12月にこの質問させていただいたきっかけというのが、秋に議員で長与町へ運動部の先行事例ということのお話があったので、そのお話を紹介しがてら質問させていただいたんですけど、結局、あそこの資料を見て、町長も教育長もすごく熱い方で、その熱い方を熱くしたのが、まずこのビデオを見てください、そのときも、質問のときにもご紹介しましたけれども、もともとのそういうビデオに出演されていたのが体大だったんです。

あの方々も体大でそういうプログラム、地域へコーチとして派遣したり、学生はスポーツを通じていずれ教職へ就こうという人がたくさんいらっしゃるわけやから、うちでもそういう活用させていただいていますよね、あらゆる面で。それが、長与町の方が非常に地域移行の形では、もともと地域にそういう文化もあったわけなんですけれども、うちはこれからそういうのをつくっていくあかんという部分があるんだけど、そこのスポーツクラブが長与町全体で連合的なものがある中に、この文化庁、スポーツ庁のそういうのが入って、体大のそういうプログラム、方向性、そういう指導マニュアルがあったので、すごくそれが一挙に火がついているような形で僕らも勉強させてもらったんですけども。

ですから、今、理事がおっしゃっていただいたタイムスケジュールに、ぜひ体大とも今まで以上にやはり接点を持って、特にスポーツ系のほうの部分については専門的なアドバイスを受けて、学生の方が、今もいろいろクラブ活動を助けていただいたりとか、彼らも教員を目指している人がたくさんいますから、そういうことを、もう実際、自分の大学のあるところの熊取町の中学校のクラブでそれを経験もできるというような、彼らにもメリットはあるわけなので、ウィン・ウィンな形になるような形の活用と言うたら語弊がありますが、協力をいただいて、どんどんできるところから前へ進めていただけたらなというふうに思っています。

それと、今のタイムスケジュール聞かせてもらったんですけども、3点目として、ふさわしい部活動の地域移行とはというような、何かちょっとすごい大きな構えで質問しているんですけども、答え、つくっていただいた答弁あればお願いします。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目の熊取町にふさわしい部活動の地域移行についてご答弁いたします。

先行事例の研究成果も踏まえつつ、人材確保や、受皿となる地域資源の有効活用などの諸課題にしっかりと対応することが重要と考えておりますが、その際は、これまでの町内3中学校における活動実績や実情、さらには子どもたちの部活動に対するニーズや住民の皆さんの活動状況なども十分踏まえ、地域の皆さんと一体となって地域移行を進め、子どもたちが楽しんで地域の部活動に参加できることを目指し、その体制づくりにしっかり取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 文野議員。

1番（文野慎治君） ぜひ、その方向を強力に教育委員会全体でやっていっていただけたらなと思っています。

スポーツ庁へ行ったときに、こういう全国の事例の冊子も頂いていて、一番近くでと言うたらあれなんですけれど、泉大津市の取組なんかこの1面でこうやって出ているんですけれど、あそこはもうほんまに熊取町の構成に近いですよ。中学校の数も3つかな。市域は熊取町よりもっとコンパクトやし。そういう事例もありますから、ここが結構体大のアシストを受けているんです。だから遠慮せんと、泉大津市にはこれぐらいやってんやから、地元の熊取町には、それをもっとええもの、経験値で、また新たにグレードの上上がったものを持ってきてもらって協力をいただけませんかという形を、ぜひ町長、学長のところへ挨拶まず行って、そういうようなことからこつこつと積み上げていってほしいなと思うんです。

仕組みをつくるということは、つくるんやけれども、これは書類で協定結んでこうしましょうねという合意を結ぶことが今回のではなくて、やっぱり人ですから人材を育ててほしい。地域のスポーツを発展させてほしい。その礎になる若い子どもたちを指導する。そして、体大にとっては、さっきも言ったように、いずれ社会へ出て体育の教師になってやる人たち、若い学生のときに本当に今の若い子と触れ合って、一緒に汗流してスポーツ指導したり、本当にどっちにとってもいい話やと思うので、そこらをぜひ我々のほうは、その意義を本当に自分の気持ちの中へ落とし込んで、きっちり礼を尽くして関係を構築していく、それがスタートさえうまくいけば、どんどん時間たつにつれてすばらしいものが出来上がるのではないかなというふうに思っています。ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

資料として、東京から帰って、もうすぐ教育委員会のほうにはお渡しをしているんですが、その中に、部活動の地域移行や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備という形、令和6年度予算、ざっという形で32億円というのがこのページに出ているんです。前年は28億円あったんです。国のことやから、これがもう数字が独り歩きと違くて、もういろいろなメニューの積み上げがこの金額やと思うんです。だから、その中で熊取町が地域移行するために、スポーツ・文化系にかかわらず、どういう形でその予算を頂くようなものをつくって、説得力ある向こうと書類を提出して審査をしていただくにふさわしいものをつくっていくかということが今の時期かなと、こういうふうに思っていますので。

僕らも5月に行ったばかりですから、まだ顔も覚えていただいていますし、僕らも使っていて、ぜひとも熊取町版の外部指導者や、そういうセミナーとか、そんなの受講していただく受験料とか保険料やとか、そんなのも含めてお金かかることやから、そういう方の負担を極力公的な部分で引っ張ってきて、お金払ってまで誠意見せるというようなことでは、そこまでもうやってくれるとは思いますが、できるだけそういう方々に時間の提供はしていただくけれども、そういうふうな部分の負担をかけないような配慮をしながら、そういうチームづくりをこれからじっくりやっていただけたらなと思いますので、議会のほうもそういう形で接点を持ってきていますので、いっぱい使っていて、間に入られると思うので、よろしくお願いしたいと思います。

熊取町にふさわしいやつはまだかな。聞いたかな。ごめんなさい、しゃべり過ぎて。3点目、ありますか。

議長（河合弘樹君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）3点目の答弁は、先ほどさせていただいたとおりではあるんですけども、ポイントだけ申し上げますと、地域資源の有効活用、それと人材確保、このあたりがポイントとしては非常に大きなポイントだろうなというふうに思っております。人材確保がなければ受皿すらもできないという状況にありますので、その受皿を、ぜひとも1つでも2つでも増やしていけるように頑張りたいというふうに思っております。

それと、地域の資源の有効活用ということで、文野議員おっしゃっていただいている大阪体育大学という地域資源、それと併せて各団体等の個別の事情が地域支援に関わってくる部分ももちろんあるかと思っておりますので、そういった部分をぜひとも今後生かしてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）すみません。議会もそういう形できっかけが、僕らもお付き合いがスポーツ庁とできたかなと思っているので、ぜひお役に立てたらと思っていますので、一緒にやっていきましょう。よろしくお願いします。

それでは、2点目の質問のほうに移らせていただきます。

2点目は、大阪・関西万博への子ども招待事業についてということですか。

一番最後の質問で、江川議員も、そして、休憩前の質問でも長田議員のほうからあったんですが、僕と江川議員は同じ思いなんやけれど、長田議員とは真逆です。それは分かっていたかと思っておりますけれども、万博というのを考えたときに、いっぱい資料を切り抜きでつけさせていただいているんですけども、非常に皆さんきれいな資料なのに、切り抜きで申し訳ないけれど、やっぱり僕は、新聞のええところは見出しの大きさとか、その感覚。字でぱっとなるより、こうやって今の時代、皆さんの画面で見てもらえるような形になっているので、もう家でも見ておられるけれど、そればかり集まった部分で11枚ほどつけたんですけど、そういう意味でちょっと見にくいんですけど、ご容赦ください。

万博へ子どもを招待する府の事業をめぐって、万博会場に向かうまでの交通機関や会場内での子どもの安全性の確保の観点から、この事業の中止を求める多くの父兄や教職員から声が上がっています。私の場合の導入はこっちのほうなので非常に申し訳ないんですけども、先ほどのお話の中で、機運を高める方針やみたいな形やったんやけれど、実際、万博というのを思うと、浮き浮きわくわくするはずなんです。

前の万博のとき、もう年が分かりますけれども、私は高校1年やったんです。高校1年に入って、その4月から始まったでしょう。だから1学期の間に遠足があったんです、万博へ。全学年がそこへ行ったと思うんですが、高1のときに。もちろん今みたいなバスの手配とか、そんなん要りません。現地集合です。でも、それまでの雰囲気というのが、あの森であった千里丘陵が5年間かけて、そして、ああいう太陽の塔ができたり、何か日本、貧しかったけれども、万博を契機にどっと変わったとか、いろいろあるじゃないですか。まさにそのときやったんです。だから、何で2回目のこの万博が、わくわく感や行ってみたいと思えへんのかなというところから、ずっと不思議に思っていて、ちょうどそれこそガス爆発のあれがあって、そんなことでちょっと新聞を切り抜きを始めたら、やっぱりこれは、自分がわくわく感が湧けへん理由はこれやということも分かったし、子どもの安全を確保できないところへ学校行事として行けるはずがないんです。

私も、中学校や高校のPTAを経験したことがあります。学校の先生とも普通の父兄よりも接点を持ってお話ししました。先生は、小学校のほうは僕はあれやけれども、中学校でも高校でも、必ず先生は遠足とか下見に行きます。変な話、僕、PTAの会長もしたんですけども、PTAの社会見学も含めてメンバーで全部下見に行くんです。私の子どもがお世話になった高校が、府立高校で初めて海外へ行くと。その学年主任の方が非常に熱心な方で、韓国へ行かせたいという話あって、前の年にそういう相談を受けて、自分らは自分らのお金を使って学年主任で何人かでメンバーで韓

国へ下見に行っはるんです。その報告を受けて、ぜひ会長、協力してほしいと。もうその先生の熱意で、子どもたちもちろん1年のときからそういう思いがあるから、韓国のことを勉強するんです。これはもう先生の気持ちは本気やなと思って、よっしゃ、応援しようということで。

しかし、まだ当時、もういろんな思いがあるんですけど、例えば、関空から学校の学年で行くから、当時ジャンボ機が普通やったんですけど、1機じゃいけないんです。だから、何組から何組、何組から何組、1便はJALで、あとの分は大韓航空。もうそれで父兄会で、何でうちがそっちなんですかいうところからPTAも大変やったんです。

しかし、紆余曲折ある中で行ってきて、関空に迎えに行ったときに、その学年主任の先生、その学年の先生方が、もうみんな涙流して抱きついてくれたんです。よかったと言って。子どもらも泣いているんです。だから、それを見て、何かやっぱり先生のこういうことを教えなあかんということは今日の議題とは違うんだけど、行く前には、やっぱり海外であれ下見に行っているわけです。自分の自腹を払ってでも。それが普通の小学生の遠足、京都や奈良、そういうの定番でありますけれど、それでも毎年のコースでも、今、海外のインバウンド客が多いから、本当に今まで歩いて清水寺へ行けたのが行けるやろうとか、そんなことをやっぱり先生方は非常に心配すると思うんです。

ですから、今の万博をめぐる状況からすれば、本当に大変な状況やなと思っています。大阪万博、1970年3月15日から9月13日の183日間、77か国が参加して6,400万人を超える。そのときは万博史上最多だったんです、入場者数。2010年の上海万博で史上最多は取られたんですけども、ありました。入場者数は6,421万8,770人、1日の最高入場者83万6,000人。9月5日の土曜日やったみたいなんです。当時の入場料は、大人、23歳以上が800円、青年、15歳から22歳が600円、小人、4歳から14歳が400円、当時の平均月収は5万円の時代です。私も高1のときで、こんな親戚おったのかなと思うような遠い人も含めて、何か3回ほど家に泊まりにあちらこちらから来られて、僕も4回ぐらい万博には個人的に行きました。ですから、すごいやっぱり行っても浮き浮きしました。人は多かったです。当然ソ連館や、月の石のアメリカ館とか、そんなのは到底入れませんでしたけれども、なぜかメキシコ館へ行ったことだけは覚えているんですが、そういう中で万博がありました。

そのときだけ違って、例えばもう1年後には始まる今のような時期には、どこのテレビやラジオやったって、世界の国からこんにちが三波春夫や、坂本九や吉永小百合や、いろんな歌手がレコード出して歌っていました。今でも空で歌えますよね。

ですから、そういう、やはり日本が高度成長の本当に絶頂になりかけのときにそういうことをやった時代と今が違うということが一つと、それと、やはり行き先が安全かどうかということがどうしても納得ができない限り、そういうところへ行けないなというふうに思っています。

先ほどの長田議員の質問の中で、1番、私も、熊取町は各学校との意見集約を行っているかというような形で書いているんですけど、ご答弁お願いできますでしょうか。

議長（河合弘樹君） 坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君） それでは、大阪・関西万博への子ども招待事業についてのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問、熊取町は各学校との意見集約を行っているかについてご答弁申し上げます。

令和6年2月26日に、大阪・関西万博への児童・生徒招待事業についてのオンライン説明会があり、管理職も視聴をしています。子どもたちが未来社会の先進的な技術やサービスに触れることにより、将来の夢や希望を感じることを目的としたこの事業の趣旨を理解しております。

しかし、まだまだ不透明な点が多いため、子どもの安全確保等の状況を見ながら、参加について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 文野議員。

1番（文野慎治君）まだ検討という段階ですね。それは非常に賢明な立場やと思います。これから先、まだ何が起るかわからへんなど僕も思っているんです。

各首長でいろんな発言もされています。維新系やったなというような方も含めて、やはり先ほどまず長田議員のほうからご紹介あったように、府からの質問のやり方が、選択肢が2択であって、参加しないということもないし、何か踏み絵を迫られているようなやという市長の記事も資料に載せていますけれども、本当に子どもにこの世界を見せたいんだという、それはもう当然場所も含めて、自分で見てその土を踏んで、駐車場から会場まで歩いて、そういうことをするというのが、僕は学校の先生のそれは本能やと思うんです。それなくして、行ったこともない、あるいは下見しようと思ったら、もう始まってから会場に行かなあかん。そうするとバスの確保はでけへんというような、もう本当に今になってというような感じなんです。ですから、ぜひともその姿勢は、僕は貫いてほしいと思う。

町長、すみません、聞いておられますね。タウンミーティング、もう何か所かやられたという話なんだけれど、そこで3か所の住民の方から、これだけ新聞にいろいろ報道されていて、この話題は、僕はちょっと申し訳ないけれど、今までのところは1個も行っていないんやけれど、そういう質問とか、町はどうするんですかというような質問はありましたか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）東小のタウンミーティングの現場におきまして、子どもたちのそういった安全を危惧する保護者というんですか、ある方からそういうご意見が出たのは事実でありまして、私も安全がどこまで確保できるのかという、その視点でもってその場でのお答えをさせていただいたという状況です。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）安全をほにやと聞いたんやけれど、安全を確保が、町長の判断として安全やなということがないで行かせへんというニュアンスですか。まだ今、どっちともよう決めらんということですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これは学校現場もありますし、教育委員会もありますので、私が行かさないとか行かすとかということじゃなくて、皆さんが安全をどういうふうと考えて、安全が確保できるかできないかという中での検討があって当然かなというふうに思っております。どこかの市長のように、市長裁断で行かさないという判断は、私はするつもりはありませんし、皆さん方の意見の中で、安全がどういうふうになっていくか、それがどんなふうに情報として出てくるか。そういったものをこれから皆さんと一緒に検討していくべきだというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）町長ね、片や知事は迫ってきているんです。町長のお立場というのは、もうそれはこの間も一番近くに選挙あったばかりで、熊取町の町長というのは、熊取町に住む全員の命と暮らしと安全、これを守る立場なんです。もちろんこんなの釈迦に説法かわからへんけれど。そういうときに、それはもう4万人おったらいろんな意見があります。いや、そんなの言うけれど、行く者は行ったらええんやという意見と、いやいやという話と、それを平場に投げる、あるいは学校の、例えば教育長にその判断を委ねる、そんなことじゃなくて、もうここまで来ていたら、行政の長である市長や町長がそういう判断をしなければ、皆さんの意見に従いますでは、どこでそういう多数決取るんですか。政治家としてそういう形を決めるのは町長なんですよ。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来、ガス爆発のそういった各紙の新聞の例が取り上げられています。そういったことが大きな観点かなというふうには皆さん思っているというふうには、それは分かってても

ないです。

ただ、そういうことが起こった時点で、これからどういうふうな対処をしていくか。もちろん万博協会も大阪市も大阪府も、どういった対応が取れるのかということは、これはもう考えるのが当然でありますので、万博を開催する以上、子どもたちだけじゃなくて、外国からたくさんの方が来られる中でそういうことが起こるといのは、これはもう国としての大きな問題になると思います。それが、メタンガスの排出がそのときはできていなかったということが原因やというふうに、私なりに理解しているんですけども、そういった対処がどこまでできるのか。そういう対策を、情報を集めながら協議を私はすべきやというふうに思います。

あと、私の危惧するところは、小学校1年・2年生、3年・4年生、こういった子どもたちを学校単位でどこまで見守りながら安全に万博会場の中で移動できるか。それも含めて教育委員会、学校の先生、校長、管理職の皆さんで、やっぱりこれは検討してほしいという申入れはしてございます。子どもたちの安全、もうそれが第一ということで、これからいろいろな情報が出てくると思いますけれども、そういった情報を検討しながら、熊取町の子どもたちの万博への遠足ですか、社会見学ですか。これを決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）町長、そんな悠長な今状態ではないんです。片や、結果的に行けるなという判断したらバスはない。だから、大阪府の小・中・高生全部招待する。僕に言わせたら、そんな訳の分からんところで、もう今でも暑いです。4月からでも暑い年ありますよ。ああいう海のところ埋めたところで日陰もない。前の千里側とかやったら森やったからよかったけれど、何もない。そこに、それこそそうです。今危惧しているのは、学校単位で連れていくのがとおっしゃったとおりなんです。それをせえというのを知事が言うてるわけでしょう。

だから、そんなものは熊取町のことを考えたらでけへんということ町長が発したらいいわけです。よその市長、市みたいに、けしからんとか、そういうことは言えへんということやろうけれど、でも、その人たちの決断のほうが、今現場は待っているんです。何々市は大阪府の遠足招待、そういうのには学校としては取り組まないと、もう決めているところがあるんだから、それをこの泉州地域の中で、維新の町長、市長は誰やというのはみんな知っています。しかし、こんな大事なことをいつまで悠長に、何が解決したらゴーサイン出すんですか。何が起こったら、次、爆発起こったら、もう、すぐ中止になるんですか。それよりも、こんな形で日々学校の教育長はじめ先生方は、皆さん日々のことで一生懸命になっているのに、そういう政治的なことの判断は、露払い町長がしてあげんと誰がするんですか。そうじゃないですか。

だから今、この議会の中で賛成の人もいたけれども、私やこの後の江川議員もきっと同じことを言うと思いますけれども、そういうふうな議会として早く決めなければ、子どもたちの学校の授業や、そういうようなことに影響があるじゃないですか。遠足はやっぱりやらなあかん。そしたら、もっとその前に新しい1年生が入学する前に下見に行っておくというようなことも、当然学校の行事としてあるわけでしょう。それをいつまでもそんな形で宙ぶらりんで。それは町長、町長として1人立候補したって、通った限りは1人しかいないんです、それを判断するのは。それを逃げたらいかん。そうちゃいますか。そういう覚悟違いますか。

熊取町の子どもたちが危険なところに教師の1人、先生たちは絶対行かしたくないんです。万が一にも起こることかも分かれへんけれども、起こらへんかも分からへんけれども、今こういう状況の中にある中で、熊取町は、だから当然タウンミーティングで、今日は町長来ているから直接聞いたろうと思う人がいて当たり前やと思うし、同じような答弁したんやったら、もうそれ以上その人は突っ込めへんか知らんけれど、はあと思っていますよ。僕は議会の場やから今突っ込んでいます。

だから、あえて僕は質問事項の中に書かせていただいているじゃないですか。熊取町の子ども

安全面からこの事業に参加しないことを決断すべきと思うが、町長の見解を伺いたい。見解は様子を見るなんですか。答えてください。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）安全確保という言葉は何回も教育委員会に投げかけているんです。いろんな情報があります。その一つの情報だけで判断していいのかどうか。子どもたちにとっても、これはもう一生のうちに日本国内で経験できる、できないというふうなことを考えたら、本当に貴重な体験の場であるというふうに思っています。それは同感できます。

ただ、安全、これが確保できる状況が来るのか来ないのか。これは大阪府のほうに、万博協会のほうにも情報開示を求める中で一緒になって判断すべきだというふうに思います。私1人の判断で、子どもたちの中には万博行きたいというふうな思いを持った児童・生徒も多分いると思います。こういったいろいろな情報が飛び交う時代です。だから、私は逃げているわけじゃないです。何で今やめなさいという決断をする必要があるのかなど。私はその点、ちょっと不思議に思います。今すぐ子どもたちの思いをここで断ち切るんですか。それがいい政策かなというふうには私は疑問を持っています。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）もう全くへ理屈にもなっていませんね。それが熊取町でただ1人、行政の長として、トップとして選挙通って3期目もやってはる人の到底覚悟のない、本当にたわけごとですわ。非常に責任放棄も甚だしい。町長という責務を何やと考えているんですか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私はプーチンでも習近平でもありません。民主主義社会の中において、皆さんと協議しながら、何がいいか、どういう形がいいかということを経験しながら判断していく。これが熊取町長の仕事やというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）子どもの安全について考えていただけていること、ありがたく思っています。

この問題につきましては、実はもう何度も重ねて町長といろいろご相談、お話をさせていただいているという状況です。その中で、教育委員会も町長も意見で一致しているのは、やはり子どもの安全確保を第一に考えていきたいと思います。子どもが危険で、どうしてもやっぱり連れていくことを、これよくないというのであれば、不参加ということも決断していかなければならないということまでお互いに話をしながら確認はさせていただいているところです。

今現状を申し上げますと、府のほうから、また6月の終わりに、教育長対象の説明会、府の教育庁のほうからもあるというふうに聞いておまして、今回参加希望するというような調査という受け取られ方をしておりますが、現状を把握するための調査の結果というのを、もしかしたら一部、そこからお話をいただけるのかなど。

一方で、安全確保ができるのかできないのか等に関しても、府の全市町村の教育長から要望も上げさせていただいているという状況です。ですから我々、これはもう教育委員会のみではなくて、町全体、あるいは学校も含めて、本当に今、言うてくださっているように、子どもの安全を第一にということで、もう密にこの話、実は昨日もこの話をさせていただいているところですので、そこについては一緒に子どもの安全を第一に考えていきたいということで、今、町全体で進めておるといって状況でございますので、ご理解いただければありがたいかなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）教育長、すんません、間に入ってください。

いろんな資料をつけているんですけど、7ページの下段に、上に6月6日、これはいろんな爆発のこととか羅列して、今までのものを貼っているんですけども、これは朝日新聞のその日の社説

なんです。3段になっていますけれど、大体の流れが出ています。安全面はどうかと。そういう新聞社も取り上げています。

今、間に入っていただきましたけれども、非常に町長、僕は残念です。町長というのは、自分がやはり感動的に、もう新聞も同じようなのを見ているわけやから、それを見て安全かどうかというのは政治家としては当然理解せないかんと思ってるんです。ですから、そこに市民の安全をと言うて選挙に出て、栄冠を勝ち取って、ずっとやってきた町長であれば、政治判断というのは、やっぱりどこかで苦しくてもやらないかん。もうそれが今、僕はリミットや思うてちょっと声を荒げてしまいました。

府は、高校生まで含めて、その予算何ぼですか、20億円ぐらいですか、何か無料招待。もうそれやったら児童に家で行ってもら。それを熊取町は何枚要るんやというて、それをもらって個人で行ってもらったらええんです、そういう機会を奪うて。僕は奪うということよりも、そこでやること自体がどうやったかということがあるので、もっと安全なところでやったらよかった。

僕は、この万博の機運が盛り上がらないというのは、僕、今までの日本の社会から考えるとおかしいんです。どこでどう変わったんかなと思うのと、実は、今から1年ぐらい前やったら、パビリオンの着工が全然遅れているとか、どこにどんな建物を建てる割当てであるとか、参加国のああいうのとか、そういうのというのは日本人は非常に小まめにきちょうめにやるんです。ですから、きっちりきっちり、そういう特に世界に広げてそういうものをもらおうと思ったら、きっちりやるのが日本人であって、だから今までも大きなイベント、スポーツにしる、オリンピックにしる何でもうまくいっていた。ところが、事この大阪・関西万博について言えば、何かチョンボばかり。こんなことが何でできてへんのかということがいっぱいあるんです。その一つが、爆発があったって連絡4時間半後であったり、写真が黒塗りが出て、指摘されたら、またほかの新たな被害が出てきたとか、そんな社会じゃなかったはずなんですよ。だから何かおかしいんです。

だから、私は府の職員でおりましたから、府や市、今まで大きなことやっています。関西国際空港であるとか、前の万博もそうやし、そういう、言うたら官僚の組織の中できっちり割当てたことはきっちりやるのが日本のあれだったんだけど、何か僕は、府や大阪市の中でも、そして財界との関係も含めて、上は何かぱっと派手に言うけれども、下へそれがどうつながっているかという一つ一つの責任感というか、そういうようなものが日本人、特に大阪、万博に関しては欠如してんちゃうかな。それがもう本当に後手後手であったり、やらないかんことがあれやったり、バスの手配とか、そんなもっと緻密にやりますよ、指示を受けたら。それが何か止まっているんです。上だけがぱっとやっているけれども、下は冷めてんちゃうんかな、組織が。大阪府庁や大阪市の職員たくさんいて、一生懸命優秀でやっています。でも、その人たちの気持ちが万博の一つに集中できない何かがあるんちゃうんかなって、僕はそこで空気30年以上吸っていた者としては、そこが不思議でたまらないんです。答えは分かりませんけれど。

もう時間です。そして、この話は本当に今日せんといかんと思ったので、大変声も大きくして申し訳なかったんですけど、あと江川議員がちゃんと収めてくれると思いますので、終わりたいと思います。

教育委員会の方は本当大変だと思いますけれども、先生方の気持ちを本当に酌んで、賢明な判断、賢明なやっぱり報告をして町長の目を開かしてください。よろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1点目は、学童保育の運営状況についてであります。

この間、熊取町では、学童保育の入所児童数の増加に応じて施設整備が進められてきましたが、ここ数年、さらなる児童数の増加が続いております。

そこでお尋ねします。

まず、学童保育の1点目は、今年4月時点での入所の状況を報告願います。各学童保育所ごとの入所児童数、受入れ体制はどうなっておりますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、学童保育の運営状況についてのご質問の1点目、今年4月時点の入所の状況と各学童保育所ごとの入所児童数、受入れ体制についてご答弁申し上げます。

令和6年4月1日時点における入所児童数は、5施設16クラブ全体で671人となっております。学童保育所ごとの入所児童数は、中央学童保育所が3クラブ149人、東学童保育所が2クラブ117人、西学童保育所が5クラブ197人、南学童保育所が2クラブ68人、北学童保育所が4クラブ140人となっております。

受入れ体制といたしましては、各クラブに専任の指導員1人と有資格の補助員1人の計2人を必ず配置するとともに、在籍児童の状況に応じて補助員と介助員を加配し、各施設の許容人数まで受け入れられる体制を構築しているところでございます。

しかしながら、4月当初は中央学童保育所で7人、東学童保育所では5人が各施設の受入れ許容人数を上回ったことから、緊急対応として、中央学童保育所においては、保護者にも同意をいただいた上で、中央小学校から受入れ可能枠に余裕のある南学童保育所へ車でお送りし、南学童保育所において受入れ対応を行い、また、東学童保育所においては、指定管理者の協力を得ながら大宮地区にある空き家を賃借し、分室として開設することで受入れ対応を行ったものでございます。

以上、1点目のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ご報告いただきましたが、4月時点では、中央学童で7人、東学童で5人が受入れができない状況になって、中央学童の7人については南学童のほうへ車で送迎という対応をしたと。東学童の5人については、急遽空き家を借りて、そこで保育をする。空き家での対応を実施したということなんですが、その中央学童での送迎の状況、そして東学童での空き家での臨時的対応は現時点ではどうなっておりますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）中央学童保育所につきましては、もともと7人というところが4人にまで減ってはいるんですけども、現状としては、まだ南学童の利用を続けているというところでございます。

あと、東学童保育所につきましては、6月の入所時点では、児童数が減少したことによりまして解消のほうがなされておりますので、一旦そこは利用はしていないというような状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）西学童保育所の受入れ状況というのは大丈夫なんですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）現時点では受入れ可能と、受入れ対応をしていると、問題なく対応しているというふうには認識しております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）西学童保育所の西小校区におきましても、私が把握している範囲で、西小の裏手といいますか、西小に隣接した大久保南の地域に新しい住宅地が開発されておりますが、あれはまだ入居が始まっていないんですかね。そこは入居が始まると、また小学校の児童が増えたりして学童の入所児童数も増えていく可能性もあるとは思いますが、その辺の検討はされておられますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）後ほどのご質問にも関連はするかもしれませんが、そういった新規分譲であったりということも、当然状況としては、今後児童数が増えるということが見込まれる

がゆえに、学校本体も増築等を計画されているというところもございますので、我々もその辺は、言い方は悪いかもしれませんが、危機意識というか、受入れが困難になる場合も想定して、現時点でこうするという施設の拡充とかというところには手はつけておりませんが、その辺は注視して、今後も受入れ体制を整えていきたいというふうには思っているところです。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） この学童保育の質問に関しましては、先ほど多和本議員のほうからも既に同様の質問がありましたので、かなり重複はいたしますが、学童保育の施設整備に関しては、明確な基準があるようなないようなものかなと私、思うんですけど、唯一の基準というのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのはつくられているんですが、その基準に照らして熊取町の学童保育の現状というのは大丈夫なんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 条例の基準につきましては、両方40人、1クラブ単位おおむね40人で、面積についてはおおむね1.65平方メートル以上専用区画を確保するというところで、両方おおむねとついておる部分はございますけれども、なかなかその40人を、常におおむね40人以下にするというのは難しい状況が続いているクラブもございます。

ただ、一方で、やっぱり専用区画。こちらについては、幾らおおむねと書かれていてもぎゅうぎゅう詰めというのは教育環境によくないというところもございますので、その面積基準については、基本的には厳守するような形で受入れ許容枠を設けているというような形で現状進めているところでございます。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 学童保育については、先ほど言いました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、1単位当たりという表現していましたが、1クラブ当たりということかと思いますが、1教室1クラブ当たりの児童数がおおむね40人ということになっておるんですが、学童保育の資料を見せていただきましても、1クラブが40人を大幅に超えているクラブが結構たくさんございます。その辺は担当課も承知していると思うんですが、東学童保育所の「くれよん」という名前のクラブですと、4月16日の時点で65名在籍と。これは、建物は2つに分かれておりますけれども、クラブとしては65名の大人数となっております。

西学童保育所の「ともだち」という名前のクラブにおいても50名、中央学童の「げんき」という名前のクラブにおいても55名というふうにおおむね40名と言いながら、4月の時点では40名を大幅に超えているクラブも存在しているという、そういう状況なんですけれども、全体の平均値でようやく41名ですか。41名とか40名とか、そういう形にはなってきますけれども、一部のクラブにおいては40名を大幅に超えていると。そういうふうな状況が生まれてきております。

先日、先ほどの多和本議員の質問の中でも言われておりましたが、私と多和本議員と2人で東学童を見学させていただいたんですが、やはり小さい部屋で大勢の児童が混雑しているというふうな状況を拝見しまして、やはり安心して放課後を過ごす状況としては、あまりふさわしくないという感じを受けました。

東学童の場合は、狭い敷地にもともと2つの建物があったんですが、さらにそこにもう一つプレハブで臨時的な建物を追加したことによって、園庭といいますか、遊べる面積がうんと狭くなってしまって、日常的に学童の敷地内で子どもが遊ぶのが困難だということで、近くにひまわりドームもありますので、指導員の方が子どもたちを連れて外へ出たりというふうなことはしておりますけれども、運営に非常に苦勞されているというふうなこともございます。

そういった、現在の入所の状況から判断すると、東学童に限らず、全体的に施設整備をもっと充実させていくという検討が必要かと思うんですが、その点についてはいかがですか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 続きまして、2点目の新たな施設整備の検討についてご答弁させていただきます。

だきます。

小学校の在籍児童数については、現状、中央、東、西の各小学校では、新たな分譲や宅地開発等により、今後も一定の児童数増加が見込まれ、当該小学校区における学童保育のニーズも増加することが予想されることから、入所希望児童数が施設の受入れ許容人数を上回る可能性はございます。

その一方で、町内の学童保育施設全体で見ますと、令和6年4月1日時点の学童保育所在籍児童数671人に対し、施設の許容人数は729人であり、受入れ可能枠に58人の余裕があることから、既存施設の有効活用をまずは優先的に考えつつ、入所児童数の推移や保育環境の充実改善、施設の立地状況、さらには厳しい財政状況などを総合的に勘案しながら、待機児童が生じない対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁の中で、既存施設の有効活用というふうな表現でお答えいただいたんですが、それは冒頭の答弁を重ねて考えますと、既存施設の有効活用ということは、中央、東、西などの特定の学童で受入れ児童数とそのキャパをオーバーした場合には、ほかの学童に送迎ということで今後に対応していくと、そういう意味ですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）幾つかあくまで優先的に考えていくというところがございます。ですので、まずは児童数の減少と入所児童数の状況を踏まえた上で、現有施設の活用を優先的に考えていくというスタンスを持っております。その一つが、他の学童保育施設の有効活用というところで、もし今、それを実現するに当たっては、中央学童でも実施したような送迎対応という形になるかと思えます。

また、方法としては、校区内でできればこういった対応は考えていきたいというふうに思っておりますので、校区内での公共施設の利活用ができないのかとか、賃貸物件等の活用ができないのかということも、まずは考えていきたいというふうに考えております。それは、新たな施設整備というところにおきましては、一定の財政負担というのが生じることとなりますので、そういった部分も踏まえて、まずは活用可能な施設、また、より財政負担が軽減されるような方法がないかということも、まずは優先的に考えていきたいというふうに考えての答弁となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

既存施設の有効活用というのは、必ずしも他の学童への送迎だけを想定しているわけではないと、そういう意味ですね。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、あらゆる可能性を考えながら、代表的なこととしまして、同じ学童施設ということで例として述べさせていただいたんですけれども、できれば同じ校区の中で解消できる対策をまずは考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）先ほどの多和本議員の質問では、主に東学童のことを中心に質問されておりました。一番逼迫しているのは東学童かなと思いますけれども、東学童については、先ほど多和本議員も提案しておりましたように、学校の敷地内を活用するとか、あるいはひまわりドームの臨時駐車場を活用するとか、いろんな方法が考えられると思うんですけれども、東学童に関して新たに建物を建てるということは選択肢には入っておりますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）現状、段階的に、先ほどの答弁にも関わるんですけれども、優先的に、

ほかの学童保育もそうですが、そこでキャパがオーバーする場合において、暫定対応で対応できるかどうかというところもございまして、それは暫定対応ではなくて、もう毎年そういう状況が続くというようなこともあり得ます。そういった地域におきましては、やはり暫定対応ではなくて、恒久的な対応が望まれる場合も当然出てこようかと思っております。

あらゆる選択肢、社会情勢とか、いろいろ見たときに、この施設整備というか、建物を建ててしまうと、やっぱり子どもさんは減少していくというのは変わらないところもございまして。年度当初に学童の児童数は集中して多い状況になってございまして。令和5年を例に出しますと、当初は648人でございまして、年度末は590人と58人減少しております。これも地域差はございましてけれども、全体的に常に逼迫しているという状況ではないことも踏まえまして、施設整備という部分については慎重に考えていきたいというふうには考えてございましてけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、恒常的に施設のキャパを上回るような状況が続くことが見込まれる場合は、ユニットハウスの設置案についても、これは排除せず、探っていくものと、考えていくべきものとする次第でございまして。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今現在の東学童の建物が3つあるわけですが、その3つ目のユニットハウスですか、プレハブで建てたユニット、最大20名も入るかという程度の小さい建物ですが、その追加で建てたユニットがあるがために、東学童はあれで十分なんだという判断をされているんですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）先ほどの答弁でも申し上げました。多和本議員の答弁で申し上げましたけれども、大規模人数のクラブが決して望ましい姿ではないというふうには捉えてございまして。ただ、解消する方策がこれまで見いだせていないというところもございまして、こういった状況が続いておりますけれども、できることであれば、この条例基準に近づけていくような努力はしていくべきと考えております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）東学童は、現在クラブ数としては2クラブなんです。2クラブで、1つのクラブが60名を超えるような状況で、60名の大規模化したクラブを建物で2か所に分割しているんです。だから、学校の1つのクラスを2分割して、1と0.5みたいな部屋で学校運営をしているというような、そんな状況かと思えます。だから、1つのクラブは1単位なんだけれども、子どもが生活するには部屋が狭過ぎるので、片方は40名程度、片方は20名程度というふうな、そういう変則的な運営の仕方、担当する指導員の方々は、もちろん部屋ごとに担当を決めているんでしょうけれども、1つのクラブだから、お互いを行ったり来たりしながらそういう運営をするというふうな、非常に変則的な運営になっております。

そこは建物が、きちんと追加で建てたユニットが十分な大きさがあれば、その場所で3クラブ化ができるんでしょうけれども、現在はそれができないという状況ですよね。だから、そういう状態が一定年数放置されているということで、そこは一刻も早くその現状を改めていただきたい。これは現場の要望でもあり、私どもが受け取った印象でもあるんですけれども、それは分かっておられますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）少しだけ見解が違っている部分があったので、それはNPOとの話合いの中でございましてけれども、あそこの建物の小さいユニットを大きくすることで3クラブ化できないかということは、投げかけたことあるんですけれども、あそこでの3クラブ化は、園庭、人は収容できても日々の保育環境上はよろしくないというところで、そこについてはあまり賛同を得られませんでしたので、ユニットをあそこで大きくするという選択肢は今のところはないのかなという

ふうには考えています。それは待機児童対策としてもそのように思っております。

大規模な支援員の大変さというところも、我々のほうも認識はしてございます。その中で、何とか今対応してもらえるようにということで、補助員なりを増やしたりというような形で、対応は現在していただいているというふうには考えてございますけれども、この基本的な、条例には経過措置があるにしても、やっぱり基準に近づけていくという、将来的にはそういうふうには努めていくという意識は持つべきだというふうには考えてございますので、ユニットハウスも選択肢としてはあると思いますけれども、まずは、冒頭に申し上げたように、既存施設で有効な活用ができる施設がないのかとか、民間の学童に供用できるような、そういった施設を借り上げできないかとかということもまずは考えた上で、あらゆる観点で解消策が講じられないかを考えていきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）熊取町は子育て支援に力を入れている町だということで、もうこれずっと以前から一貫して、藤原町長以前の段階から子育て支援に力を入れている町ということで来ているわけなんですけれども、恐らく熊取町に転入してくる方の中で、学童保育が充実している。安心して預けられる学童が十分あるということも一つの転入の条件になっていると思うんです。そういう中で、施設整備には一定費用もかかりますけれども、そこにぜひ力を入れて、前向きに検討していただきたいと思います。

学童保育の関連の質問の3点目ですけれども、今年度、熊取町では、民間保育所の保育士採用に支援金制度が導入されました。学童保育所の職員採用においても状況は同様です。行政としての支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして、3点目の職員（支援員）の採用について、行政としての支援必要性に対する考え方についてご答弁申し上げます。

先ほどの多和本議員のときにも少し触れましたけれども、現時点におきまして学童保育所運営に必要な職員数に不足は生じてございませんが、退職や障がい児に対する加配支援員の追加等により不足が生じる可能性がございます。職員の配置状況については適宜指定管理者とも共有しており、募集に関するご相談を受けた場合は、町広報誌やホームページへの募集記事の掲載のほか、民間保育園、こども園協議会と共催するほいく・就職フェアへの参加の打診など、本町としましても職員確保の取組を支援させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）現時点では、学童保育にこういう制度を導入する予定はないというお答えでしたが、ちょっと1点だけ今の答弁で気になりますのは、学童保育の職員採用において不足は生じていないと、そういうふうにおっしゃいましたが、それは正しい状況認識ですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）我々もこの答弁をさせていただくに当たりまして、学童保育の事務局、NPOの担当者に確認のほうを取らせていただきまして、表現的には、現状の運営に当たりまして不足は生じていないという認識でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）何かちょっと微妙な表現ですね。私どもが現場の職員の方からお聞きしているのは、正職員として募集してもなかなか採用が難しいと、正職員を確保するのが非常に難しいというふうに聞いております。採用してもなかなか継続して勤めていただけないとか、そういうふうなこともあるようでございます。

これまで学童保育の場合は、最初は契約職員という形ですか、だから正職員になる前のワンステップとして、契約社員みたいな形で採用して、状況を見て正職員に移行していくと。そういうふう

な方法で採用していたらいいですけども、今年度からは、もういきなり最初から正職員の募集という形で募集しているんだというふうに聞いております。それでもなかなか応募がないというふうなことも聞いております。

だから、本来は正職員で入れたい部分が、なかなかそこが埋まっていないということも聞いています。そういうことは把握されていないのでしょうか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 今おっしゃられたみたいに、正職が欲しいところは、本来は欲しいところを非常勤で対応しているとか、あと、本来はもう少し長く勤めてもらえたらありがたいというところが、短時間の人で埋めざるを得ないとかというところは伺ってはございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） そういう状況はやっぱり問題だと思うんです。だから、安心して働き続けていただくためには、もちろん基本給であるとか、本来の処遇改善ということも必要なわけですけども、今年度から保育士の採用において導入しました支援金制度と申しますか、そういう制度を一般の保育所の保育士と同様に学童保育においても採用していくというのは、これはごく当然だと思うんですけども、それはどうですか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それも先ほど少し触れさせていただいたところはあるんですけども、現状、保育士の募集におきまして、我々ちょっとプレスにも投げ込みしたりとか、ホームページでも、できるだけ新着から見えにくくならないようにということで、常に上位のほうに上げさせてもらったりとか、あと民間保育園の方々のPRもございますけれども、現状、申請に当たっての相談というのは保育課までは上がってきてございません。ここはPR不足と言われたら、そこは別の話ですけども、頑張っていきたいとは思ってございます。

その効果が、まだきちんと検証ができていないというような状況の中で、さらなる町単独での事業をこの場で考えていきますというところは難しいのかなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） その点についてはこれぐらいにしておきますが、実際、職員採用において、そして、安心して継続的に働き続けていただくという状態をつくっていくためにも、熊取町として学童保育の支援員の採用にいろんな形で援助をしていただきたいということを要望しておきます。

次の質問に移ります。

高齢者世帯の増加に対する対策（「いきいきくまとり高齢者計画2024」の記載内容に関連して）、何点か質問させていただきます。

熊取町におきましても高齢化が進み、既に高齢化率30%を超えている地域もございまして。いきいきくまとり高齢者計画2024の推計でも、さらに高齢化が進行し、2040年には高齢者のみの世帯が総世帯数の約35%に達すると報告されています。

そこでお尋ねいたします。

まず、1点目は、見守りアンケートを6年に1回実施しておられますが、それをどのように活用されていますか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） それでは、高齢者世帯の増加に対する施策の1点目、見守りアンケートを6年に1回実施しているが、その活用方法についてご答弁申し上げます。

本事業は、要介護認定を受けていない65歳以上の独居高齢者、75歳以上の高齢者がいる世帯を対象とし、閉じ籠もりがちの方や、何らかの支援を要する方を早期に把握し、見守り支援や介護予防事業等、必要な支援につなげることを目的に実施しております。特に独居高齢者の方で、アンケート未回収の方については、保健師、看護師が自宅に戸別訪問を行い、状況を確認いたします。また、

日中にお会いできなかった場合には夜間訪問を実施するなど、状況把握に努めております。

独居高齢者で、アンケート結果から見守り支援が必要な方については、地域包括支援センターが実施している独居高齢者見守り支援事業につなげ、定期的な見守りを実施しております。

そのほか、対象者の状況に応じて急病や要支援の方等を対象とした簡易に第三者へ通報することができる緊急通報装置貸与事業、社会福祉協議会の移動サービス「行こうCar」、独居高齢者を対象とした「さくら会」を紹介、介護予防・生活支援サービスの一つである短期集中型通所サービス、「ふれあい元気教室」も紹介しております。

アンケートの結果を一つ一つ確認し、個々の状況に応じた支援へ地域包括支援センターと共につなげておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）いろんな形でアンケートの活用がされているということが分かりましたが、ただいまのご答弁の中で、地域包括のほうで実施している独居高齢者見守り支援事業と申しますか、そういう活動の中で、独居高齢者を定期的な見守りをしているということなんですが、地域包括での独居高齢者の定期的な見守りというのは、具体的にはどういう内容ですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）具体的には、年間100名ぐらいを対象として、その状況を逐次確認しながらということになりますけれども、基本的には、夏と冬に、夏には熱中症対策、冬にはインフルエンザの予防ということと、何かテーマがないと、あなた元気ですかということも言いにくいので、そういうことを目的ということも含めまして見守り対象者のほうにご連絡しています。電話を2回し、電話が通じない方には訪問という形で、おうちの状況も確認するような形で、今、見守り体制を取っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）対象者に電話で年間2回状況をお尋ねしているということですね。電話が通じない方には、直接訪問して様子を伺うというふうなことなんですが、地域包括から独居高齢者のお宅には、基本的には電話での見守りだけになっているということですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）基本的にはお電話での見守りという形でさせていただいて、それで連絡がつかないときには、訪問して様子を確認という形にしております。

ただ、その方々が、何かご近所の方から様子がと言われたときに、今とても有効と思われるときは、そのときに包括の方が、あのお宅行ったことがある。あのお宅のところの状況はある程度分かるというか、把握していただいていることが多くて、そういう点でこの事業のよさというところを認識しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）地域包括と、民生委員や各地域の福祉委員の方々とのネットワークというか、連携というのは何かされていますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）民生委員の皆様とは、地域ケア会議ということで、年に1回、民生委員との会議で情報共有の場というのは設けて連携を取るようにはしております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）見守り対象としている独居高齢者、100名余りの方がおられるわけですが、その見守り対象の高齢者の方について、地域包括と各地域の民生委員との間で情報共有しているということはあるんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）地域包括支援センターが独居高齢者で、あなたの地域のこの方を今、見守っているんですというような個別の名簿でお渡しするとか、そういうことはしておりません。ただ、何かもう一步踏み出さないといけなかったとき等になりますと、連携を取れるようにということで、今、この地域の状況であるとか、顔の見える関係づくりというところをまず伝えさせていただいているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私の印象としては、地域包括の活動としては、もう一步踏み込んだ活動が必要ではないかなというふうにはちょっと感じておりますけれど、地域包括の活動の在り方というのは、各自治体、個別の地域包括によってかなり多種多様といたしますか、様々ですので、一概にどういう形態がいいということは言えないかと思っておりますけれども、電話での見守り以外にも、最低年に1回は必ずその対象者のお宅を地域包括の職員が訪問するというふうに決めて実践しているところもございまして、そういう点では、訪問による見守りというのもやっぱり重要ですので、見守りといっても、そこに行って、その対象の方がどういう生活をしているか、どういうおうち、どういう状況で暮らしているかということを中心に一度は把握しておかないと、やっぱり電話でのやり取りだけではなかなか難しいという部分もあると思うので、その辺は今後の課題かなというふうに思います。

続いて、2点目の質問ですが、地域包括支援センターの機能強化について検討が必要だと。これは中長期的にという言葉がついていたとは思いますが、機能強化が必要だというふうに計画の中には表現されておりました。ここで言う機能強化とは、具体的にどのようなことを考えておられますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2点目の地域包括支援センターの機能強化について検討が必要だと「計画」の中にあつたが「機能強化」とは、具体的にはどのようなことかについてご答弁申し上げます。

地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種がその専門性を生かし、住民の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業で、地域包括ケアシステムの中核を担っています。令和5年からは重層的体制整備事業の機能の一つである相談体制の強化を図るため、地域包括支援センターに専従の生活支援コーディネーターを1名配置したところでございます。

今後、高齢者の増加や相談内容が複雑化・複合化する中で、総合相談体制を強化していくとともに、いきいきくまもり高齢者計画2024の重点取組である地域支え合い体制の整備に向け、地域住民の生活拠点での出張相談会の開催や、地域が抱える課題に対し情報提供や助言を行い、必要に応じて支援機関につなぐネットワークを関係機関と共に構築してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁からすると、機能強化というのは、必要に応じて職員を新たに配置していく、新たに職員を増員していくと、そういうことかなと受け取ったんですが、そういう理解でよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）人員体制につきましては、まず、だんだん緩和はしてくるんですけど、高齢者6,000人に対して保健師と主任ケアマネと、それと社会福祉士、これ1チームを配置する。今、1万2,000人高齢者超えていますので、2チームと、プラス1万3,000人に近づいているということで、その体制は今7人体制で行っております。それにプラスして、今回やっぱり地域

のほうへ地域の支え合いの活動を構築していくために、1名、もう一人増加ということで体制整備を図っているところです。

今後も、高齢者の増加状況に含めては、またその件については逐次検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）これからの高齢者の増加、独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加が物すごく急速に進行するんですが、今後のそういう相談件数の増加とか、そういう状況の推移によっては、地域包括をもう一か所を設けるといふようなことも考えておられますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）包括の運営につきましては、運営の会議を開いて、どのようにしていくかということは毎年確認もしているんですけども、大まかには3年に1度、いきいきくまどり高齢者計画の中で検討しております。この長期スパンの中では、まだ検討する余地はありますけれど、少なくともこの3年間で地域包括支援センターをもう一か所ということは、今のところは、それは計画の中では入れてございません。

今後どのような形がいいのか、包括を増やす方がいいのか、それか、包括が持っている機能を今度分けていくということ、包括の中で医介連携と認知症と地域ケアと住民の相談と、たくさんの機能を持っておりますので、それを分散していくということも一つの方法ですし、いろんな方法を踏まえて高齢者が増えていくという波をみんなで乗り越えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

現在の計画は3年間の計画ですので、当面、3年間の間に地域包括をもう一か所増やすという予定はないということのようではありますが、先ほども申しましたが、高齢化の進行の度合いがもう想像を超えて急速に進行しておりますので、今後、高齢者に対する施策の取組を一気に拡大、充実させていかなければならないという、そういう時代に差しかかっていると思うんです。だから、地域包括数の在り方については、単純にまだ2、3年いけるだろうというんじゃなくて、先を見越して、ちょっと先手を打って強化していくという、そういう考え方も必要だと思いますので、それはぜひ真剣に検討していただきたいと思います。

最後の質問であります。3点目、ふれあい元気教室、通所型短期集中予防サービスの活用が効果的であることが、今回の計画の中にも報告されております。

一方で、タピオ元気体操に比べ認知度が低いことも明らかになっています。ふれあい元気教室の利用を広げる工夫はどのように考えていますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）ふれあい元気教室の利用を広げる工夫についてご答弁申し上げます。

ふれあい元気教室におきましては、令和3年度から令和5年度の3年間、大阪府介護予防活動強化推進事業を活用し、より利用しやすい事業となるよう事業を見直し、年間3クールから通年に変更いたしました。

住民の皆様への周知といたしましては、令和4年度及び令和5年度に教室を終了して、要支援状態から回復した方に講師になっていただき、住民向けの講演会を実施し、教室の効果についてもお伝えいただきました。

また、令和4年度には藤原町長と厚生労働省介護予防普及展開事業検討委員会事業所ワーキング座長とのオンライン対談や、令和4年9月号広報における特集ページの掲載、YouTube動画での教室の紹介も行っております。

また、介護保険新規申請時には窓口シートを活用し、個々に応じ、ふれあい元気教室の紹介も行

っており、少しずつですが、口コミでの参加も増えてきております。

今年度は、令和6年7月号広報誌の特集ページで当該教室を紹介する予定となっており、引き続き講演会等の開催、各種団体等へのPR、チラシポスター等、様々な方法で教室の周知啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）3クールから通年に変更したというご説明がありましたが、そこをもう少し詳しく説明していただけますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）実を言いますと、令和3年度までは2クールで実施しておりました。

2クールですと、その間のところの方は、1クールと2クールの間にはその教室が開かれるのを待つ状態になりますので、その間を訪問の事業、訪問の短期集中型事業ということでつなげておりました。その、行きたいときに行ける体制をということで、令和4年度からはそれを3クールにさせていただいて、対象者も、今まではチェックリストで少しフレイル状態に入りがちの方を多くの対象にしていたんですけど、プラスして要支援1・2の方も対象にということで、範囲を広げて教室の強化に入ったところなんです。

令和5年度からは、3回クールでやってきた実績を踏まえまして、令和5年度からは対象者を要支援1・2の方が、今、多く来てくださっています。その方々も含めて随時ということで、年間8回入学するというか、入る期間がございまして、年度の途中で、昨日その卒業式だったんですけど、十何名いる中の5名の方が今回でご卒業です。次はどこそこのタピオステーションに行きます、私は体育館に行きます、ふれあいセンターの教室のほうに行きますということ、自分でこれからこうやって頑張りますと言うて卒業されておりました。なので、そういう輪番的にクール行きますので、行きたいときに行けるような体制というのは今回取れたというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。かつて2クールだったものを3クールに増やして、さらに3クールから通年制ということで、いつでもふれあい元気教室に参加できるという、そういう体制をつくったということですね。だから、その時々ふれあい元気教室の中で、今日から始めた人等もいて、期間参加している人とか、同時に参加しているような、そういう状況でやっているということですかね。分かりました。

利用しやすいふれあい元気教室ということで、いろいろ工夫して改善はされてきているということが分かります。

同時に、おっしゃっておられましたが、今いろんな形でふれあい元気教室のPRを、町広報誌、ホームページ、いろんなところでふれあい元気教室をPRさせていただいて、また、地域包括は当然そういうことも紹介していただいていると思いますが、様々な介護関係の事業所とか、そういった介護サービスをもう既に利用している方はふれあい元気教室に来られることはないかも分かりませんが、総合事業とか、そういう関係の様々な事業所で、このふれあい元気教室というものもPRしていただくべきかなと思います、その辺はどうですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）PRについては様々な形で行っておりまして、ケアマネジャーの方に、この教室に来るには、計画の中に入れ込んでもらえないと教室に来れなくなります。地域包括支援センターからはそれで来るんですけど、地域の要支援の方にも分かっていたかのように、先ほど申しました大阪府の介護予防活動強化推進事業のアドバイザーである国の専門医の先生に来ていただいて、講演をしていただいて、この教室の意義であるということも周知していただいております。

あと、今、来たいとおっしゃる方の中に、住民の皆様から、この教室に行きたいから、ケアマネ

ジャーに、ここに行きたい、計画を立ててほしいと言われる方が今年に入ってから増えてきております。来られた方が、この教室の元気になったよさを実感して、また住民の皆様からロコミで広がってきているというのを今実感しておりますので、その辺についてもPRしていきたい。

あとは、町内の郵便局やスーパーなどにもこの教室のチラシを配架していただいたり、福祉委員の皆様にもチラシを配架ということで、いろんな手だてを立てて、今、PRしております。この教室で元気になれる方の笑顔を見ていると、十分に知っていただいて、要支援になった方が、昨日の方も、5分しか歩けなかった人が、今30分歩けるようになって、私は旅行に行きたいという夢を語って終了していかれました。そういった方が一人一人、また自信を持って元気になれる姿を多く見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ご答弁いただきましてありがとうございます。

そういう形でふれあい元気教室をどんどんPRしていただいて、そして、現状、ロコミでもその効果が広がってきているということのようですので、非常にいい傾向かなというふうに思います。

もちろん、高齢化による体の不具合といいますか、そういうのはふれあい元気教室で一定程度回復しても、さらにもっと高齢になっていけば介護保険を利用せざるを得ないという、要介護の状態にまた進行していくということはあるかとも分かりませんが、少しでも健康な状態で長く生活できることが望ましいと。これは本人のためにとっても、そしてまた、財政に対する貢献といえますか、そういう面からも両面でふれあい元気教室が活用されることがいいかなというふうには思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時50分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和6年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和6年6月13日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長	田中 耕二
総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部統括理事	松浪 敬一
総 務 部 長	永橋 広幸	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	木村 直義	健 康 福 祉 部 長	野原 孝美
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	阪上 正順
都 市 整 備 部 長	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	庭瀬 義浩
都 市 整 備 部 理 事	山田 大河	会計管理者兼会計課長	根来 雅美
教 育 次 長	巖根 晃哉	教育委員会事務局 統 括 理 事	坂上 佳行
教育委員会事務局理事	三原 順		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	東野 秀毅	書	記	阪上 高寛
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）
議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）
議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、田中議員。

13番（田中圭介君）おはようございます。

まず、一般質問に入る前に、私に連絡をいただきました職員の方がおまして、いただいた情報を調べましたが今回該当しなかったの、見送りさせていただきますことをご了承ください。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

1番です。公立小中学校についてでございます。

1番、本町も少子高齢化が加速しております。特に山手地域の児童生徒の減少が進んでいる。今後さらに減少することも見据え、統廃合等を含めた本町の考えを教えてください。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の公立小中学校についての1点目、児童生徒の減少が進んでいる中、今後さらに減少することも見据え、統廃合等を含めた現在の本町の考えはについて答弁申し上げます。

学校規模の基準につきましては、学校教育法施行規則第41条及び第79条にて小・中学校の学級数の適正規模について示されております。現在、基準より過小規模と判断される学校は小学校1校であり、昨年度に初めて基準を下回る状態となりました。

このような状況を受け、教育委員会としましても統廃合につきましては今後検討していかなければいけない事案であると認識しておりますが、統廃合を行う場合は、統廃合の時期や学校への通学路の距離、安全面及び統合先の教室数の確保のほか、学校施設を残す場合の維持管理等課題が多くあり、地域住民へも丁寧な説明が必要であるため、長期的視野に立って時間をかけて検討していく必要があると考えております。

まずは、統廃合を実施した事例を参考に統廃合の判断基準などを研究し、方針策定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）1校あるということで、恐らく南小学校が該当すると思います。現在の南小学校の各学年の人数ってわかりますか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）各学年ごとですね。1年生から6年生まで1クラスずつの6クラスと支援クラスが3つございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）その人数、わかりますかね、1クラス何人というの。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）そうしましたら、普通学級の児童数でまずよろしいですかね。はい。

まず、1年生が27人で2年生が25人、3年生25人、4年生36人、5年生32人、6年生が33人の計178人となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）南小学校で一番多かった時期というのは1学年何クラスあって何人やったかというのは今すぐわかりますかね。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません、あいにく手持ちの資料ではございません。申し訳ございません。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）私が昭和50年、それより2学年、3学年が恐らく第2次ベビーブームだったと思われます。同級生の南小学校の方に聞いたら、3、4クラスはあったんじゃないかなという、うろ覚えですが、40人はいなかったと思いますが、資料の1ページを見ていただいたところにちょっと赤字で囲っております。これは、1歳から6歳と7歳から12歳の現在の熊取町の人口数でございます。1歳から6歳、未就学児ですよね。0歳はちょっと抜いておきます。これ全部足したら1,972人なんです。今現在通っている7歳から12歳が2,364人ということで、この6年後にはさらにマイナス392人、約400人減ります。

というところで資料提供をお願いしたところ、ちょっと熊取町にはないというところで、資料2を見ていただけますか、2ページのほう。

これ、貝塚市の議員に頼みまして、貝塚市は校区ごとに一応、これ100%ではないと。飛び地等があるので100%ではないけれど、未就学児の数も把握しているということでございます。なので、やはり南小学校が一番厳しいと思われまので、貝塚市、これ11校区あるんですかね。貝塚市が11校区できているんで、熊取町は5校区の数字も出していきながら、今後5年、6年後って多分すぐ来ると思われます。

さっき次長がおっしゃられていたように、時期や距離、安全性、残す校舎をどうするのか等、やはり住民の意見等々を今頃からどこかのタイミングで言っていかなければいけない、決断しなければいけないときがございます。その点については何か考えていることがあったら教えてください。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）この資料提供をいただいた中で貝塚市というところで、ネット上ですけれども、先ほど私が答弁させていただいたのはネット上ではちょっとヒットしなかったんですけども、貝塚市でどういった方針等を策定されているのかということも調べたかたんですけども、その中で岸和田市が実は令和2年に岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針というものを策定されております。これを策定されたときには、やはり住民の意見を聞くというところで適正化の審議会等も設置されているというようなところで。

答弁でも申し上げましたように、先進事例、岸和田市をはじめそういったところは多分多数あると思いますので、そういったところにいろいろお伺いしながら、また、議員が提供して下さったこういう数字というのは必ずまず集計はしていかなあかんというふうには認識しておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）まず、校区別に仕分けができるのならば、やはり5年後、6年後、また10年後となったらもうこの数は、今回出生率が1.20で出生数が72万人、もう現在の時点で今年度60万人台にいくとほぼ決定らしいです。その中、まあまあいけるだろうじゃなくて、もうそこは5年、6年すぐたつと思われまので、この校区別はまず作っていただきたいかなと思います。

将来統廃合しなければならなくなったときに、今、南保育所も何も手つかずで置いたままだと思われま。南小学校も空いたところになったら、これ僕の勝手な考えなんですけれども、やはり利活用していただきたいので、浪商学園、お隣に中学校、高校、そして体育大学がございませ。そこで、熊取町として保育所、小学校を浪商学園に譲渡するなり利活用していただいて、スポーツのまち、もう保育所から大学まで全てスポーツのまちにするというぐらいの、ちょっと大きい規模のスケールになりますが、それぐらいしていったら、全国からもしかしたら熊取町、もう保育所から大学までスポーツにたけているというような構想もやはり熊取町からアピールしていったらいいんじゃないかなと、もうこれは勝手な僕の考えなんですけれども、いずれかは南小学校も廃校になるだろうということを仮定して、こういうこともちょっと検討していただきたいかなと思います。

が、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）まず、統廃合というところで検討していくべきは、必ずしも統廃合という形ではなくて、1つには校区の見直しであったりとか、当然統廃合もしかり、貝塚市がやっているのも一貫教育ということなんですよね。岸和田市の適正化の方針なんかも見ましても、まずはやはり校区見直しであったりとか統廃合という二択の方針を出されていたんですけれども、結局、どうも山手地区のほうで一貫校の設置とかいうようなことも書かれていました。

そういったところは検討していく必要があるのかなと思っているんですけれども、今ご提案いただいた実際、空きの学校なりができたときというのは、先ほど答弁させていただいたように当然利活用は考えていかなあかんと。当然それが教育施設に資するものということであれば、我々教育委員会のほうでしっかり検討していきますけれども、何に使うかというところは、またこれまでと同様、PTとかという形で検討していくことになると思うんですけれども、議員からご提案いただいた浪商学園というのは一つのご意見として、しっかりと受け止めて検討してまいりたいと思います。ただ、相手のあることですので、すみませんがそこは一案としては受け止めさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）あと一つ、これちょっと担当外かもしれませんが、南保育所をずっと置いたままですけれど、利活用とか何か予定ありますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）南保育所ですけれども、廃止から結構年数がたっておりますが、まず結論から言いますと、現在、利活用の方向性は決まっております。いろいろ課題というのはございまして、建物自体が除却するにも結構な費用がかかるということであったりとか、売却するにしてもその建物を耐震化もされていないのでそのまま使えるのかとかというところ、そのまま公共施設としては当然使えないので、それを見越した上でどのように活用していくのか。建物つきで売却を考えたときに、どうしてもそれに乗っかってもらえる事業者なりがいるのかとか、その辺がちょっと未確定な部分でございまして、今はまだ凍結というような状態でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）また、ずっと置いておくんだったら、ここを使わせてくれという事業者がもし手を挙げられるところがございましたら、1回話でも聞いてあげて、ぜひとも利活用していただくようによろしく願いをいたします。

2点目でございます。オーガニック給食についてでございます。

学校給食にオーガニック給食を導入する考えはございますか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）続きまして、2点目、学校給食にオーガニック給食の導入に関する考え方にはについて答弁申し上げます。

現在、近隣市町でオーガニック給食を取り入れているのは、泉大津市が令和4年4月から、泉佐野市が本年4月から実施しております。

オーガニック食材を用いた給食を提供することは、SDGsや農業支援などの観点から有意義な取組であると認識しており、昨年度泉大津市の協力を得て導入を検討しましたが、全ての食材をオーガニック食材で賄うことは難しく一部の食材であること、オーガニック食材は費用が高額であること、オーガニック食材の供給が安定しないこと、地産地消とのバランスなどから導入しないという判断をしたところでございます。

一方で、「子育て・教育のまち」を掲げる本町として、オーガニック給食の導入というものは本町のブランド力を向上させる取組ではあるというふうには考えております。今年度から導入した泉佐野市にも課題等を確認しながら、引き続き検討はしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、

ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）おっしゃられるように、オーガニック給食、有機野菜等というのはなかなか栽培している農家もないですし、値段も高いというところでなかなか手を出しにくい。さっきおっしゃった泉大津市も僕、以前に聞きました。この間3月の予算委員会でも要望もいたしましたし、泉佐野市が4月から導入をしているというところで、やはり今通われている保護者からの要望がこれ、かなり強いところでございます。

泉佐野市教育部学校給食担当理事という方が昨年の12月からX、旧ツイッターですよ。で結構発信をしております、給食に関して。給食のみですけど。に対して、やっぱりこういうSNSを見られた保護者の方たちが情報を提供していただいたり、4月6日から始まったんですかね、泉佐野市では。そしたらやっぱり、今のところパンに使う小麦ですよ。その辺を保護者の方たちは、今円安の影響もあるので小麦もちょっと割高になっているというところで、地産地消で国産の小麦を使ったパンを今、泉佐野市は100%提供しているんですかね。野菜に関したら5月で80%、6月で50%のオーガニック野菜を使用していると。前からやっている泉大津市は月に2回ですかね、やられているというところで、なかなか全部がオーガニックというのはかなり難しいというのは僕も承知でございます。

しかし、さっき次長からおっしゃられた、やっぱり子育てするなら熊取町というところのブランド力を上げるためには、オーガニック給食というのは体にも優しい。手間があるので、害虫とかついてくる野菜を洗って駆除とかという手間は確かにあると思われませんが、国自体も推奨しておりますので、ぜひともこれに関しては前向きに検討していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）もう議員もご存じのように、そもそもオーガニック、有機野菜というその定義は、本来は農業部門でいうと物すごくハードルが高いんですよ。農林水産省で決められた基準をちゃんと超えた形で作った野菜でないとオーガニック野菜とは言えない。また、それを使おうと思えば有機のJAS規格ですかね、それをちゃんと申請して通ったものでないとそれを語れないという、物すごくハードルが高いんですよ。

ところが一方、オーガニック給食というのは食材の全てを使わずとも一部使うだけで言えるというのは、ちょっと私自身、そこ自身はいかがなものかなというのを思っております、ただ、もう保護者の方からすると、オーガニック給食というだけで非常に耳障りはいいんやろうなどは思っております。

ただ、確かに低農薬、無農薬というところで、そういうところを踏まえると体にいいのかなというふうにとられると思うんですけども、じゃ今の給食が体に悪いのかと言うたら全くそんなことはなくてというところは認識していただきたいと思うんです。ただ、一定保護者の方からそういう要望が出ているというところ、実際、今私どものほうにはそれは届いておらないんですけども、そういったところも踏まえて、先ほども答弁申し上げましたように、しっかりと検証はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）おっしゃるように、一つでも、パンでも野菜でも使っていたらオーガニック給食という表現の仕方をされているところが多分ほとんどだと思います。なので、熊取町としても何か一品、パンでもこういう北海道産や国産の小麦を使って、価格的には今、泉佐野市が前回購入していたよりか1.43倍ぐらいの価格でパンは抑えられるので、野菜になったら農家の提携とかいろいろあると思われんですけど、そういうところでもできるだけ取り入れていくような、国全体も多分そういうふうな方向になると思われしますので、熊取町も乗り遅れることなくやっていただきたいと思っております。

そして、PTAの給食試食会ってあるじゃないですか。あれって僕たちって食べに行ったりできないんですかね。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）PTA対象の給食試食会というのは小学校も中学校も一定の時期に行われていると思います。学校のほうから全家庭に案内がい行っていると思いますので、試食会には参加できるというふうに思いますので、案内は行っていると思います。

学校のほうにちょっと問い合わせさせていただいて、それも一定可能なんじゃないかなと思うんですが、ちょっと学校のほうに問い合わせさせていただけたらなと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）民間保育所、そしてまたほかの市町の議員も、やはり自分のところの保育園または小学校がどういうものを給食で提供されているかという試食はやっぱり行ってはるんで、もちろんお金を払いますので、ぜひとも参加させていただいて、今現在どういうふうな給食が、僕はもう町立の保育所、自園給食をしろしろとずっと言っているんで、町立の保育所、実際どういうものを園児に提供しているのかというのは、やはりそういう機会を設けていただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）今この場で即答はできかねるんですけども、といいますのも給食に関しては給食委員会というのを設置して、その中でいろいろと決めておりますので、今いただいたのは要望という形で、1回その給食委員会の中で、こういうご意見があるんですけどもということで提案させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ぜひともよろしく願いをいたします。

それでは、続いて2点目の町民表彰についてでございます。

町民栄誉賞、町民文化賞、町民スポーツ賞以外の表彰をつくってはどうかという質問です。よろしく願います。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の2点目、町民栄誉賞、町民文化賞、町民スポーツ賞以外の表彰をつくってはどうかについて答弁申し上げます。

まず、町民栄誉賞、町民文化賞、町民スポーツ賞について簡単にご説明させていただきます。

町民栄誉賞は、町民栄誉賞表彰条例に規定する賞で、平成24年4月に新設したものでございます。その対象は条例第1条で詳しく定めておりますが、イメージとしましては、スポーツ分野ではオリンピックのメダリストやプロスポーツなどで顕著な成績を残された方、文化分野では芥川賞などの文学賞や将棋のタイトル、ノーベル賞などといった全国的にも誰もが認知されている方を想定した賞となります。また、条例の第3条では、決定に際しては議会の同意を必要としており、まさに町全体でお祝いを行うものでございます。

なお、本条例制定以降、本町民栄誉賞を受賞された方の実績はございません。

次に、町民文化賞及び町民スポーツ賞については、都道府県レベルの大会で1位、近畿圏及び全国レベルの大会で3位以内、世界レベルの大会で8位以内、またはそれぞれそれに準ずる成績を収めた方に対しまして要綱に基づき表彰を実施しているもので、平均しますと年間9人程度の実績となっております。

議員ご質問の町民栄誉賞、町民文化賞、町民スポーツ賞以外の表彰についてでございますが、文化及びスポーツ分野におきましては、現在、表彰制度が都道府県レベルの大会から世界大会までを対象とし、被表彰者の功績などについて町広報紙に掲載するなどして、表彰の目的である本町の文化及びスポーツの振興及び発展の促進に寄与しているものと考えております。また、それ以上の卓越した成果を上げられた方に対しましては町民栄誉賞で対応するという表彰制度となっております。

しかしながら、住民の皆様の様々な活動に対するご貢献に対しまして、その功績を表彰できる制度につきましても、他団体の表彰制度も参考にしながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ありがとうございます。

町民栄誉賞というのはかなりハードルが高いと思われます。その次に文化賞とスポーツ賞というところで、この文化賞というのは今まで何名ぐらい受賞されたんですか。

議長（河合弘樹君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） 3年間の実績を持ち合わせておりますのでご報告いたしますと、令和3年度がゼロ、令和4年度はお一人、令和5年度がお一人、それで令和6年度は現時点ゼロという実績でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） どちらかというたら、スポーツ賞がやはり多いですね。よく僕も広報紙を見ると、表彰されている方がおられるのを拝見しております。

何が言いたいかというたら、以前12月ぐらいですか、ストリートダンスで1位になった西村大和さんが9月23日の読売新聞の泉州版のほうにおよそ1面の半面がぐらい、明松理事、こんな熊取町で大きく載るのは久しぶりぐらいやろうなと言うたのを僕、すごい覚えているんですね。やはり世界一と都道府県、大阪一の表彰は今のところ全く同じということで、やはり世界レベルで1位を取ったり日本一になった方にとっては、もうちょっと間の町長賞とかそういう感じで何かつくってあげたらどうなのかなというふうな僕、考えがあるんですけど、どうでしょうかね。

議長（河合弘樹君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） ご指摘ありがとうございます。

町民文化賞と町民スポーツ賞につきましては、答弁でも申し上げましたとおり、その根拠を内部手続を定めた要綱で定めていることから、柔軟に対応することが可能ということになります。現在の要綱では、ご指摘いただきましたとおり、世界大会の1位から3位もしくは全国大会で優勝ということでありまして同じランクの町民文化賞、町民スポーツ賞というのが現時点の要綱でございます。

ご提案いただきましたとおり、世界大会の西村大和さん、UDOの世界チャンピオンということで大きく読売新聞に掲載されまして、熊取町の名前を非常に上げていただいたということは我々も大変喜ばしく思っております。また、スポーツ大使の古宮 晴君ですね。6月2日でチャンピオンになられたといったことで、非常に熊取町民の活躍というのが顕著に表れております。

こういったことで、現在の要綱は町民スポーツ賞、町民文化賞というふうな名称でございますが、もう1ランク上の表彰名称を新設、例えばなんですけれども町民スポーツ大賞であったり町民スポーツ特別賞というようなそういった名称をつけることで、表彰者のモチベーション向上にもつながっていくと思えますし、ひいては本町の文化及びスポーツの振興発展にもつながっていくものというふうにも考えられますので、この件につきましては前向きに検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ぜひともその間の賞をつくっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ブルーベリー農園についてでございます。

当初観光農園を造ろうとしたきっかけ、そしてまた、なぜブルーベリーだったのか、これは僕が議員になる前の話なので、ちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） それでは、ご質問のブルーベリー農園についてご答弁申し上げます。

1点目の当初、観光農園を作ろうとしたきっかけとなぜ「ブルーベリー」を選んだのかについてでございますが、まず、観光農園を造ろうとしたきっかけにつきましては、近接する野外活動ふれあい広場周辺の交流人口の増加及びにぎわいを創出するとともに、ブルーベリーを使った特産品の開発など、熊取と言えばブルーベリーといったブランド化を図るため観光農園を開設したものでございます。

また、ブルーベリーの選定につきましては、イチゴやミカンが近隣の農園において大勢を占める中、本格的にブルーベリー農園を行っているところは大阪府内においても少数でございましたので、こういった希少性という点や、ブルーベリー農園開園当たり町内のブルーベリーを栽培している農家の方が本事業に協力いただけるということでございましたので、そのような点も踏まえましてブルーベリーを選んだというものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ブルーベリーがほかになかったというところで、イチゴやみかんはほかにあるというご回答だったんだと思うんですけど、観光農園としたら、ブルーベリーの時期というのは今から7月半ばか8月終わりぐらいですよ。それ以外は何かしょうかとかというのは当初はなかったんですかね。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 議員ご指摘のとおり、やはり熊取町、観光農園的なものを年間通じてとなると、これはもうブルーベリーだけでは当然おっしゃったように夏場だけというふうになるのは事実でございますので、長期的に見れば、やはり年間を通じて何かしらの果物なりそういったものを熊取ブランドとして進めていくというのは非常にいいことだとは思いますが、まず、今もってブルーベリーをこの収穫時期、9月上旬まで続くわけなんですけれども、その部分をせんだっての臨時議会のほうでもご可決いただきました冷凍として保存して、できるだけ年間、できれば年末、年明けぐらいまではブルーベリーをストックして、何らかの形といいますか、ブルーベリーを使った商品等、あと販路拡大、今現在としてはそういったところからまず進めていきたいというふうに考えている状況でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 分かりました。

今、糖度の高い品種というのは何の品種が一番糖度が高いんですか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） 大きくブルーベリーでは、ハイブッシュ系とラビットアイという2種類があったと思います。その中でも枝分かれしていろいろあると思うんですけども、多分ラビットアイが比較的糖度が高いというふうに聞いてございます。それは、収穫時期をずらすために今メインに来ているのは多分ハイブッシュ系のブルーベリーが6月に入ってから徐々にではありますが収穫が始まって、販売のほうにも実施主体であるNPO法人グリーンパーク熊取さんのほうで進めていただいております。私を知る範囲ではそういう状況かなというふうに認識してございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 一応、和田山Berry Parkのホームページを見たら12種類があるんですよ。この中で一番糖度が高い、人気のあるやつというのはどれなんですか。

議長（河合弘樹君） 木村住民部長。

住民部長（木村直義君） すみません、そこまでの知識はちょっと持ち合わせていなくて申し訳ございませんが、実施主体のNPOのグリーンパークはその辺は十分承知していただいていると思うんですけども、申し訳ございません、私そこまではちょっと認識してございません。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君）僕、今回ブルーベリーに関して結構いろいろ調べたら、人気のある種類というのがやはりあるんですね。500円玉ぐらいに大きくなって、さっき言うたようなハイブッシュ系とラビットアイ系という、そういうところで人気のある500円玉ぐらいの大きさになるやつとか、いろいろ様々100種類ぐらいブルーベリーの品種があるらしいんですけど、イチ押しの種類がないというのはなかなかブルーベリー狩りにきた人には、うちは500円玉ぐらいでかいのありますよというのやったらアピールになるんですけど、これ、アピールする品種はないんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）今、議員がおっしゃっていた部分は第3農園で一部栽培をされているということでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）すみません。前までふれあいセンターでおられた木村部長にこういうのを急に聞いたら答えられないのは分かります。

次いきます。

2番ですが、平成30年から始まった事業で、令和5年までで総額5,800万円の税金を投入し、令和2年から5年で約267万円しか売上げがない中、今後どのような事業運営をしていくのかをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）それでは、2点目の今後の事業運営についてご答弁申し上げます。

第1農園、第2農園におきましては、町内外のご家族やグループの方々へ自然の恵みを満喫していただくべく、今後におきましてもブルーベリー狩り体験を行い、また、出荷専用の生産拠点となる第3農園につきましては今年から収穫が始まり、収穫したブルーベリーにつきましては、現在進めていただいている販路の拡大やジャムなどの新たな加工品の商品化にも取り組んでいただくなど、実施主体であるNPO法人グリーンパーク熊取において、1点目でお答えいたしましたブルーベリー農園の開設の目的に沿って引き続き事業運営していくものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）もう次いきます。

3番、令和2年から5年度までの売上げの267万円の純利益は幾らあるか教えてください。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）3点目の令和2年度から5年度約267万円の売上げの純利益についてご答弁申し上げます。

令和6年2月の議員全員協議会でもお示しいたしましたが、こちらは議員のほうからも資料として今回提供いただいている中にもお示ししているとおりでございます。ブルーベリー農園に係る売上げといたしまして、令和2年度から5年度まで合計267万7,000円の売上げをお示ししております。一方でブルーベリー農園に係る管理運営費用、いわゆるランニングコストといたしまして、令和2年度から5年度まで合計で1,181万8,000円となっております。売上げ267万7,000円に対しまして管理運営費が1,181万8,000円というところがございますので、現在のところ純利益というのが発生していないという状況となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ざっと計算してマイナス800万円ぐらいですか。これ、プラスになる見込みっていつあるんですかね。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）こちらにつきましても、これは議員からもご提供いただいている2月20日の議員全員協議会の資料、その中でのご説明でもさせていただいておるんですけども、この資料は今

回第3農園の拡張部分が入ったような形での見込みになってございますけれども、議員提供の資料の4ページ、管理運営費、売上げが上回る令和9年度、第3農園の拡張部分が入ってのことなんですけれども、令和9年度にはいわゆる自走化といったところの見込みを立てているという状況の資料となっております。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 5月29日に財政状況について担当課から報告があり、これは大阪府のシミュレーションなのでこれが正しいかどうか分からないんですが、令和15年度には財政健全化団体に該当すると指摘をされていると。昔の泉佐野市ですよ。平成20年に泉佐野市が財政健全化団体になり、23年、千代松市長に替われ、26年には脱出をしましたが、やはりこういうふうな厳しい将来、数字が出ている中、これまだ事業を続けていくのか。先ほど、昨日の多分誰かの一般質問でも、財政がやっぱり厳しいからできないというふうな答弁が結構あると思うんですね。その中、このブルーベリーだけなぜこんなに赤字運営の中、まださらに第3農園拡張をしていき、そこで税金を投入してグリーンパークが自走すると。僕、自走するならやっぱりグリーンパーク、NPO法人ですが、今ちょっともうけてもいいようになっていると聞いておりますので、そこでもうけた部分で自分らで建屋を建て、苗を増やし自走するなら分かるんですけど、何もかも熊取町の税金を使って、今後令和15年に財政健全化団体に入るかもと言われている中、これを続けていく意味が僕には分からないんですね。

先ほど言われたように、全くのプラスではないと。3ページ、4ページの令和5年の当初計画と実績、収穫量にしても、売上げ、そしてブルーベリー狩り入場者数は当初計画よりもさらに下回っていますよね、数字が5年度は。しかし管理運営費だけは上がっているんですね。何で全部下がっているのに管理運営費だけ、結局、お金だけが上がっているようにしか見えないんですね。これ、先行投資やからしようがないと思っているのかも分かりませんが、この間、修正動議をかけたときも、プランニングがやっぱりなっていない。ただ単に数を増やし、コンポートやいろいろなふるさと納税でやっていかなければ、で収益をつくるとおっしゃられておりますが、なかなか実際これは厳しいと思われま。

先ほど答弁で、うちは12種類しかないのかな。大阪で高槻市のベリーファームが一番有名だと聞いております。ここは6月8日から8月12日まで約50種類、岬町も6月8日から8月中旬までやはり51種類、枚方市が6月15日から8月25日まで40種類、和田山Berry Park、7月8日から8月、約1か月の12種類でございます。ここで観光農園をずっと続けていくというのはかなり無理があると思うんですね。さっき言うたように、イチゴ、ほかのものを続けていけばまあまあやっていけるのかなとも思いますし、さっき言うた高槻市、岬町、枚方市は自分らでやっております。一切公金を使われておりません。何で熊取町の和田山Berry Parkに対してだけ公金が使われ、その後自走していくのがよく分からないんですね。やはり自分らで経営して、自分らのお金で販路を広げていって拡大しているからこそ、こういう成功している事例があると思われま。

この和田山Berry Park、ブルーベリー狩りぐらいまでやったら僕もあれかなと思っていたんですけども、やはり第3農園さらに拡張というところになってきたら、もう後戻りができないぐらい公金を使っていかれると思われま。それに対してやはりノーと言わなければいけないところがこの間来たかなというところで修正動議を出させていただきまして、今回は見送ると。第3農園の収穫量を見てから今後判断をしていくと思いましたが、議長と渡辺議員、僕の3人で第3農園をちょっと見学に行かせていただきました。選果場はどういうところか、トイレがどういうところを使うのかというところで、恐らく第3農園になるだろうという土地のところを見たら傾斜がすごい。それと、直径3メートルぐらいのでっかい石とかも置いているんですね。それを熊取町の税金でまた撤去して、そこを造成してさらに販路拡大というのが、これ税金でするものなのかなという。その辺どういうお考えか、教えてください。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）議員からのご指摘ございましたように、この3月議会での修正動機、これにつきましては我々としても、十分深く受け止めなければならないというふうに思っております。しかしながら一方で、やはりブルーベリーと言えば熊取、熊取と言えばブルーベリーといったようなブランドとして確立していくためには、今まさに出荷専用の第3農園での出荷がようやく始まったと。その出荷の状況を見極めてからでも十分であろうという点、その辺も十分受け止めなければいけないと思っております。

あと、修正動議の提出の理由として議員のほうからお聞きしているのが、第3農園の拡張の場所の話が出ましたけれども、遊休農地を使って新規就農者、そういった形での農園拡大はできないのかとか様々なご意見をいただいたところでございますので、今、議員のほうからも今回、本町の財政状況といった話も出ましたので、その辺は一定できるだけ、我々としてもやはり今ちょうど販路拡大の時期でもございます。そして、後の答弁にかかってくるんですけども、いろいろ引き合いも徐々にではございますができてきている状況でございます。そういう状況でもあるので、まずは第3農園、そちらのほうの収穫、それを確実に販路拡大、また収益につなげていくというところをまずはもって、そこに実施主体であるグリーンパークと共に進んでいきたいというふうに考えてございます。

ですので、第3農園、より一層拡張、今で大体700数十本とブルーベリーがあるんですけども、今、議員から出ました高槻市のベリーファームやったら大体1,000本規模ですかね。1,000本規模となると大阪府下最大級と言えるというところは、我々どうしてもそういうところもやっぱり熊取町の売りとしてしていきたいという部分もございます。当然それに見合った販路拡大というのもしっかりと進めていかなければならないんですけども、おっしゃった第3農園の今この3月議会でご提案させていただいた部分、そこはもう少し慎重に再考する必要があるのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）何度も言いますけれど、高槻市の1,000本というのは公金は使われておりません。

公金を使っての1,000本というところを言うているんですね。もう時間がないので次へいきます。

4番目です。14の事業者に令和6年度ブルーベリーの見込み提供数量の集計、連絡などはどこが行っていたのか、教えてもらえますか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）4点目の14事業者に令和6年度ブルーベリーの見込み提供数量の集計、連絡などはどこが実施していたのかについてご答弁申し上げます。

産業振興課におきましては、「くまとりやもん」の認定事業者の中でブルーベリーを取り扱っていただいている事業者の方に対しまして、ブルーベリーの事前予約という名目でNPO法人グリーンパーク熊取が行っているとの情報提供を行いました。ブルーベリーの出荷数量の受付でありますとか提供時期など事業者の方との連絡や集計等の一切につきましては、何度も申し上げますように、ブルーベリー農園の実施主体であるNPO法人グリーンパーク熊取で行っていただいているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、6ページの見込みの数量というのはグリーンパークが集計されたということですね。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）そのとおりでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）5ページ、4月5日にブルーベリーに関する情報についてということで、「くまと

りやもん♪」取扱業者に対して今年は何ぼ要りますかというところを4月4日、産業振興課から送られたものがあります。

その後、5月14日に説明がありました。これは14日の議員総会の後に説明があったんですかね、僕らに。そのときに僕は、4月にアンケートを送っているんで、5月27日の臨時会にはブルーベリーの数量を提供してくださいと言ったのは、副町長もその場でおられましたよね。覚えてますよね。そのときに、27日の木村部長の答弁の中で14社420キロを提供いただいているというところで、6ページを見ていただいたら、やはりクラフトビール、ジェラートが50キロ・50キロとなっておりますという答弁がございました。

そこで、僕はもうすぐ確認をいたしました。7ページを見てください。これちょっと黒塗りにしているんですけど、これ、ジェラートの会社をやっている方からのグリーンパークへのメールの内容でございます。右上、見てもらえますか。5月28日に送信しているんですね。何で5月27日の臨時会のときにこの50キロという数字が出てくるんですか。これ、足した30キロは28日に言うてる。27日の臨時会のときにはこんな50キロみたいな数字言うてないと怒ってるんですよ。この50キロの数字、どこから出てきたんですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）資料にもつけていただいております5月29日に提供させていただいた資料の数量でございますけれども、この数量全てグリーンパークのほうに確認いたしましたら、いわゆる昨年に販売の実績があった事業者に対する実際の販売量、取引の量、それと、そのときにいろいろ事業者のほうとNPOのほうでお話をする中で、かなり概算ではあるんですけども、おおむねこの辺は提供の見込みができるのではないかとといったような形で、全体の当然収穫量の数量もございまずので、そういった中で作り込んだ数字であるというふうに聞いてございます。

今回議員のほうから提供を受けた資料が先ほどの7ページ、あったということで、我々もグリーンパークのほうに確認いたしました。そうしましたら、ちょっとそのメールが確認できていないということがありましたので、グリーンパークのほうから改めてこの事業者のほうに話はしていただいております。ただ、50キロはあくまでも見込み提供なので、この50キロを一方向的にグリーンパークが買ってくれとかそういう意味合いのものではございませんので、おおむねこれぐらいの数量は確保して提供できる、収穫量から逆算して。それと、あと去年の取引量から逆算してこれぐらいは提供できるのではないかとということで作り込んだ資料であるというふうに聞いて、確認のほうはさせていただきます。

ですので、今回、議員から提出いただいた7ページの資料、この内容につきましても、改めてグリーンパークのほうから事業者の方、これはもう「くまとりやもん♪」ということで本当にご協力をいただいている事業者でございますので、継続して「くまとりやもん♪」の商品販売に取り組んでいただきたいということもございまずので、そこはきっちりとお話し合いのほうはしていただいたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）全く話がかみ合わないんですけど、去年の数字を僕、出してくれと言うたのと違いますよ。4月5日に送っていて、今年の数値は何ぼ要るかという数字を出してくれいうて、去年の見込数を書いてくるなんか聞いてもないですやん。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）去年の見込み数ではなくて、去年の販売実績をベースに今年度の見込みを算出したということの数字でございますので、去年の見込み数でございませぬ。去年の販売実績等々あるとか事業者とのいろいろやり取りをしている中で、今年見込む数量ということでご理解いただきたいと思っております。そういう数字をグリーンパークのほうで作成した資料であるというふうにご理解いただきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、何で28日の9時20分に冷凍に20キロ、生食に10キロ、これ何で書き直してるんですか。5月29日の6ページの資料、50キロになったままじゃないですか。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）これは、先ほど申し上げましたように、グリーンパークのこのメールアドレスですね。グリーンパークの担当の方のメールアドレスがあるので、これも個人のメールアドレスになっております。そちらのほうにも再度確認をしていただいたんですけども、そのメールが届いていないということ言われたんです。その辺も、そういうこともありますので、グリーンパークとしてはやはりその発注、今後販売量も増えてきますので取引も増えてくると思います。今後、収穫量も増えてきますので、その点につきましては改善を考えているというところは聞いてございます。このまま個人の携帯のメールアドレスで大事な取引のやり取りをするんじゃないかと、また別の方法を何かいい方法ということで考えていただいているというのは聞いてございます。

このメールのやり取りに関しましても、先ほど申しましたように、NPOと今回ご協力いただいている事業者のほう、そちらのほうでこの件についてはもう話はしていただいて、実際納入時期、そういったことについてももうお話のほうはさせていただいたというふうに報告は受けてございません。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。終わってからまたこの事業者に僕ちゃんと確認しますので、もう次、最後何か残ってましたね。5番、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）木村住民部長。

住民部長（木村直義君）5点目の今後、修正動議を出した第3農園拡張、選果場などを予算化し仮に可決されたとする、その後NPO法人が自走すると言っているが、どのような計画を立てているのかについてご答弁申し上げます。

当該事業の実施主体でございますNPO法人の自走化につきましては、ブルーベリー農園の肥料代や光熱水費等の管理運営費、ランニングコストに対して、ブルーベリー狩りの入園料やブルーベリーの販売に係る売上収入が上回った時点で町からの補助金が不要となり、一定自走化されるものと考えてございます。

こちらと同じく、令和6年2月の議員全員協議会でお示いたしましたとおり、第3農園の拡張が令和6年度として想定してございますが、試算上、令和9年度には管理運営費544万5,000円に対して、売上げが636万9,000円で上回ることとなり、すなわち自走化されることとなります。

現在、実施主体であるNPO法人グリーンパーク熊取を中心に、ブルーベリーの販路拡大など自走化に向け取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

今回が第3農園の収穫時期というところで、ちょっと1年間は温かく見守っていかせていただきたいと思います。よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長からお許しをいただきましたので、項目に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て・教育についてということで、不登校児童・生徒の支援についてお伺いをしたいと思います。

教育支援センターが5月から開所されました。本当にこのことにつきましては、不登校児をお持ちの親御さんのほうからは大変喜んで、本当に町がしっかりと対応してくださっているということで本当に大変喜ばれております。

それでは、現在の状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、不登校児童・生徒の支援の質問の1つ目、教育支援センターの現在の状況についてご答弁申し上げます。

教育支援センターは、令和6年4月1日より設置し、5月1日から毎週火曜日、木曜日の2日間、午前10時から午後3時30分まで開所しています。開所前には町立の全小・中学校に教育支援センターの開設の案内文を配付、またホームページへの掲載など、事前周知をいたしました。スタッフはセンター長を含め4名で、加えて火曜日と木曜日にそれぞれ1名ずつ学習支援ボランティアが入っています。現時点で申込みが済んでおり、通所している児童・生徒は10名、相談・見学希望が4件となっており、今後、教育支援センターに来られる予定です。また、相談件数は延べ23件になっています。

これまで全12回の開所日がありましたが、通所している児童・生徒は3つのK、きづく、きめる、かかわるをコンセプトに学習活動、体験活動に取り組んでおり、とてもいい表情で過ごしていると実感しています。様々な活動プログラムを通して自分を見つけ、社会的自立を援助できればと考えています。

開所して1か月余りではありますが、今後も児童・生徒や保護者の思いに寄り添いながら、安心して過ごせる居場所として充実させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）現在10名の方が利用されているということでお聞きをしました。これは、小学生、中学生の割合でいくと何人ぐらいずつになっていますか、分かれば、すみません。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）ほぼ半々なんですけれども、小学生が4名、中学生が6名ということでございます。ただ10名が、じゃ10名でいいのか、5名で駄目なのかというふうなところ辺ではなくて、やっぱり我々が、必要な子どもが必要なときに使えるような準備を整えていくというふうにしっかり対応していきたいと思っております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）開所の日が火曜日と木曜日で10時から3時半まで利用できるということですが、大体、来られた児童・生徒はどれくらいの時間そこで利用されているんですか。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）来られた子どもたちの状況によって変わるんですけども、朝から、10時の開所から3時ぐらいまで1日、お弁当を持って、昼食を持ってこられる子どもたちもいますし、お昼から通所するというふうな子どももいて、それはそのときそのときによって変わっているような状況です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）今、朝から来られてということをおっしゃいましたけれど、給食というのはやっぱりなかなか厳しいということですか。もうお弁当を持ってというふうになっているんですかね。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）給食となると、また調理して持ってくるとかどこで調理するとかなかなか難しいかなと思うので、今のところは各家庭でお昼をご準備いただいて持ってきてもらって、また、センターと一緒に食事を取るというか、お昼を食べるということもまた、関わりを持っていく一つの大事な時間かなというふうに考えています。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今年度2学期、3学期給食無償化ということも上がっていますので、給食無償化になってもこの子たちはお弁当を持ってくる費用がかかるというところ辺りも負担が一定あるのかなというところもあるので、そのあたりも少し何か手当てができたかなというふうに思います。

それと、開所時間内には自由に子どもたち、その場所を利用できるのかなと思うんですけども、これ登校日数にカウントはしていただけるようになってはいるんですかね。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）出席扱いということで、センターでの活動の内容等を学校のほうに伝えて、学校長の許可を得て出席の扱いというふうにさせていただいています。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

フリースクールとかだったらなかなか出席とかにはならないというところが、やっぱり町でこうやってやっていただくと、登校することによって出席というふうになれば親御さんにとってもそのあたりの心配というのが一つ減るかなというふうに思いますので、これから増えるのがいいのかどうかというところでもありますけれども、対応をきちっとしていただけることによって、またここを利用して小学校、中学校に戻っていけるようになっていけばすごくいいなというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、2点目です。不登校児童・生徒の健康診断というところで少しお聞きしたいと思っております。

小・中学校における健康診断は、決められた日時に校医の先生が学校を訪問し児童・生徒が受診するというふうになっていると思いますが、当日学校を欠席し健康診断を受けることができなかった児童・生徒の対応ということで、不登校児童の方はなかなか健康診断というのを受けていないのではないかなと思われましたので、ちょっと聞かせていただきます。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、子育て・教育についての2点目、不登校児童生徒の健康診断はどのように実施しているのかについて答弁申し上げます。

まず、学校における児童・生徒の健康診断については、学校教育法第12条により、児童・生徒の健康の保持増進を図るため実施が義務づけられております。また、学校保健安全法では毎学年定期に実施することが、学校保健安全法施行規則においては実施すべき項目がそれぞれ定められており、町立学校においてもこれら法令の定めに基づき健康診断というものを実施しております。

健康診断の実施に当たっては、学校医及び学校歯科医による診察が必要となる健康診断の項目があることから、医師との日程調整の上で行っているため、実施当日に登校できていない児童・生徒については実施できておりませんが、児童・生徒に登校した際には健康診断を受けるよう進言するとともに、可能であれば養護教諭による身長、体重、視力及び聴力といった測定を行っております。

ただ、こういった現状の対応については、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進の措置としては必ずしも十分ではないと認識しており、不登校児童・生徒の学びの場として教育支援センターを設置したこともあり、今後、不登校児童・生徒の健康管理の支援について先進事例等他市町の対策等を調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。まずは、なかなか受けるのが難しいかなというところかなと思っております。

児童・生徒の健康を守る必要性については、先ほどおっしゃられたように法律で根拠づけられているというところで、学校教育法と学校保健安全法の中にも明記をされているようなわけです。昨

年というか令和5年度の熊取町の教育委員会の活動の点検・評価報告書に、不登校の児童・生徒数なんですけど、令和5年度は分からないので、81人というふうになっておりました。この中で、数字をお持ちかどうかあれですけども、実際、健康診断を受けていない児童・生徒というのはどのぐらいいるのかというのは分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません、あいにく数字は持っておらないんですけども、やはり理由いかににかかわらず不登校という学校に来られていないということです。ほぼほぼその数の児童・生徒は受けられていないというふうに認識しております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

先日、NHKでテレビのほうで取り上げていたんですけども、不登校児童がずっと健康診断を受けていないため、体の様々な異常を見つけることができなかつたというふうな報道がされておりました。NHKでは、小学校3年生から中学3年生まで7年間不登校だった方が、健診をずっと受けられなかつたために虫歯からの口腔崩壊、また、背骨の湾曲で側弯症になり、これが成長期に見つけられていれば治療できて、本当に、今もう大人になられているんですけども、治療できていたけれども、結局そのときに健診が受けられていなかったために後遺症というんですか、ずっとそのまま残っているということで、学習はもう幾らでも、不登校であっても後からでも子どもたちが勉強したいと思ったら取り戻せるけれども、やっぱり健康に対しては取り戻すことができないというふうに思います。

不登校児童・生徒が決められた日に来ること自体、学校に来ること自体がなかなか難しい中で、集団でというのが学校の校医の先生に来てもらって受けるというのもやっぱり難しいのかなというふうに思います。先ほど言われていた定期健康診断の項目として、身長、体重、座高とかそういうものは養護教員の先生でやってもらえることもあるのかなと思いますけれども、言っていた脊柱とか、あと聴力であったりとか目とか耳鼻科とか、歯とか心臓とかおしっこを調べるとか、そういうのは健康診断の学校保健安全法施行規則第6条に項目が載っていると思うんですけども、この全てをなかなか受けるわけにはいかないのかなというふうに思います。この項目を保護者の方が意識を持って受けさせようと思ったら、やっぱり医療機関を回って健康診断をしてもらおうと思ったら、これ当然医療保険の対象外になるので費用がかかってくるようになります。

今回資料につけさせてもらっているのが吹田市です。吹田市は校外で健康診断を実施してくださっているそうです。3年前から、小・中学生が学校外で健康診断を受ける際費用が補助されているということです。医師会の協力もあってということで、内科、耳鼻科、歯科、眼科のうち、歯科以外の健診は学校医となっている内科の医療機関でまとめて受けられるようなこともしていただいて、歯科も含めて保護者の費用負担はないということです。

それと、自分の学区の学校医でなくても、行けるかかりつけの病院でもいいということなので、やっぱり学校に行けない子どもというのはなかなか集団の子ども、自分の知っている子どもと会うのもちょっと大変だなというふうに思う子どもたちもいるので、ここは7月から9月の間までの期間で自由に受けられるというふうには載っております。これ、予算が大体50万円ぐらいでされているということです。昨年度の実績で、これまで受診していなかった人の2割の方が健診を受けられたというふうにあります。

学校生活だけのことでなくて、やっぱり今後の生活において健診は必要だと思います。不登校の子どもは特に精神的なストレスであったりとか、また、なかなか運動量とかも少なくなりがちで、肥満となるリスクもあるのではないかなというふうに思います。熊取町として、学校の健康診断も受けられるならばそのときに同行してもらったらいいいと思うんですけども、学校外での健康診断も受けられるような選択肢を増やしていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、先ほど答弁でご検討いただくというふうに言っていたんですけども、そのあ

たりいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）まずは、先ほど答弁させていただきましたように、不登校児童・生徒の方に関しては、顔を見せたときにはやはりそういう受けるんですよというような形でのアナウンスをさせていただいたりとか、保護者の方へもそういうようなアナウンスはさせていただいているところが現状です。

ただ、やはり週に1回、月に1回も来ない児童・生徒もいますので、先ほど言いましたように、まずは教育支援センターを開設させていただいた中で、実際まずは10人なり次の新たに入所しようとする4名とか、そういう方は来られていますので、その方らにアナウンスする機会は増えたなどというふうに考えております。そこは徹底してその辺の周知というのを図ってまいりたいというのが1点と、あと、せっかく支援センターができた、そういう場所ができたというのも一つですし、ただ、やはり学校医との調整というのは必要になってくるんですね。学校医とこれまでこういう議論をしてこなかった、できていなかったというところがあると思いますので、今後こういうふうな不登校の児童・生徒に対してどういう形であればできるのかというところ、学校の中の一部機関外で設けるのがいいのか、支援センターというところでもやっていただけるのか、はたまたご提案いただいているような町内の医療機関でというようなところ、いろんな選択肢があると思います。ただ、これはもう一方的に教育委員会だけでということは決めることはできかねますので、やっぱり学校医とその辺の調整というのは今後しっかりと話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。選択肢というところで、健康診断をしっかりと受けられるような方向で考えていただきたいなというふうに思います。

私も、NHKでの報道を見るまでは特にそんなことを何も知らなかったというか、別に何も思っていなかったんですけども、今回、熊取町は教育支援センターができたという、本当に不登校の児童・生徒に手厚くしていただけたというところがありましたので、やっぱりこのあたりも子どもの健康という部分でしっかりと手を入れていただきたいなというふうに思いましたので、今回質問をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目ですか、保育ソーシャルワーカー、地域連携推進員の導入についてです。

保育所等で要支援児童及びその保護者等への適切な対応を図るため、専門性を生かした相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置をしてはどうかということ質問させていただいております。

これ、資料にも載せていますが、保育ソーシャルワークを行う専門スタッフの配置が令和2年度より厚生労働省の保育関係予算に盛り込まれております。市町村の補助としては4分の1というふうに載っておりました。この事業の背景として、児童虐待件数が過去最多となり保育園における対応の重要性が高まる一方で、リスクの高いケースでは児童相談所等への通告にとどまり、継続的な関わり方のノウハウや適切な連携体制が確立していない状況があることと、もう一点が、養育不安や子ども虐待といった親子の問題、貧困やDV、多国籍化する家庭や家族の問題、子どもと養育者の疾病や障がい、さらには保育者と保護者のコミュニケーショントラブルなど、その種類は様々であります。

通常の保育園で行う保護者支援ではやはりなかなか対応し切れない場合も多いのかなというふうに思っていて、この質問をしております。答弁のほう、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、子育て・教育についてのご質問の3点目、保育所等で要支援児童及びその保護者等への適切な対応を図るため、専門性を活かした相談支援などの業務を行う「地域連携推進員の配置」についてご答弁申し上げます。

本町では、令和3年度より町立保育所、現在では3か所でございますけれども、それぞれ1人ずつ計3人の地域連携推進員を配置しているところです。地域連携推進員は本町の再任用保育士であり、保育士としての豊富な経験と知識を生かし、要保護児童・要支援児童及びその保護者等の対応や関係機関との連携強化など、保育所運営の円滑化を図るため、保護者の状況に応じた相談支援等を行っているところです。

主な業務といたしましては、自園においては、自ら保護者からの相談を受けるとともに、相談を受けた保育士に助言を行うなどの相談支援、子育て広場における保護者への助言、支援が必要なご家庭の送迎対応、虐待やネグレクトの予兆の捕捉、関係機関へのつなぎなどを実施しております。また、保護者との関係づくりに努め、自ら悩みを相談することのできない保護者から悩みを聞き出すといったアウトリーチも行っております。

さらに自園以外では、子育て支援課とも連携して、心理士や保健師、療育担当保育士と共に民間保育所等を巡回訪問し、各園における要保護児童・要支援児童への対応を含め、専門性を生かした相談支援を行っております。

今後も、本町における支援を必要とする子どもや保護者等に必要な支援を届けられるよう、公民連携の下努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。町立のほうでは3名配置していただいているということですね。

東京都の事例で載っていたんですが、中野区のほうでは令和3年から3年間この制度を使って、NPO法人に委託をして、全ての保育を行っている事業者に対して保育ソーシャルワーカーを置いたことで、養育困難や虐待などの緊急度の高いケース、また、保育スタッフが気になるけれどもどこに相談したらいいのか分からないというようなことについても対応できるようになったということでお聞きをしました。

熊取町としては町立には1人ずつ配置していただいているということですが、先ほど、民間園のほうにも訪問をして、実際、地域連携推進員という形でいてるというわけではないんですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）先ほどの答弁の補足をさせていただきますと、まず、心理巡回という名目の下でございますけれども、心理士であったり子育て支援課の職員である療育担当保育士や保健師と、併せて町立保育所の3人のうちのいずれかが地域連携推進員として同行しまして、民間の保育園等での要保護児童・要支援児童への対応、これはその園の職員からであったり保護者を交えてというケースもございますけれども、そういった場に立ち会って専門性を生かした相談支援を行うようにしているところでございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

熊取町は本当に子育てのまちとしていち早くスクールソーシャルワーカーも配置もしていただいて、学校の先生とも連携し、様々な相談にも対応してござっておりますし、保育の部分でも、今聞かせていただいたように町立のほうでもしっかりと地域連携推進員を配置していただいているということですので、もう一名本当に余力を持って、町立だけじゃなくて民間をしっかりと回れるような方も、心理士とか先ほど巡回していただいている方がいらっしゃるということですが、もう一名余力でいらっしゃるでもいいのかなというふうに思うんです。そのあたりはどうですか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）今回のご質問をいただい後にも、我々保育と子育て支援、両方所管しているということもござりますので、子育て支援の部門におきましても要保護巡回というような形で、要保護児童対策地域協議会として実務者会議のレベルとしての位置づけとして、社会福祉士やスーパーバイザーがそういった保育現場であったり学校であったり学童であったりというような

ころに、少し心配な事案がございましたらすぐにもフットワーク軽く訪問しておるところでございます。

熊取町というのはコンパクトなまちで、何かあったらすぐに駆けつけることも可能な地域というふうに我々は今思っているところでございます。そういった密接な連携関係が取れているというところで、現状1人を増やしたら何をしてもらえるかということではちょっとまだ考えつかないというようなところがございますので、ご提案を踏まえまして、今後そういった人材が必要と思われるのであれば前向きに検討はしていきたいと思っておりますけれども、現時点では現状のスタッフで十分対応のほうはし切れているのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

熊取町は、本当に親御さんのほうの子育て相談もすくすく相談という形で月1回やっていただいておりますし、平日であっても保育士、栄養士との相談もしていただいております。親御さんに対してというよりは、保育のスタッフの方が町立ではお一人ずついらっしゃるということですが、常にそういうのを見てくださっている保育スタッフの方との連携もしっかり取っていただけるような方が保育の専門という部分でもう一人いらっしゃったら、よりいいのかなと思いましたので質問させていただきました。今後、連携を取りながらしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、大きな2点目に移ります。まちづくりについてです。

1点目、熊取町まち育てプラン、熊取町空家等対策計画が令和2年6月に策定され、令和7年までの5年間で見直しが行われると思っておりますが、空き家率についてお聞きしたいと思います。

令和7年度の見直しに向けてアンケート調査等行われたかなというふうに思いますが、令和2年度に策定した計画の中では、平成30年度の住宅・土地統計調査の空き家率が3.9%というふうに載っております、目標値はその3.9%の現状を維持というような目標と出ていましたが、実際どうなったかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）それではまず、まちづくりについての1点目、空き家率について答弁申し上げます。

まず、空き家率につきましては、国が5年に一度行う住宅・土地統計調査に基づき公表されております。直近の調査につきましては令和5年度に実施され、都道府県単位の速報値が公表されているものの、市町村単位における空き家率は現在取りまとめ作業中ということで、公表のほうはされておられません。そのため、今公表できる本町の空き家率としましては、平成30年調査時点の6.7%という数値になってございます。

なお、今後、市町村単位における令和5年の住宅・土地統計調査結果が公表された際には議員の皆様へ情報提供をさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、令和4年度に熊取町独自で実施した町内の空家等実態調査の結果につきましては、6月議会会期中の議員全員協議会においてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）空き家率、実際どうなんですかね。増えている感じですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）まだ調査の結果の関係が完全に取りまとまっているわけではないので、最終的な答えというのは出せない形になりますけれども、現実的には6.7%という数値、今で言う平成30年度の調査時点の数字を出さざるを得ない状態になっておりますので、何にせよ独自調査の

数値というものは住宅・土地統計調査と必ずしもリンクするものとは限らないものになりますので、まず現時点での数値は6.7%で公表されているという形で、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。会期中にというところで、また説明いただけるということで。

次、2点目です。町として空き家の抑制につながる施策の取組とその成果についてお聞きしたいんですけれども、まち育てプラン、空き家の対策の15ページに基本的な方針と計画ということで、空き家に対する施策の取組の中で空き家等所有者への適切な情報提供、また、空き家等対策の推進における各種団体との連携、特定空家等に対する適切な対応、対象とする地域は町内全域というふうに載っていたんです。また、町内の全ての空き家等を対象とする中で優先的に対策を進めていくものとして、管理が不十分なもの、また除却、利活用について所有者から相談があったものというふうな形と、また、空き家に関する相談体制ということで空き家相談員制度とかいろいろ計画をされていたと思うんですけれども、このあたりでご答弁よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、ご質問の2点目、町として、空き家の抑制に繋がる施策の取り組みとその成果について答弁申し上げます。

現在熊取町が取り組んでいる施策としましては、平成30年度より空き家の利活用を促進するため、空き家の賃貸、売却等を考えている所有者と空き家への居住や購入等の利用を希望する方に対するマッチングの機会を提供するため、空き家バンクを創設するとともに、空き家所有者の様々な相談に対応するため、関係団体と連携して空き家相談員制度を創設し、月に一度空き家相談会を実施しております。

また、耐震性の不足している1981年（昭和56年）建築基準法改正以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の除却工事に要する費用の補助制度として木造住宅の除却工事補助制度を実施しており、空き家所有者の方にも一定数ご利用いただいているものと推察しております。

次に、その成果についてですが、空き家バンクについては、これまで空き家所有者の方から登録が4件ありました。空き家への居住・購入等利用希望の方から10件の登録があり、売買が成立したなどの理由により、これまで空き家の解消につながる4件の成果が出てございます。

また、空き家相談員制度の成果につきましては、これまで合計24件、相談会の実績がございまして、空き家所有者の方の売却や賃貸等の相談に対応しております。

最後に、木造住宅の除却工事補助制度の成果につきましては、空き家を対象とした統計等についてはございませんが、これまで補助制度を活用していただいた実績としましては延べ92件という形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。空き家の相談員制度があつて毎月空き家相談会を開催していただいているかなということで、今まで24件相談があつたということですが、実際、内容的には売却とか賃貸とかというふうにあると思うんですけれど、そういう相談でしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）合計24件のまず内訳のほうなんですけれども、平成30年度の4月20日を初回として皮切りにまず6年間、今回の相談を実施しております。今おっしゃられる内容のほうなんですけれども、主な相談事例の関係なんですけど、ほとんどが売却及び賃貸の相談、これがもう24件中7件ということで、おおむねやっぱり売却とか賃貸の関係に関わるものについての相談関係のほうが多いという形が示せると思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

あと、また空き家バンクに関して、利用されたいという方は見ていたらホームページでも載っているんですけど、なかなか売方、貸して下さる方というのが今までも4件ということなんですけれども、これはどんなのですかね。多いのですか、少ないのですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）空き家バンクの関係についてですけれども、熊取町だけにとどまらず、大阪府下の各自治体でバンクの関係というものをやっぱり創設して、このような登録制度というのは使っている形になっておりますけれども、バンクをのぞきますと、まず物件そのものが非常に少ない形です。というのが、やっぱり空き家バンクという制度を使う前に、市場の不動産流通の関係で、やっぱりお客さんのめどが立つものについてはそちらのほうで不動産のほうが取り扱ってしまうという形になりますので、バンクを利用してやっておられる方というのが非常に限定された形になりますので、件数的にはやっぱり少ないのかなと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

この計画の中にあっただけですけど、空き家活用ということで項目が上がっていたかなというふうに思うんですけど、例えばということでまちかどカルチャースクールとか空き家カフェとかというようなことの活用ということで上げられてあっただけです。そのような感じで、具体的な事例というのは何か町としてつかんでいるものはありますか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）すみません。その活用の関係も残念ながら今の直近で公表できるものは特になくて、やっぱり空き家の利活用の関係になってきますと、非常にニッチな世界の部分で特定されてしまう部分が多いかなと思います。特に、仮に古民家とか味わい、風情のあるような建物のところをカフェに使われたりとか、そういうところでいろいろとやってみたいという方々がいらっしやると、そのニーズに合った形で提供ということもできるかなと思うんですけども、なかなかそれに係る空き家という形で、じゃこういう利活用をできますかという話の中でマッチングできたというものは、現実的な事例のほうではございません。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。なかなか求めるところと提供していただけるところというのが難しいかなというふうに思います。

3点目に今後空き家対策としてどのようなことに取り組んでいくのかということなのかなと思うんですけども、ちょうど先ほどの計画の中に載っていたんですけども、平成31年度に実施した比較的空き家が多い8自治会で空き家所有者、空き家と思われる所有をされている方のアンケート、100軒中33軒からの回答というのがデータで上がってまして、これを見ると、住宅に関しては昭和40年度後半から人口急増期に新築された物件が多いということと、空き家の所有者の年齢が65歳以上で高齢者の方が6割を超えているということと、また、町外で74%の方が熊取町の物件を持っておられるというふうなことがありました。

今後5年程度のうちにこの住宅を売却したいという方が多いというふうにあっただけですけど、実際5年を経過してこれがどんなふうになっているのかなというふうに思うんですけども、今後、空き家対策としてどのようなことに力を入れて取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、まず項目の3点目となります。今後の空き家対策としてどのようなことに取り組むのかについて答弁を申し上げたいと思います。

まず、令和5年度に熊取町で実施しました空き家所有者等へのアンケート結果を踏まえまして、

今後は、既存制度の積極的な周知並びに相談体制の強化、協力機関との連携及び所有者等への適切な維持管理の要請など3点を主軸としまして、今までは判明していなかったところに対して、逆に判明している空き家所有者に対して本町から直接的な情報の提供や周知・啓発を行うなど、これまでの取組を加速させ、さらなる空き家対策の推進に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。今までやっていたことというところになるのかなというふうに思っているんですけども、先ほどの統計を見た場合、高齢者でお持ちの方がたくさんいらっしゃるということで、住宅もだんだんと古くなっていくので一定そのままになりがちなのかなというところと、この4月からですか、相続登記というところをしないといけなくなったので、皆さん持ち主がしっかりと分かるというところもあるのかなというところで、空き家対策として次の手を打っていかないといけないのかなというふうに、どんどん高齢化になっていますし、熊取町、新しい住宅は建っていますけれども、実際うちの住宅内でも、今20何年過ぎましたけれど、どんどんとやっぱり空き家が出ておる状況です。じゃ売れるのかということ、なかなか売れないようなことで残っているのかなと。売りに出すとおっしゃられている方になかなか賃貸でというのは難しいのかもしれないけれども、そのあたりも踏まえた上で次の質問をさせていただこうというふうに思っています。

4点目です。

まず、空き家を転入・定住促進として活用するために新婚新生活支援事業補助金を活用するというのはどうかということと、また、空き家を賃貸として活用できるように、所有者にリフォーム補助金を出すのはどうかというふうに思いました。

熊取町の財政というのは個人住民税の比率が高いので、先ほど言いましたように、高齢化が進んでまいりますと今後なかなか厳しい状況にもなるのかなというふうに思います。持家率が高いので、熊取町に住みたいと思っても家族で入居するような、マンションもあるのかなと思うんですけども、戸建ての賃貸は少ないのかなというふうに思います。実際、私もこの春あたりに賃貸を借りたいということで戸建ての賃貸を探したんですけども、本当になくて、熊取町ってこれだけ空き家とかある割には、戸建てで出ている賃貸というのが本当にないなというのを実感しましたので、今回このような形で質問もさせていただいているわけです。

空き家があるのに空き家所有者は、空き家を放置をしたくはないけれども経済的な理由でそのまま見合わせている状況というのものもあるかな。それは売れば売りたいと思っはる方もいらっしゃると思うんですね。なかなかそのあたりも難しいのかなということと、若い世帯の転入を促進ということを絡めたらどうかと思ったので、新築で家を購入するというのはやっぱりなかなかハードルが若い世代は高いのかなというふうに。空き家となっている中古物件が賃貸で出ていると、そこに何年か住めばやっぱり住み慣れるという、この熊取町の住みやすさが本当に分かれば、次のステップとして次はそのまま熊取町で家を購入しようという、定住というふうになるんじゃないかなというふうに思いました。それにはやはり補助というのは必要かなと思いましたが、質問させていただいております。答弁のほうをお願いいたします。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、まちづくりについてのご質問の4点目の空き家を転入定住促進として活用するため、新婚新生活支援事業補助金を活用してはどうかについてご答弁申し上げます。

まず初めに、新婚新生活支援事業の導入に関しまして総括的にご答弁申し上げますと、これまでも過去の答弁でも触れさせていただくんですけども、結婚に対する意識そのものが多様化している中で、本町としても婚姻を要件とする施策については慎重に検討すべきものと考えているところでございます。

本町では、これまでも不妊・不育治療費助成事業や産前・産後ヘルパー派遣事業、ホームスター

ト事業、助産師による8か月児訪問など独自の支援策を講じることで、妊娠期から出産、子育て期にわたり子育てしやすい環境づくりに努めており、一定の評価が得られているものと考えてございます。今後も、きめ細やかな寄り添い支援を地道に継続することで、子育てしやすいまちとして皆様に選ばれ、住み続けていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その考え方を念頭に置きつつも、国の新婚新生活支援事業が今後も継続的に実施されるのであれば、少子化対策だけでなく、転入・定住促進や空き家問題の解消に向けた戦略的な施策の検討材料にもなり得ることから、議員のご提案を参考にさせていただき、必要に応じて関係部局とも連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）続きまして、空き家を賃貸として活用できるように、所有者へのリフォーム補助金の導入についての関係について答弁申し上げます。

熊取町の空き家につきましては、現状、築後相当年数が経過した建造物が非常に多いため利活用が難しく、解体撤去または売却希望が多く、令和5年度に実施しました空き家所有者のアンケート調査につきましても、建物のリフォームへの補助を希望される方については比較的少数であることが判明してございます。

また、築年数が古く耐震性に課題がある空き家所有者につきましてはより大きな負担が伴うということから、リフォームの補助金について、その関係について、その導入効果については限定的なものにとどまると考えており、まずは空き家所有者の方に既存制度や適正な維持管理の必要性について理解を深めていただくとともに、制度の積極的な活用を促してまいりたいという形で考えてございます。

全国的に空き家問題につきましては社会問題としても取り沙汰されているというところもございます。今後におきましても、課題意識を持って空き家所有者の方のニーズの把握を努めるとともに、空家等対策審議会の委員会の皆様にも引き続きご意見をいただきながら空き家対策に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）まず、新婚新生活支援事業のところなんですけれど、先ほど何か婚姻に対してはというふうなちょっと発言、すみません、聞き取れなかったんですけれども、補助というところをもう一度お願いできますか。

議長（河合弘樹君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）結婚に対する意識、要は婚姻という関係性ですね。これを結婚を前提とした条件とする施策につきましては、この多様性の時代の中でいろいろなパートナーシップであったりとかという部分もございまして、いろんな形態がございまして、この要件を前提とした場合には、なかなか施策として取り組むことについては慎重に検討すべきものではないかというような考えで、これまでも答弁をさせていただいているところでございます。

ただ、最後のほうにも申し上げましたけれども、それを考えてもなお、熊取町にとりまして発展的に、少子化対策だけでなく転入・定住促進、空き家問題の解消に向けたそういった施策に対応し得るもの、期待できるものということで今後取り組んでいくものであれば、我々としてもこの施策について全く否定するものではなくて、取り組んでみる検討は必要かという答弁というふうにご捉えていただければと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

多様性とか婚姻におけるという部分の施策であるということもとおっしゃっていたんですけれ

ども、若い人たちがやはりなかなか踏み切れないというところを一步後ろから押してあげるといふ部分の施策でもあるのかなというふう思うんです。

この新婚生活の支援事業の補助金というのは、活気ある若い世代に長く住んでもらいたいという自治体のニーズと、結婚したいものの住居費等経済的不安から結婚をためらっているカップルが支援を実感できる少子化対策の補助制度ということで、年々制度が浸透し、利用するカップルも増えているというふうなアンケートの回答もありました。この制度とセットに、熊取町として空き家を若い世代に借りてもらえるように空き家所有者にリフォーム補助をして、リフォーム後には空き家バンクに登録してもらうような空き家対策としての組合せですね。そういう形で考えていくというのもあるのかなというふうに思いました。

2023年4月1日の時点で新生活支援事業の補助金を利用している市区町村が全国で741で、今年度は大阪府下でも6自治体が利用をしているというふうにあります。

あと、リフォーム補助の資料を何個かつけたんですけども、熊取町では転入・定住というところで、3世代同居・近居等支援では親世代と町内で近居等することを条件として、新築住宅もしくは中古住宅を取得ということで、購入に対して10万円というところになるんですけども、30歳代の年代の人が熊取町に入ってくるのは転入超過であると思うんですけども、20歳代は転出超過になっております。それを見たときに、20歳代の転入超過を見込む上で、この新婚生活の支援事業の制度を使うと、夫婦ともに20歳代だと60万円を補助していただけるというところと、それでまた戸建て住宅を賃貸として借りられれば、空き家対策と20代の夫婦の方が転入超過となるのではないかなというふうな考えの下で、セットでというふうな提案をさせていただいたんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） まずもって我々の立場から申し上げますと、議員、今回メインテーマで空き家の対策、活用というところを掲げられているというところがございますので、幾ら補助金を取りに行くということがメインではなくて、何をするかというのが一番大事なことは私思っていますので、空き家をどのように活用するか積極的に取り組んでいく、データバンク化して若い方向けに情報発信していくということが今後積極的に取り組んでいくということでしたら、これはこういった補助金、これ以外にももしかしたら活用できるような補助金が出てくるかもしれませんし、こういった情報収集であったり情報共有であったりすることは我々としても取り組んでまいりたいと思っています。

まずもって本体の部分ですね。何をどうやっていくか、これをこうやっていきたいという部分があって、それとミックスしていくというところなのかなというふうに、私としてはそう認識しております。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 2つセットにしたからすごくややこしくて申し訳ないです。

20歳代の転入超過というところを見たときには、この制度というのはやっぱり使っていくべきなのかなと。この新婚生活の支援事業というのは使っていくべきかなと。熊取町が30歳代は、もういつもご説明いただいておりますとおり、転入超過だというふうにお聞きしています。20歳代の転入超過を見込んだときには、やはりこれから若い世代の人たちを熊取町に呼び込むというところでは、結婚の生活に伴う支援事業というのを取り組んでいくべきかなというのと、また、来られた方がやはり住むところがなかなか、先ほど言っていましたように熊取町は持家率が高いので、何ぼ来てほしいといっても家を買わないと来られないとなるのでは来るところがないとなるので、そこはやはり空き家対策と併せて提案をしていけばというふうに思いましたので、2つをセットで提案させていただいたんですが、実際、それぞれの施策をきちっとやっていただければ転入の超過になっていくのじゃないかなというふうに思うんです。

そのあたり、空き家の事業をされているのを3つぐらい、岬町はどちらかと言ったら5万円で除

却というふうになるのかなと思うんですけど、藤井寺市とかは、1年以上利活用されていないと確認できる空き家とかというので比較的新しい住宅で借りていただくというふうになるのかなというのと、尼崎市は空家改修費補助事業ということで、一定利用されていない、自己居住型と事業者型と2つに分かれておりますけれども、ここは結構大きな金額で補助を出すというふうになっておりますので、熊取町としても、除却に対してはしっかりとお金を出していただいておりますけれども、除却だけではなくて、今使える空き家をしっかりと売ればというところですけども、売れない場合に賃貸でという、その辺の町としての提案でもって空き家の解消というのをやっていただきたいなというふうと思うんですけども、そのあたりどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）まず、議員から頂いた資料の関係、我々のほうもちょっと興味深く見させていただきました。藤井寺市における空き家リフォームの補助の制度の関係とか尼崎市の改修の補助の事業の関係とか、非常に利便性の高い補助金を出しているなどの思いがあるんですけども、まず一つ確認をしたかったのが、藤井寺市関係につきましても補助金を30万円上限のほうで出されるということで、現実的に年間どれぐらいのリフォームのほうがあるのかなというのを聞いてみたんですけども、3件を上限として、年間、要は支出は90万円までという形で抑えられているというお話をお聞きすることができました。

空き家率の関係につきましても、藤井寺市及び尼崎市のほうなんですけれども大体15%、だから熊取町から考えると約3倍弱ぐらいの空き家を持っておりまして、特に藤井寺市のほうになりますと、面積割合でいきますと熊取町の約半分で、人口でいきますと大体1.5倍ぐらいの人数を抱えているという形で、非常に密集の高いところでも空き家率というのが高い状態になっているということが推測されます。

今の考え方について、15%の空き家率がある中でこれだけの補助金を出していくということで、いろいろ施策を進めていくというのが各自治体の考え方かなと思うんですけども、町関係につきましては、先ほど議員もおっしゃりましたように、空き家のまず建設年数の関係というのは昭和56年以前が熊取町域で約55%、60%近い建築の年数がまずあるということと、先ほどの補助制度につきましても、そういう56年の除却の関係について熊取町も40万円という考え方でいきますと、かなり高額なお金を出しているのかなというところでございます。

その上で、希望する助成の制度の関係をアンケートでお聞きしていく中でも、まず項目として占めるものは解体費用の補助、解体後における固定資産税の減免、家財道具の処分等、こういうものが非常に高い割合で希望されているということで、リフォームの補助制度というのはそれに比べると約半分程度のご意見でしかなかったということがございます。ですので、まず既存の制度の活用というのは、先ほども話させていただいておりますけれども、まず建設年数の古い56年以前のものに対する考え方についてをしっかりと、今の補助制度はこういうものがありますよということをいろいろと周知をしっかりとやっていきたいという形で考えているものと、あと、付け加えて言いますと、リフォームの関係につきましても、個人の財産価値を上げるという形については考え方としては確かに考えられる分になるんですけども、その後、上げた後に売却されてしまうとかという形になってしまうと逆にリフォームの制度というものが悪用されるという一面もございますので、熊取町のまず補助制度の考え方については、少なくとも今の既存制度の考え方についてちゃんと周知のほうをしっかりと図っていくというところでとどめておきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。様々除却の分というのもアンケートを見ていて思ったんですけども、要綱をつくる中でくればいいだけの話であって、リフォーム補助を受けたらしっかりと5年、6年は借りていただくとかという、そういうのはやり方次第なのかなというふうに思いました。

空き家がどんどん増えていく中で、年数がたてばたつほど除却のほうにいくのかなと思ったとき

に、やはり住んでいただける価値ある空き家があるんでしたら、リフォームをしっかりとやっていただいて熊取町に若い人を呼び寄せていく、賃貸をするというようなやり方もあるのではないかなと思ったので、質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは地域公共交通の利用促進と通学バス定期補助事業についてというところなんですが、先日、議会のほうにも熊取町地域公共交通計画の概要というか、こんな感じでいきたいと思いますという先を見越したものを共有していただきまして、そこで意見交換をさせていただいたんですが、その中で、これから熊取町で地域公共交通を支えていってくださっている事業者の皆さんは大切にしていけないといけないだろうという話をお聞かせいただきました。ほかの市町村でも路線バスの撤退だとかいろんな問題が出てきて、住民の足がなくなって、それを自治体が何とかお金を出しながら維持しているというような状況にならないように、これから地域公共交通の利用促進、地域公共交通とともに成長していく熊取町でなければならないだろうというような話を伺いました。

その中で、地域公共交通の利用促進というのなかなか難しい話だろうなというところで、今、地域公共交通を、今回は路線バスに限りですが、路線バスを利用していない方に利用していただくためには何をしたらいいのかなというところで、一つ、学生で高校生、広げて中学生、小学生、熊取駅からバスに乗って学校に通っておられる方もたくさんおられますので、その方たちに例えば定期の補助金なりをつくれればある一定そちらを利用していただけるんじゃないかというふうに思うんですが、まずはご答弁を、すみません、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、ご質問の地域公共交通利用促進と通学バス定期補助事業について答弁申し上げます。

通学のためにバスを利用している学生のためのバス定期補助事業について、補助を実施している市町村の制度内容を拝見しましたところ、地域公共交通の利用促進も目的の一つではありますが、主として移動手段がバスに限られている地域で、遠距離通学により高額となる学生の負担軽減を目的として実施されているものでございます。本町につきましては、町域全てにおいてJR熊取駅まで自転車やバイクでの移動圏内にあり、地域公共交通の利用促進につながる導入効果は低いものと考えてございます。

ただし、議員ご質問の趣旨でもある地域公共交通の利用促進につきましては、本町といたしましても人口減少や運転手不足、生活スタイルの変化などの影響で利用者の減少が進んでいる地域公共交通を守っていくための取組が重要と認識しており、ホームページにおいて「公共交通機関を利用しましょう」というタイトルで、公共交通を利用するメリットとして環境負荷の軽減、道路の交通混雑の解消、自家用車の維持と比較しての経済性やバス停までの徒歩移動による健康増進を紹介させていただいているところであり、今後も広く周知を図るために、手に取って目に触れられるよう広報紙への掲載も調整しているところです。

また、今年度、熊取町公共交通計画の策定に向け議論している熊取町公共交通協議会におきましても、本町における地域公共交通の課題の一つとして、地域公共交通を維持していくためには、住

民にその有効性を認知してもらい、実際に公共交通を利用していただけるよう情報発信などを進めていくことが求められていることから、地域公共交通を移動手段として選んでもらえるための取組の推進が上げられており、これについて本協議会の委員の皆様と議論、協議をいただいているところでございます。

今後も、持続可能な地域公共交通網の形成に向け利用促進のための取組に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。熊取町でも地域公共交通を支えていこうという姿勢ですね。まずは姿勢を示すというか、そういうところで一つ、正直、今答弁でもありましたが、熊取町内からだ自転車で熊取駅に行くのもさほど遠くないというような状況なので、仮にこの補助事業を始めたとしてそんなに大量の子どもが利用するのかなというところではあるんですが、熊取町はしっかり皆さんのことを考えていますよというような姿勢を示すというところでは有効な手だてではないのかなというふうに思っています。

確かに、長距離になって1か月のバスの定期代が3万円を超えるようなところが多くやっていたり、東京都内の比較的財政力があるところがやっていたりと、現状、何々町で財政力もなかなかなくてというところがやっているというところは少ないんですが、これから一歩前に進んでいこうという考えを持っていただきたいなということをお願いするためにこの質問をさせていただきました。

ひまわりバスの無償化についても前回、議会でお願ひしたんですが、地域公共交通計画が今年度で策定というところで、一旦無償化には区切りをつけていただきたいなというふうに思っています。今現状のひまわりバスを維持していくのであれば大きなコース変更というのはしていただかないと、路線バスのお客さんを取っているとしか僕は思えないので、路線を変えるのかしっかりとお金を頂くのか、地域公共交通を守っていくためにひまわりバスが果たす役目というのは今の現状では違うんじゃないかなというふうに思っていますので、今まで無償やったものが有償になりますというのは大変言いにくいことだとは思いますが、そのあたりはしっかりと考えていただきたいなというふうに思っています。そのための地域公共交通計画かなというふうに思いますので、その辺は前向きに検討していただきたいなというふうに思っていますが、何かありますか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ひまわりバスの無償化につきましては、時限的な措置としまして令和3年度、4年度につきましてはコロナ禍における熊取町版緊急生活・経済支援として実施させていただきました。5年、6年度につきましては物価高騰による高齢者等の移動支援、未利用者の利用促進という形で取り組ませていただいております。

ただし、その前提にございますのは、大林議員おっしゃるように有償化という中で平成22年3月にひまわりバスに関する提言書ということで出されました有償化、一定の利用者負担の原則から100円であっても有償運行すべきやというご意見を頂戴しましたのがベースにございますので、一定、時期が来ればそういう対応が必要かなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。ひまわりバスも、前回も言いましたが、何でもかんでも有償にするんやということでもなく、無償にしなければならない方には無償でいいと思います。ただ、それを都市整備部で予算を取っているというのがすごく矛盾を感じるので、例えば高齢者のみ無償にするのであればそれなりの部局が、妊婦さんを無償にするのであればそれなりの部局がしっかりと予算を取って、基本的にはひまわりバスは有償ですというふうに戻していただきたいなというふうに思っていますので、それはそれでよろしくお願ひします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ありがとうございます。

一言だけ、今、議員おっしゃっていただいたひまわりバスの目的が何なのかというところを原点に戻った上で、その上で所管も含めて当然、これ行革の範疇でもあります。どこが一体持つのが適正なのか、一体何を目的にするのか、その上で有償なのか無償なのかというような議論も含めてですが、そこのところはしっかりと議論させていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

大阪府と共同作成した中長期財政シミュレーションについてということですが、先日、議員にも説明をいただきました。そのときにもある程度聞かせてはいただいたんですが、それに関して質問をさせていただこうと思っております。

まずは1つ目の、率直にですが、財政シミュレーション結果を受けてどのように感じておられるのか、ご答弁よろしくをお願いします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の1点目、シミュレーション結果をどう受け止めているかについて答弁いたします。

ご質問の中長期財政シミュレーションにつきましては、大阪府が人口減少・高齢化などがもたらす将来課題が市町村の長期的財政収支にどのような影響を与えるかを分析するために、財政基盤が脆弱な町村を対象に府内統一ルールの下、令和2年度から毎年作成しているものとなります。

シミュレーションの推計方法につきましては、府内統一ルールを設け、各町村が提供したデータを基に大阪府が作成しております。町村間の比較がしやすい反面、各町村ごとの個別事情が反映されにくい部分があることや、15年間の長期見込みとなりますので、将来的な不確定要素も含め、長期的視点では信頼性に疑問が残るところもございます。しかしながら、5年程度の中期的な収支見込みという点では、扶助費や物件費の伸びなど実際の決算額をベースにした試算でございますので、信頼性は一定高いものと考えております。

今回、シミュレーションの最新版が令和6年4月に公表されましたが、本町のシミュレーション結果といたしましては、歳入面では人口減少に伴って税収が減少し、歳出面では社会保障関係経費や物価上昇、建設事業費の増加及びそれに伴う公債費の増加などにより、大変厳しい結果となっております。本町で従来シミュレーションしております第4次行財政構造改革プランの改革前収支見込みに比べて財政の悪化スピードが早まっている状況でございます。

このシミュレーション結果に対しまして、悪化している要因であったり実際の将来的な影響について、より制度の高いシミュレーション及び分析をしていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。ざっくりとしたものだと言われればそれまでなんですが、しっかりと受け止めていただいて、熊取町の財政はこういうふうに進んでいきますよということなんですが、それで次の質問なんですが、この財政シミュレーション結果を町民の皆さんには報告しないのかということでご答弁をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、2点目のシミュレーション結果の町民への報告でございますが、シミュレーション結果につきましては、大阪府のホームページに各町村のシミュレーションが掲載されておりまして、本町のホームページから大阪府のホームページにリンクを設定する形を取っております。

なお、住民の皆さんへの財政状況の周知につきましては、ホームページや広報紙におきまして予

算の状況や決算の状況をより分かりやすく、見える化したものを掲載するなどしておりますが、この中長期財政シミュレーションにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、再度、本町独自のシミュレーション及び分析をした上で改めて周知してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。熊取町でもう一度シミュレーションしたものを公開すればいいだろうというところで、調べたんですが、熊取町以外でも大阪府のリンクを張っているだけのところもありますし、ちょっと大きなところであれば自分のところのホームページに直接載せているところもありました。これを熊取町の皆さんに知っていただくよりも、熊取町で独自でシミュレーションしたものを知っていただいたほうが良いという判断をしたということですのでよろしいですね。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）先ほど1つ目の答弁でも申し上げましたとおり、長期的な視点になるとちょっと粗い部分はかなり見えていまして、それをもってセンセーショナルな財政再建云々というような言葉が出てまいりますので、ちょっとそれは違うよねというのは正直でございます。それよりも、やはり5年なら5年できっちり、きっちりと言い過ぎか分かりませんが、もう少し精度を上げたものをしっかり公表してまいりたいというふうに考えておるところです。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分かりました。公開する、皆さんに広く知っていただくというのは必ず必要であるというふうに思っております。町民の皆さんも知るべき情報ではあると思えますし、知らせるべき情報であるというふうに思っています。

案外、熊取町の皆さんは、昔のイメージなのか何なのか分かりませんが、熊取町は比較のお金は裕福であるというようなイメージが非常に強いです。こんな話になるたびに私はもう熊取町はお金ないよというのはいつも言っているんですが、その認識のそごはなくしたほうが良いと思っています。これから行財政改革をやっていく上でも、町民の皆さんからの反対というのは必ず出てくると思うので、熊取町がある程度厳しい状況であるというのは大変言いづらいことではあると思うんですが、町民の皆さんにはしっかりと自分が住んでいるまちがどうなっているのかというのは知っていただくおくべきことだと思いますので、今回はもう町長のタウンミーティングに間に合いませんでしたが、もし来年これがあるというのであれば、そんな場を利用して皆さんにお話をさせていただかないと、町民の皆さんの認識とこちらの認識のずれというのは限りなく少ないほうが熊取町政はかじ取りしやすいというふうに思っていますので、そのあたりについては熊取町のシミュレーションが出来上がった時点でしっかりと考えていただくことは可能でしょうか。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）過去においてもやはり、端的に言うと第1回の行財政構造改革、行革から行財政構造改革、これが非常にイエローカード的なときがございました。そのときにも、もちろん議員の皆さんにもそうですし、住民の皆さんにも、その行革の前提となる収支見込みがどうなのか、ここが非常に大事なところでございますので、この考え方も含めてしっかりPRさせていただいた、周知させていただいたという記憶がございます。今回も同様で、その行革を乗り越えて今日まで至っているという事実もあろうかと思えます。

それも踏まえまして、今回もう一度しっかりとシミュレーションした上で周知させていただいて、その上での行革、だからこういう行革をして、こういうまちを目指しているんだというようなところをしっかりと周知できるようにしたいと思っております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。今回出た結果も、これまでしっかりと行革に取り組んでいた結果も含めての、それをやっていなかったらもっと早かったんですよということも含めて、しっかりと熊取町は仕事していますよというのをアピールしていただければいいと思っていま

すので、とにかく皆さんに知っていただくことは必要であるということをお願いをしておきます。

3つ目の質問なんですが、第4次行財政構造改革プランへの影響、また、これを受けて修正をするのかどうかというところをご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 続きまして、3点目の第4次行財政構造改革プランへの影響と修正でございますが、第4次行革プランは令和5年度から令和9年度までの5年間の計画でございますが、最終年度の令和9年度までの累積赤字額を14億円と想定して、行革に取り組むことで財政調整基金の令和9年度末残高10億円を確保することとしておりました。しかしながら、今回の大阪府のシミュレーションでは令和9年度までに33億円の累積赤字となっております。

加えて、今回の大阪府のシミュレーションには反映されていない令和5年度以降の財政需要を考慮いたしますと、財政悪化のスピードがより速くなることも想定されますので、繰り返すにはなりますが、より精度の高いシミュレーションを行うことは必須であり、本年度中に行革プランの見直しに取り組んでまいりたいと考えてございますので、議員の皆様におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） ありがとうございます。せざるを得ないというような感じやと思います。これではないとなれば、やったほうがいいんじゃないですかという意見になるので、しっかりとちょっと見直していただいて、今議会の冒頭の町長のご挨拶の中でもありましたが、大変厳しい財政状況の中で今年度が行財政改革のリスタートやというような言葉もありましたので、しっかりともう一度行革プランを見直していただいて、より効果的な財政の使い方というのを考えていただきたいというふうに思います。

行革の見直しとなると、もう一度財政のシミュレーションをやってからということになるんですか。

議長（河合弘樹君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 実は、すぐにでもと言いたいところなんですが、この6月、7月というのは財政が一番忙しい、決算の分析をするという、これが一月以上かかる仕事でして、その後、普通交付税の本算定という普通交付税を決定するという非常に繁忙期でございます。実は今もやっておったんですが、ちょっと途中で中止している状態で、実際にはというと、やっぱり7月中旬まで先ほどの作業がかかりますので、7月、8月ぐらいをめどに収支見込みをもう一度した上で、引き続き行革のアクションプログラム等の策定もしくは構造プランの考え方の整理等をやっていきたくと。

ただ、各部局にお願いしておりますのは、今から行革スタートするから調べてくれというんじゃないかとでもじゃないけれど時間が足らんということで、例えば考え方の整理であったり近隣市町の状況はどうか、本町が高いのか低いのかというようなことも含めて今から調査をお願いします。ゴーというときにすぐスタートできるようにというような協力依頼をしているというようなところで、できれば理想と言っていいのか、現実的にそうしないといけないなと思っておるんですけども、可能なものは令和7年度当初予算に反映できるような形がいいでしょうし、それまでに議員の皆様ともキャッチボールさせていただきながらというふうに考えているというところです。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） 心情的には無理をなさらずにと言いたいんですが、こればかりは待って欲しくないことなので、しっかりとスピード感を持って取り組んでいただいて、事業の見直しであったり事業の統廃合であったり、本当にかけている事業が本来の目的につながっているのかどうかということも含めて、あった補助金がなくなるとか、やっていた事業がなくなるとしたらまたそれはそれでいろんな問題は出てくると思いますが、もうこれはしっかりと取り組んでいっていただかないといけないことやと思います。それで、おい議員は何やってんねんと言われれば、我々は財政の細かい

ところまで説明を受けているわけですから、こういう事情でそれはなくなりましたと言う責任が我々にもあると思いますので、それはそれでしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後の質問ですが、新たな財源の確保として都市計画税などは考えているのかというところをご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の大阪府と共同作成した中長期財政シミュレーションについての4点目、新たな財源確保として都市計画税などは考えているのかについてご答弁いたします。

都市計画税などの新たな税源確保については、これまでも行財政改革の取組の中で検討を行ってきたところでございます。第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」での検討において、都市計画税につきましては都市計画法に基づく都市計画事業や土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の経費に充当するための目的税であり、今後の本町の新たな施策展開などについて、納税義務者である住民や法人等の理解を得て新たな税負担を求めるものでございます。慎重な検討が不可欠であることから、都市計画税の導入には至らない結果となっております。

また、都市計画税以外で他の自治体で導入されている開発に伴う森林保全を目的とした税や、事業者や観光客等に負担をいただく課税についても、本町では現状、特別な行政需要がないという状況では導入は難しいという結論に至ったものでございます。

現時点においては新税の導入予定はございませんが、今後の施策展開や財政状況などを踏まえた上で適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続けて、行革所管のほうからも答弁させていただきます。

税所管のほうから答弁ございましたように、都市計画税などの新税の創設につきましては、これまで行革の取組の中でも検討を続けてきたところでございますが、住民に新たな負担を求めるものでございますので、都市計画税など新税ではなく、ほかの行革の取組をもって財源を確保し、財政の健全化を図ることで導入を見送ってきた経過がございます。

今後の都市計画税の導入に関しましても、目的税でございますので、都市計画事業や下水道事業などの新たな事業が実施される際や財政が著しく悪化した場合に、既存の充当可能事業に充てるために導入することが想定されます。その場合におきましても、まずは歳出を徹底して抑制した上で、かつほかの歳入の確保にも取り組み、それでもなお財源が不足するというのであれば、新たな財源確保策の一つとして都市計画税の導入について提案せざるを得ない状況が考えられますが、慎重な議論が必要と考えてございますので、議員の皆様におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）新税となると当然住民の方からは多数ご意見をいただくようなことだと思いますが、最悪の手段としては考えておかななくてはならないなというところで、しっかりとこのあたりも考えていかななくてはならないのかなというふうに思っています。あの財政シミュレーションが本当にあのまま進んでいくのかどうかも分からない状況の中ですが、一定5年先ぐらいであればある程度の信憑性はあるだろうというようなご答弁でしたので、5年先にこうなりますよと言われて、なかなか行政、5年先がらっと変えようかというのも難しい話なので、ある程度変わりながらですが、あの道を進んでいかななくてはならないというふうに思っています。5年後に全く同じ状況にならないければよしとしないといけないうかなというふうには思っています。

ただ、それまで、5年後までにどれだけの努力ができるのか、5年後までにどれだけの皆さんの気持ちが変わってきたのかというところで、議員の方の意見もいろんな方向に向いているものが、

熊取町はしっかりやっているよというようになると思いますので、これはもう町長を筆頭にこれからの熊取町のことをしっかりと考えていただいて、あの財政シミュレーションどおりにはならないぞというふうにしていただきたいなというふうに思っています。

ふるさと納税とかがなかなか伸び悩んでいる中でのあのシミュレーションですので、ある程度ふるさと納税が毎年毎年これまでどおりぐらあればまあまあ何とかというぐらやったんやとは思いますが、今の現状であれを出されると、なかなか僕もしんどいなというふうに思わざるを得ないと。ふるさと納税をどうにかしていかないといけないんですが、その辺も難しい中でいろんな方法を探っていただいていると思います。

熊取町に住んでおられる方は、先ほど二見議員からの話でもありましたが、非常に持家率が高くて比較的ですが裕福な方が多いという中で、これまでずっと何をせずとも人口も増え、税収も増えという中でずっと来たので、一つ壁に当たって、これからしっかりと考えていかなくてはならないときが来たのかなというふうに思っています。

若い職員の皆様にもいろんなアイデアを出していただきたいなというふうに思っています。もう僕たちの年のあれが考えても、ある程度何か一般常識というか、こんなときはこういうふうにするべきやろうというふうに頭がなくなってしまっているのが、20代、30代あたりの本当に若い子らが、ああそんな考えもあるんかというようなアイデアも出していただきたいなというふうに思っていますので、行革プランの見直しなんかのときには若い職員の皆さんの意見も吸い上げていただきたいなというふうに思っています。

これから熊取町を支えていただけてくれるのも20代、30代の若い子たちだと思いますので、その子たちにしっかりと経験を積んでいただいて、人が少なくなって職員の人数が少なくなっていってもしっかりと熊取町役場として機能できるように経験を積み上げてあげてほしいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）一応、財政的と言うたら言い過ぎですけども、都市計画税についての導入状況だけお伝えしておきます。大阪府内では36団体が導入しております。町村でも島本町、忠岡町、河南町が導入しております。その中で本町、先ほど答弁いたしましたように、導入せずに何とかほかの行革で頑張っているというところで今日まで来ておるところ、ここは同じです。

仮に都市計画税を導入したらやはり3億円程度の収入になるだろうというところで、非常に大きな問題でもありますが、先ほど言いましたように非常に慎重に議論すべきところということを考えておりますので、まずは現状の行革、町長の冒頭の挨拶でもありました行財政改革のリスタートというところで、しっかりとそこを取り組んでまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）先ほどもありましたが、行財政改革のリスタートと。しっかりと切っていただきたいなというふうに思っています。お願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、石井議員。

4番（石井一彰君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大きな項目、質問事項、ポリファーマシー（多剤服用）等について質問をさせていただきます。

今回なぜこのポリファーマシーを質問させていただいたかと申しますと、昨今、テレビ等で高齢者の運転事故が盛んに報道されております。マスコミでは、高齢者は年齢による運転技能の低下により、ペダルの踏み間違いや逆走、暴走などを起こし大事故につながっているというような報道が多く、だから免許を返納しろというような社会風潮になっています。

ただ、報道をよく聞いておると、事故を起こした高齢ドライバーの大半が、ふだんはしない暴走

しながら当時の状況をよく覚えていないというような答えが非常に多いです。これは明らかに意識障害を疑ってもよいのではないかと思ひ、いろいろ私なりに調べてきました。調べていくと、薬による副作用が意識障害の原因の一つではないかなというふうに思ひました。

そこで今回、ポリファーマシー、薬の多剤服用の危険性について質問させていただくことにいたしました。

それでは、質問1番目、ポリファーマシー（多剤服用）とはどういったものなのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の1つ目、ポリファーマシー等についてご答弁申し上げます。

1点目のポリファーマシーについてでございますが、多くの種類の服薬により副作用を起こしたり、服薬管理ができなくなる状態のことをいいます。特に高齢者は肝臓や腎臓の機能低下により、薬の成分を分解、排せつに時間がかかり、薬同士の相互作用により、効き過ぎたり、反対に効かなかったり、薬物有害事象を起こしやすくなります。服薬数の厳密な定義はありませんが、服薬数が多いほど薬物有害事象が起こりやすいと言われております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。私のほうも調べたところ、約3種類以上の薬を飲んだ場合ポリファーマシーの危険性が増えると。特に65歳以上、高齢者の場合は6種類ぐらひの薬を飲んでいる方がかなりおられるということです。また、単剤服用と比べて1種類の薬しか飲まない方に比べると、やはり副作用が起こる可能性というのは2倍ぐらひ上がるというふうなデータもあるとのこと。

それでは、2番目の質問にもなりますが、ポリファーマシーにより、起こしやすくなる薬害有害事象とはどういったものなのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）2点目のポリファーマシーにより、起こしやすくなる薬害有害事象についてでございますが、ふらつきや転倒、記憶障害、せん妄、抑鬱、食欲低下、排尿障害等がございます。このような症状は一般的に高齢者に起こりやすい症状であり、特に服薬により新たな症状が出現した場合は、薬剤師やかかりつけ医に相談することが重要です。例を挙げますと、自立支援地域ケア会議において薬剤師の助言をいただき服薬を見直したところ、ふらつきが軽減したケースもございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

それでは、3番目の質問になります。

ポリファーマシーから生じるパターン、処方カスケード、これについてご説明をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）3点目のポリファーマシーから生じるパターンの処方カスケードについてご答弁申し上げます。

処方カスケードとは、症状により医療機関を受診し薬の処方を受けた後、その薬の有害事象により新たな症状が見られ、ほかの医療機関を受診し処方を受けるなど、薬物有害事象に薬剤で対応し続けることで悪循環に陥る状態をいいます。薬剤には、処方されている薬剤のほか健康食品やサプリメントも含まれ、お薬手帳の一元化やかかりつけ薬剤師を持つことが予防につながります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

このポリファーマシーというのは、たくさんの薬を飲むことによる副作用というものもあるんですが、たくさんの薬を処方されたことによって飲み忘れることによってポリファーマシーという症状が起こるといふふうにも聞いております。

では、続きまして4番目、認知症の人に特に起こる処方カスケードというのはどういったものでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、4点目の認知症の人に起こる処方カスケードについてご答弁申し上げます。

認知症の方は、認知機能の低下により服薬の飲み忘れや飲み過ぎ等が起こりやすく、服薬の自己管理が難しくなります。また、体調の変調を自ら伝えにくいことから、先ほどご答弁申し上げた処方カスケードになりやすいと言われております。

在宅の方への支援としましては、居宅療養管理で薬剤師が訪問することなども増え、家族や本人が詳しく薬剤のことを知ることができるようになってきております。薬剤の一包化やお薬カレンダー等の支援も行いますが、特に独居の方で日付への認識が難しくなってくると服薬管理が難しく、かかりつけ医、訪問看護師、訪問介護員、薬剤師等がチームで連携しながら薬剤の服薬状況や症状の変化を確認し、対応していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

この処方カスケードなんですが、私のほうでもいろいろ調べたところによりますと、大体高齢者の方は血圧が高い方が多い。その中でそういった方はやはり降圧剤とかよくお飲みになります。それで効き過ぎたことによって低血糖、低血圧の症状を起こされると。それによって意識障害を起こし、歩き方がよたよたしてくる。それが今度治療してもらおうと、本来低血圧によって起こった症状にもかかわらず認知症として誤診されてしまうこともあると聞きます。

また、認知症の薬として抗認知症薬というのがありますが、それを服用すると尿を漏らしてしまう、失禁してしまうというような症状が副作用として出るというのを聞いております。それを筋肉の低下による症状だとまた誤解され、今度、尿失禁の治療薬、抗コリン薬というのを処方されてしまう。それによって今度せん妄、せん妄というのは突発的な意識障害、そういうのを引き起こす可能性が高いと。それによってまた認知症の症状も悪影響を及ぼしますし、先ほど最初にお話ししたとおり、せん妄を起こすことによる意識障害による、そういった薬を飲んだ際の運転事故の可能性もあるのではないかなというふうに思ったりしております。

それでは、5番目です。ちょっと内容は変わるんですが、特定健診における高血圧の受診勧奨として判定する基準が変更になった。最近ネット等で見ると、今までの受診勧奨の判定基準が上が140というものだったんですが、それが160になったというようなネットニュース、ユーチューブ等がありました。この情報についてちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、5点目の特定健診における高血圧での受診勧奨と判定する基準が変更になったことの住民への周知と今後の対応についてご答弁申し上げます。

特定健診及び保健指導については、厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施しており、令和6年4月に新しく令和6年度版が示されたところでございます。

ご質問のありました高血圧の受診勧奨と判定する基準については、前回の平成30年度版から変更はなく、第1段目のレベルとして収縮期血圧140ミリメートルエイチジー以上、また拡張期血圧90ミリメートルエイチジー以上の方は、まずは生活習慣の改善を促し、改善が見られなければ医療機関の受診を勧奨いたします。2段目のレベルとして、収縮期血圧160ミリメートルエイチジー以上

または拡張期血圧100ミリメートルエイチジー以上の方にはすぐに医療機関受診を勧奨することと示されており、この基準に基づき保健指導を行っております。

議員ご指摘の受診勧奨と判定する基準について、先ほど申し上げました2段目のレベルが強調され報道されたことなどにより、変更があったと誤解が生じやすいと日本高血圧学会からも指摘をされております。

本町では、熊取町国保加入者を対象に、集団の特定健診当日、受診者全員に対して血圧測定の結果や肥満の状況、または治療状況に応じて生活習慣の見直しや受診勧奨など、個々に応じた保健指導を行っております。また、5月に全戸配布いたしました「ぴんぴん！元気だより」にも血圧の記事を掲載するなど、高血圧に対し周知啓発に努めております。

今後も引き続き、生活習慣病の重症化予防に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）それでは、これはちょっと間違った情報が流れているということですね。ただ、私みたいに勘違いしている方もおられると思いますので、丁寧な周知活動というんですか、よろしくお願いをいたします。

それでは6番目、ポリファーマシーの危険性について、熊取町として住民への周知はどのようにされていくおつもりでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の6点目、ポリファーマシーの危険性の住民への周知についてご答弁申し上げます。

ポリファーマシーの予防方法については、薬の服用方法の周知啓発に加え、かかりつけ医を持ち、お薬手帳を1冊にまとめるなどが挙げられます。また、薬剤師会では今後、マイナ保険証の普及により、かかりつけ医や薬剤師による服薬管理の一括管理が容易にできるようになり、ポリファーマシーへの早期対応につながると期待されております。

本町においては、タピオステーションの継続支援の一つに薬剤師による出前講座をメニュー化しており、服薬の方法の啓発を行っております。

国民健康保険におきましても、保健指導として大阪府国保連合会に委託し、同一月に複数の医療機関から同一薬効の薬剤の投与を受けている方など重複服薬者に対し、適切な受診行動を促し、重複服薬や並行禁忌による健康被害を防ぐため、保健師による電話健康相談への保健指導を実施しております。

今後とも、住民への啓発、医療介護連携の推進をより一層図りながら、多職種連携による高齢者の見守り体制の中で対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

一番最初に申し上げましたとおり、ポリファーマシーというのは、確かに高齢者は6種類ぐらいの薬を飲む方が多いということで、かなりの確率で副作用が起こったりするということではあるんですが、先ほど最初に申し上げたとおり、3種類以上の薬を飲むことによっても飲み合わせによって副作用が起こってきたりもします。高齢者に限ったことではないと思います。

ポリファーマシーという言葉で検索すると、自治体によればホームページ上で注意喚起している自治体もございます。ちょっとポリファーマシー、熊取町でたたいて検索してもなかなかそういった情報は出てきておりません。確かに高齢者にとっては直接的に案内をされているようではあるんですが、先ほど言いました、高齢者に限らず多剤服用の危険性というのは若い人にも起こり得ることですので、そういった意味での周知、喚起はぜひお願いしたいと思います。

あと、よくかかりつけ医師を持ちましょうというのがあるんですが、先ほどありましたかかりつ

け薬局、かかりつけ薬剤師ですね。これの重要性も非常にあるのかなと思います。私も調べたところによりますと、薬剤師は医師に減薬、薬を減らすことですね。これを提案し、減薬につながった場合は薬局には服用薬剤調整支援料というものの報酬がバックされるというふうにも聞いております。薬剤師もかなり積極的にそういった協力というんですか、支援をしていただけるものだと思いますので、かかりつけの薬剤師を持つことも町民の方へ推奨していただければなど、そのように思っております。

先日、テレビの「ワイドナショー」で、令和4年度の高齢者の運転死亡事故の割合が16.7%で過去最高になったとの報道がありました。ただ、高齢者の運転免許取得者は令和元年度の免許保有者が22.9%ですので、現在はさらに増えているとの状況です。ですので、事故が増えるのはある意味自然なことではないかなと思います。

また、車の性能がよくなっていることによって高齢者の運転事故の件数は以前より減っております。平成24年度から30年度は年間400件以上あったものが、令和4年度は3年よりは増えたものの379件、また、75歳以上の死亡事故に関しては車両単独、つまり自分が物にぶつかって死んでしまう自爆と言われる事故は43.8%、ただ、人をはねる死亡事故というのは22.9%です。逆に75歳未満は、車両単独事故は19.4%ですが、人をはねる事故、これは43.5%ですから、いわゆる若い人のほうが人をはねるという事故は多いです。ましてや死亡事故以外の事故については、75歳から79歳の方で免許保有者の10万人当たりの事故は372.1件、また85歳以上の方でも498件、逆に20歳から24歳は597.2件ですので、決して若い人よりも高齢者のほうが事故が多いわけではないです。データでもしっかり現れております。

高齢者は運転が下手で事故が多いというのは、明らかに僕はマスコミが誘導した高齢者差別ではないかなというふうに思っております。実際、欧米ではほとんどこの手の事故は問題にはなっておりません。免許を返納すると6年後の要介護率は2.2倍になるという筑波大学の研究結果もございます。高齢者の運転事故の多剤服用との関連性を理解していただき、適切な対策を講じることで事故のリスクを低減することは可能ではないかなと思っております。それが、増え続ける医療費の削減であったり、熊取町のひまわりバスとかを含めた地域の公共交通機関の問題解決にも多少つながるのではないかなというふうに思っております。

以上で1番、ポリファーマシーの質問は終わらせていただきます。

続きまして、大きな項目2番目、男性高齢単身世帯について質問をさせていただきます。

人口問題研究所の日本の世帯数の将来設計を見ると、世帯総数に占める単身世帯の割合が令和2年度には38%だったのが2、30年後には約44.3%に増えると。その中で男性の高齢者単身者だけを見ると、未婚の割合は2年度で33.7%から30年後には59.7%にまで増えていくと、そのように言われております。これは、未婚者の多かったところの団塊ジュニア世代の人たちが高齢化することによって余計にこういった数値になっていると思うんですが、熊取町の世帯数に占める65歳以上男性単身世帯数の割合、現時点と30年後にはどのような割合になるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の2つ目、男性高齢者の単身世帯についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町の世帯総数に占める65歳以上の男性単身世帯の割合の現時点と30年後でございますが、令和6年6月1日現在で熊取町総世帯数に対する65歳以上男性単身世帯の割合は902世帯4.8%となっております。また、30年後でございますが、令和6年3月に策定いたしましたいきいきくまとり高齢者計画2024においては2040年までの推計となり、男性単身世帯の集計は行っておりません。計画上では、2020年では高齢者単身世帯の一般世帯数に占める割合は1,758世帯10.2%、2040年（令和22年）では2,087世帯14.3%となっております。2040年の男性単身世帯の割合を65歳以上の男女比から推計いたしますと約6%となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。分かりました。

2番目の質問になります。熊取町でタピオ体操等々、いろいろフレイル予防のプログラムをされておりますが、そのプログラムに男性の参加者の比率はどうなっていますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、2点目の現在実施しているフレイル予防のプログラムへの高齢男性の参加者比率についてでございます。

フレイル予防のプログラムとして、地域主体でタピオ体操プラスに取り組むタピオステーションがございます。現在、町内で28か所のステーションがあり、男性の参加比率は約2割（20%）となっております。また、要支援者等を対象とした約3か月間健康運動指導士などの専門職の指導により筋力アップを目指すふれあい元気教室では、男性の参加比率は44.1%です。熊取町社会福祉協議会で開催の65歳以上の独り暮らし高齢者を対象とした閉じ籠もり予防と健康づくりを支援するいつまでも元気でいきいき講座（さくら会）では、男性の参加比率はゼロ%でございます。同じく、熊取町社会福祉協議会開催の閉じこもり・認知症予防講座「楽しく生きる知恵探し」については7.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）閉じ籠もりという言葉が結構気にはなりますけれども、男性単身者、高齢の方というのは、やはり女性の方はフラダンスを皆さんやられたり旅行をされたり、結構お友達と団体で行動される方が多いです。ただ、男性の高齢者というのは、今後いろいろ変わってはいくと思うんですが、現状は釣りとか盆栽いじりとか本を片手に囲碁するとか、大体1人で楽しむような方が多いです。なかなかこういったサロンとか健康づくりのものに参加する男性の方は非常に少ないのかなと。

ただ、最初にお話ししたように、今後高齢男性の単身世帯が増える中で地域でつながっていただいて外に出ていただかないと、認知症患者が、やっぱり認知症率が上がってしまうのかなというふうには思います。なかなか男性に参加していただくのは、私もほかの自治体はどういったプログラムがあるかなといういろいろ検索するんですが、なかなかヒットしない。熊取町でも、自治会によったら何かマージャンクラブをつくってやっているとかいうような自治会もあると聞いたりはしているんですが、町としては、3番目の質問になりますが、どういったことを考えておられますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）次に、3点目の今後、高齢の男性に特化したプログラムを作成する予定についてでございますが、高齢者限定ではございませんが、熊取町食生活改善推進協議会が男性の食の自立を目指す男性料理教室を実施しております。また、熊取町文化振興連絡協議会クラブとして、男性の料理教室紳食会が月に1回活動されておられます。

現在のところ、高齢の男性に特化した事業を実施する予定はございませんが、各種事業において男性も参加しやすい事業となるよう工夫しながら、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らせるまちづくりに向けて高齢者福祉施策を取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。私も料理のやつは1回参加したことがあります。食改のやつですかね。食改のやつはそんなにたくさんやられていませんよね。参加して次いつですかと言ったら、結構もう半年後みたいな話だったような記憶があります。

分かりました。今後ぜひ、ちょっと難しい案件だと思いますけれども、意識して考えていただければなと思います。よろしくお願いたします。

それでは、大きな項目3番目にいきます。

独居、認知症の方向けの介護サービスの充実について、これは作成されたいきいきくまとり高齢者計画2024の居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）のアンケート結果で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護、また短期入所生活介護のサービスの整備の必要性、また充実を求めるといふようになっておりました。その結果に対して、町としてどのように対応されるおつもりでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、3点目のご質問の「いきいきくまとり高齢者計画2024」の居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）のアンケート結果で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「認知症対応型通所介護」、「短期入所生活介護」のサービス整備の必要性、充実を求められていることについてご答弁申し上げます。

前計画期間中から定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型通所介護につきましては整備が必要と考えており、認知症対応型通所介護は令和5年度よりサービス提供を開始いたしました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、令和3年度及び令和4年度に公募を行いました但し応募事業者がなく整備には至りませんでしたので、近隣市町村の事業所を利用できるよう協議を行い、サービス確保に努めていくところでございます。

また、短期入所生活介護は、高齢者のニーズと既存施設の入所状況を踏まえた結果、現状の体制で需要に対応できる見込みと判断しております。

今後も引き続き、整備について検討を行い、計画的にサービスの確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）最後の短期入所生活介護に関しては十分対応できていると、町としての判断ということで、ケアマネジャーとは意識のずれは若干あるのかなというような気はしますですね。かしこまりました。

次、4番目、先進教育プログラム「国際バカロレア」について質問させていただきます。

この質問をなぜさせていただくかと申しますと、熊取町の厳しい財政状況の中、いかにして歳入を増やすかと。そのためにもやっぱり転入者を増やしていく必要があるのではないかなと思、熊取町の特徴というんですか、売りでもあります子育て・教育のまちというものを打ち出した転入者促進の施策が何かないかなというふうなものを検索した中で、高知県の一つの自治体が、教育で独自色を出すと、探求心に富んだ子どもを育てようという教育プログラム国際バカロレアを21年、市立大宮小学校に国内の公立小学校で初めて導入したと。そのときに、入学を目的とした移住相談が37件寄せられ、実際9世帯が移り住んだと、こういう実績があったとのこと。それで今回国際バカロレアというものを質問しようと思いました。

それでは、国際バカロレアというのはどういう先進教育プログラムなのかどうか、ご説明をお願いいたします。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、先進教育プログラム「国際バカロレア」についてのご質問のうち、1つ目のご質問、国際バカロレアとはについてお答えいたします。

国際バカロレアは、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムになります。チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解してそのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動を取るための態度とスキルを身につけさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格を与え、大学進学へのルートを確保することを目的に設置されました。

グローバル化に対応できるスキルを身につけた人材を育成するため、3歳から12歳を対象としたプライマリー・イヤーズ・プログラム、11歳から16歳を対象としたミドル・イヤーズ・プログラム、16歳から19歳を対象としたディプロマ・プログラム、同じく16歳から19歳を対象としたキャリア関

連プログラムの4段階の教育プログラムで構成されています。

国際バカロレアは、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する探求心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

この国際バカロレアの認定校、大阪はどこにあるのかなと思ったら大体大阪北部を中心に結構認定校があるとのこと。南大阪のほうには今どこも認定校がない状況です。熊取町も、聞いたところによると今、一部中学校がユネスコスクールを申請していると。そのタイミングで国際バカロレアも検討したというふうに聞いております。結果的にユネスコスクールを取りに行ったのはなぜだったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）熊取町はE S D教育というものも推進しておりまして、熊取中学校だけではなくて全体的にその教育を推進しているわけですが、熊取中学校におきましてもE S D教育を中心に熱心に教育活動を広げていって来ておりますので、まずは熊取中学校からということで、特に教育課程的にも取り組みやすい内容となっておりますので、熊取中学校でまずは一旦ユネスコスクールに認定させてもらったといったところです。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。親にとって引越してまで子どもに受けさせたい教育プログラムがユネスコなのかどうか、ちょっと私には分かりません。実際これがユネスコスクールに認定されることによって、熊取町に引越してきて子どもたちを就学させたいという保護者の方がおられるのかどうか、ちょっとまだ分からないのが実情であります。私が調べたところは、国際バカロレアのほうが世界中の大学の入学資格を得られるとかそういったメリットがあるので、親にとってはそちらのほうがメリットを感じるのかなとは思っています。

今日、田中圭介議員からも質問がありました。今後子どもたちが減っていく中、南小学校も生徒数が減っていく中で、何か特任校みたいな形で熊取町に引越してきて熊取町で子育てしたいというような魅力を高めるためにも、ぜひ国際バカロレア認定校、すぐには難しいでしょうけれど、取りに行こうというお考えはないでしょうか、2番目の質問ですね。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、2つ目のご質問、本町として認定を取りに行く予定はについてご答弁申し上げます。

熊取中学校では、令和5年度より児童・生徒の心の中の平和のとりでを築くことを目的としたユネスコスクールの加盟に向け取組を進めてまいりましたが、このたび国内審査結果通知書の送付があり、審査を無事通過することができました。

ユネスコスクールでは、ユネスコ憲章と国際憲章に通ずる理念として、基本的人権、人間の尊厳、ジェンダー平等、社会的進歩、自由、公正、民主主義、多様性の尊重、国際的な連携などを推進することや、国際社会の構成員であるという意識を持ち、持続可能な開発目標の達成に貢献することなどの目的が示されています。

ユネスコスクールへの加入を検討する中では、国際バカロレアについても研究を行い、目的、学びの方向性、カリキュラム等について議論を進めてまいりました。

ユネスコスクールや国際バカロレアといった国際的な教育基準を導入することにより、これからの子どもたちに求められる他者理解、多文化理解などについて学び、グローバルな視野を身につけていくことができると考えています。どちらの認定校においても、児童・生徒の学びの質を向上させ、未来のグローバルリーダーを育成するような環境になると考えています。

しかしながら、国際バカロレアでは学習指導要領に準じた指導と国際バカロレア固有の指導の両

立が難しいことや、1クラスの人数の上限が20人であることなどから、これまでの取組や熊取町の教育の目指す方向性に近いユネスコスクールの取組を進めているところですので、現在、国際バカロレアの認定については検討はしておりません。

今後は、熊取中学校での取組を踏まえ、町内全ての学校にユネスコスクールとして進める持続可能な開発のための教育の理念を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）ちょっと1点だけ補足させていただきます。

バカロレアの提案、まちづくりという視点、転入促進策ということですのでけれども、当然、人口が減っていく中で、これまでも転入促進策を考えていくということは非常に大事なことやとは思っておるんですけども、まず熊取町の子どもの教育を転入促進策ということで何かしら教育の施策を考えていくということは考えてございません。

高知県の香美市にしても、まずは子どもたちの教育を考えてバカロレアというものを入れたと。まちおこしという形の観点で取り入れたということはたしか聞いていないんですね。それでバカロレアを申請して認定された結果、それを聞いた保護者たちが、そちらがそういう教育をしているのであれば転入を考えていきたいと。結局、そもそも教育として取り組んだ施策が結果的に転入促進策につながったというふうに理解しております。それが逆であってはならないというふうに考えておりますということだけ補足させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）おっしゃっていることは分かります。ただ、最初に申し上げたとおり、本当に大林議員も言われたとおり、いわゆる財源が厳しい中でいかにして熊取町が持続可能なまちとして生きていくためにも、熊取町の売りが何なのかということを考えてときに、子ども・教育のまちというところの強みを生かしたブランディングというのは必要なかなと思います。きれいごとと言ってしまうとあれなんですけれど、確かに子どもをだしにしてということになるのかも分かりませんが、でも本当にそれによって熊取町が魅力的なまちになる、結果としてそれが転入促進策になる、それはまず認定校になることが大前提で、それによって転入者が増えないかも分かりません。それはもう結果論です。

ただ、教育のまちとしての熊取町のブランディングをまず上げていくという意味でいけば、特に勉強においては北高南低であるこの南部の大阪において、チャレンジしていく意味では非常にいいのではないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひ前向きに一度考えていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、5番目の質問にまいります。

中学校の部活動の状況についてお聞かせ願えますか。昨日文野議員からもいろいろご質問ありましたので、一部重複する部分があるかも知れませんが、よろしくお願いたします。

それでは、現状、部員不足になったことによって廃止等になった部活動というのは存在しますでしょうか。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、中学校の部活動の現状についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問、現状、部員不足にて廃止等になった部活動はあるのかについてご答弁申し上げます。

近年では、令和3年度末に熊取北中学校の水泳部が部員不足にて廃部になっております。また令和5年度末に、部員不足ではございませんが、泉南地区区内で同種目の部活動が1校になること、指導者が不足していることにより、熊取中学校においても水泳部が廃部となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）これ、水泳部、この前もニュースで中体連で水泳の大会がもうなくなるというようなニュースもございました。

それでは続いて、じゃもう2番目へいってしまいます。

部活動の地域移行について、進捗状況を教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、ご質問の2点目、部活動地域移行の進捗についてご答弁申し上げます。

文野議員からのご質問でも答弁させていただきましたように、現在、町内関係課から成る検討会議において、学校及び地域の双方における活動の状況や実情などを十分踏まえた、本町の地域特性に合致するような部活動改革について模索中でございます。今後、地域特性に合致するような部活動においては試行的に実施可能な取組ができないか検討を行っており、引き続き国の動向を注視しつつ、他市町村の先行事例や国が実施する運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の成果を参考に、学校や地域の関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、各中学校において部活動の指導を行っていただいている部活動指導員の登録者についてははまだ十分ではないことから、本年6月1日より、本町の中学校における部活動指導者の養成及び育成を目的として、部活動指導認定プログラム受講助成金制度を新たに創設したところです。今後は、この制度を広く周知し、一人でも多くこのプログラムを受講いただき、部活動指導者の人材確保につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）答弁にありました熊取町の地域特性とおっしゃいましたですけど、具体的に地域特性ってどういったものですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）本町の地域特性なんですけれども、例えば2つあるいは3つぐらいの観点があると思います。一つは人材確保という面で申し上げますと、例えば現状のスポーツ団体であったりだとか、あるいは今現状の部活動指導員の指導者の配置状況から、どういう方が人材としていらっしゃるのか、受皿として指導者がいらっしゃるのか、このあたりは市町によっても地域によっても全く違う状況になっておりますので、そのあたりをどのように地域特性ということにつなげていくかということがまず一つあるかなと思います。

もう一つは、地域資源の有効活用という面で、例えば熊取町でしたら大阪体育大学というのがありますので、その大阪体育大学とどういった連携の下に新たな地域クラブあるいは地域移行というのをどのように特徴づけていくかということが2つ目の観点になるのかなと思います。

あとは、熊取町の町域がコンパクトであるということから、3中学校での連携のしやすさ、地理的な面も含めてですね。そういった連携のしやすさが地域移行につながっていければ、地域特性が合致するような地域移行ということが実現できるのかなというふうに思っております。このあたりはまだちょっと答えが出ていないといいますか、はっきりと出せていないところもありますので、そこはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）部活動の地域移行、本当難しくて、なかなかうまくいっている自治体もあまりないのかなというふうに思っております。

昨日、文野議員もおっしゃっていました。私、昨年度、長崎県長与町へ視察に行っていました。地域移行の先進自治体みたいな形で紹介されたんですが、別の機会に私、勉強会等で長崎県長

与町の町会議員の方らと親交を深めることがございました。そこの方の話を聞くと、もともと長崎県長与町の場合は生徒数不足で、やはり部活動が維持できない中学校がたくさんあったということで、子どもたちのやりたいという希望をかなえてあげられないような状況にもなっていたので、今のままじゃあかんと。

それも、正直言うと教育委員会が積極的に動いたわけではなくて、長崎県の県議がスポーツ庁のほうに、長崎県のモデル自治体としての先進地区としてなるので補助金をくれという形で、長崎県議が動いたことによってスタートした案件だったと聞いています。だから、教育委員会が積極的に動いた話では結果的にはなかったというふうに聞いています。試行錯誤してああいう形をつくり上げたというふうに聞きました。

昨日の文野議員の質問に対して理事者側が出していただいた資料を読むと、現状ではそんなに、先ほど言われた水泳部とか云々はありましたけれど、団体競技で部員数が少ないから単独でチームできないというような状況には今、熊取町は確かはないのかなと。せっぱ詰まって民間のスポーツクラブに移行しないとあかんような状況には、現状はないのかなというふうな気はします。ただ、将来的にはやはり生徒数が減っていく中で考えていかなあかんことなのかなとは思っています。

私のほうは、なかなか体大にクラブをつくっていただくとか、スポーツクラブを新しく立ち上げてそこで受け入れるというのは、現実的には難しいのかなというふうに考えています。それよりも、言うてみたら野球は熊取中学校で、バレーは南中学校でとかという形で、既存の施設を活用することで指導者ももう複数要らないわけですから、そこで受け入れると。だから、本当に違う中学校同士が部活動はそこに移動して受けると。もう部活動自体が学校の行事ではなくて、あくまでも健康づくりのための習い事、健康づくりのためにやる活動というような位置づけでやればいいのかと、そのように私は思っております。

だから、そういう方向も考えていただいたらいいんじゃないかなとは思っています。何かの受皿を探すというよりも、既存の施設、既存の指導者をそのまま使うことによって、減った生徒数にも対応していくというのが現実的ではないかなというふうに思っております。

それでは、3番目の質問になります。

これは先ほどもおっしゃいました部活動指導員、これに対して府の補助金が、私が調べたところ補助額自体は増えているんですが、町が事業費として予算組みしているものに対しての補助の府の内示額がかなり減っていると聞いております。ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、3点目の部活動指導員への府の補助金の内示額（補助率）の減に対する町の対処について答弁いたします。

本町では、国が示す部活動の地域連携や地域移行を推進し、教員の働き方改革を推進するため、中学校における部活動の顧問に代わって指導や大会への引率を担う部活動指導員を令和5年度から配置しております。

部活動指導員配置に係る費用につきましては、国が3分の1、大阪府が3分の1、残り3分の1を町が負担する制度となっておりますが、議員ご指摘のように、今年度は約828万8,000円の事業費に対しまして552万6,000円の補助金を予算計上しておりましたが、内示額は184万6,000円と、368万円の減となっております。

財源が減少した中でどのように取り組むのかとの趣旨のご質問でございますが、財源が減少したものの部活動指導員の任用は行っておりまして、減少分は町単費で負担して実施してまいりたいと考えてございます。

今後は、国が推進する部活動の地域移行を推進し教員の働き方改革を継続的に実施するためにも、部活動指導員の積極的な配置は必須であるというふうに考えてございまして、国に対しまして、予算額の増額とともに制度の拡充を要望してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。そうですね。令和5年度の実質補助率というのは、予算額も違いますが、予算額に対して32%だったものが令和6年度は21%になってしまったということです。国やスポーツ庁は、地域移行どうのこうのという割にはやはりこのぐらいでしか補助してくれていないというのが現実です。本当に当てにならないのかなというような気がします。一生懸命考えて、子どものために部活動指導員、大阪体育大学に補助を出して養成していただいたにもかかわらず、国・府はこんなものなのかなというのが正直なところですよ。

本当、最初に申し上げたとおり、やっぱり外部云々というお金がかかることではなくて、現状ある施設、現状ある指導者を効率的に使うことによって、ぜひお願いしたいなと思います。

昨日の文野議員の質問の中で、理事者側の提出の中で熊取中学校はサッカー部が多分なかったと思います。ちらっと聞いたら、その分陸上部が盛んだというふうに聞きました。ただ、やはり今球技は、サッカーは非常に人気のあるスポーツです。サッカーをやりたいお子様は結構おられると思います。熊取中学校にもおられると思います。それこそ、そういった子どもたち、熊取中学校ではできなくても南や違うところの中学校でできるというふうな道筋というのは考えてあげられないのかなというふうに思っております。どうでしょう。ありますか、何か。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご提案いただいているサッカー部を例にして、他の学校で合同での部活動という形になると思いますけれども、選択肢の一つとして非常に可能性のあるものだろうというふうに思っております。ご提案いただいたものも含めまして、あとは生徒にいろんな選択肢をやっぱり設けてあげるとするのが大事なところだろうなというふうにも思いますので、総合的にそのあたりも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）では、よろしくお願いいいたします。

それでは、私の質問は以上です。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

8番（江川慶子君）一般質問の最後になりました。よろしくお願いいいたします。

今回は3点についてお伺いいたします。

まず、1点目は大阪・関西万博の子どもの無料招待についてお伺いします。

2025年の大阪・関西万博の子どもの招待について、大阪府教育庁は校外学習の実施について各学校への意向調査を行いました。希望する学校は、児童・生徒や引率者の人数、希望日時、来場手段などの詳細と学校単位での来場を希望しないか、検討中の学校は未定、検討中と回答を求めました。交野市長は、学校単位で万博に連れていかななくてもいいと判断しています。

1つ目の質問です。学校の意見と教育委員会の考えをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、大阪・関西万博の子どもの無料招待のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の学校の意見と教育委員会の考えについてご答弁申し上げます。

大阪・関西万博の子どもの無料招待についての意向調査が5月31日に締め切られました。大阪府の状況としましては、全体約1,900校のうち約92%の1,740校から回答があり、その中で「希望する」と回答した学校は約80%に当たる1,390校になります。

熊取町におきましては、不透明な点が多いため、子どもの安全確保等の状況を見ながら参加について検討していきたいと考えております。今後、情報をいち早くつかみ伝達するとともに、各学校と相談しながら対応について検討していきたいと考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。昨日も長田議員と文野議員の質問があったわけで、その回答をいただいたんですけども、学校側にアンケートが取られているんですよね。学校側は参加するという意向で提出していると。しかし、不透明なところが多くあるのでその辺は慎重に検討していきたいという見解を教育委員会は持っているというふうに受け止めました。それでよろしいでしょうか。

議長（河合弘樹君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）先ほどの不安な部分というのは、我々教育委員会だけではなくて、学校の校長先生方も一定そういう部分は当然のことながら持っています。

以上です。教育委員会だけではございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。不透明な部分で不安というのは、やっぱり学校側は持っている。そういう中で、アンケートには参加すると答えているんですけども検討中なんだと、そこははっきりしないと、子どもたちのことを考えて、安全でないところにいるいろいろな配慮ができていない中で連れていくのは問題だということを感じているというふうに受け取りました。

小学校に通う児童・生徒が4歳から5歳、約102万人分、20億円規模、これが無料招待ということなんですけれども、これは無料招待といっても財源は税金なんですよ、大阪府のね。そういうことからしてみると、やはり子どもたちに行かせるための財源を取りたいということで希望するという意味も分かるんですが、やはりそこは税金だということで慎重に取り扱っていかなければいけないかなと考えます。

それで、2つ目の質問になるんですけども、不安の声に対する教育委員会の対応をお聞かせくださいということで、括弧の中に希望日・来場手段・災害時の避難経路などと書かせていただきました。よろしくをお願いします。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）それでは、2つ目のご質問、不安の声に対する教育委員会の対応をお聞かせくださいについてご答弁申し上げます。

先日の大阪府の調査で、現段階では学校全体で行く学校が3校、学年ブロックで行く学校が5校となっております。希望日、来場手段としましては、5月から6月にかけてバスで来場を希望している学校がほとんどとなっております。しかし、参加については子どもの安全確保の状況を見ながら検討していきたいと考えております。災害時の避難経路については、現段階において会場の全体像を含め示されておりません。今後、会場の全体像が明らかになれば、児童・生徒の安全・安心について十分に検討してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。最初のところがちょっと分かりにくかったんですけど、3校とブロックが5校とかいう表現があったんですが、そこをもう少し詳しく教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）来場する単位として、学校全体で学年全て含めてというふうな学校が3校、それから例えば5、6年単位とかというブロック単位で行かれる学校が5校というふうなことでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。学校単位でというのは多分中学校の3校かなと、ブロックについては小学校の5校かなというふうに今聞いて受け止めたんですが、今回の不透明というところでは、ガス爆発の発表が遅かったんですよ、爆発してから。それから写真を一部しか公開していなかったとか、そういう不信があって、もともと万博会場の夢洲はごみや廃棄物を埋め立てた人工島で、

メタンガスが発生し、常時79本ものパイプでガス抜きをしている状況だということですよ。これは今日の資料にはつけていないですけども、調べれば皆さんどこでも見られるものだと思うんです。

最近では、パビリオンなどの建つ夢洲2区、3区のメイン会場でも検出されていると。万博協会は低濃度だとしていますが、迎賓館付近で検出された爆発の下限濃度の7%は事故が起きた1区を上回っていたという、そういうふうなことなんですよ。そういう危険な土地ということでかなり心配されている親御さんやら地域の方の声なんですけども、先ほどお話の中では、中学校は学校単位で行くと。それで小学校はブロック単位、例えば上級生だけとかいうふうな感じの検討をしているというご回答だったと思うんです。

今回出したアンケートにつきまして、資料をご覧ください。

1と2を見ていただきたいんですけども、1のところは昨日も文野議員からのお話もあったのでもう理解していただけていると思うんですが、1の左の記事の下のところ、アンケートについては「秋ごろをめどに各校の来場日や交通手段などを調整し、通知する予定だ」というふうにここには書かれております。秋に回答があると。そんなに遅くて本当に段取りできるんだろうかなというのを感じます。だから余計に不安視する親御さんや教師の方もいると。なかなか具体的ににならないしということですよ。

それで、大阪教職員組合、高等学校教職員組合、障害児学校教職員組合たちも、危険なことを訴えた上で、学校行事としての万博参加は各学校が判断するものであると、そういうことや、子どもを招待する以上、今回の事故についても学校現場に情報提供することや、検討、計画、実施についても現場からの問合せや要望などもきちんとした窓口を設置すること、それから安全・安心に行事が実施できるような対策を取ること、そういったことが書かれております。特に、バスの確保だけでなく、計画どおりに安心して行事が実行できるような交通手段、これも大事だということで要望されております。

資料の2のほうでは、これも今回のアンケートが踏み絵のようになっていると、そういう危惧が書かれております。私たち議員は住民の直接選挙によって選ばれて、それで住民全体の代表として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個人意思を総合して町としての意思を形成する任務を有するということですよ。これ、議員必携から抜いてあるんですけども、子どもたちの安全が担保されず、子どもたちへのいろんな配慮が欠けるのであれば、無理に学校単位で万博へ行かせる必要はないと考えています。

先ほどの答弁の中に、中学校は学校単位で行くとか小学校は高学年だけにするとかいうふうな検討もされているようですが、時期として4月13日から10月13日というこの半年の期間で、秋頃にいつ行くか日にちが示される、パビリオンも示される、交通手段も示されるみたいな形になると、そこから年間行事のことも含めていろいろ検討していかなあかんということになりますよね。4月はクラス替えがあって、すぐに行くのは難しい。5月、ゴールデンウイーク明けぐらいが一番いいんじゃないかな。6月は梅雨の時期で雨になったらどうなる、屋根のあるところがあるのか、それとか7月、8月は暑い、熱中症の危険もある、9月、10月はまだ暑いし、台風の危険性もあるし、運動会、体育大会の準備も入ってくるかもしれない。こういった中で、みんなが希望しているという期間というのは多分一緒ぐらいになると思うんです。そこをばらばらに示されたときの対応というの、やはりここではこの時期は無理だとか、そういう判断もそのときにはきっちりと学校と相談して決断せなあかん時期があると思うんです。その辺はどのようにお考えですか。

議長（河合弘樹君）坂上教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（坂上佳行君）今、議員おっしゃっていただいたみたいに、例えば例年だと遠足とか校外学習とか行くに当たっては危険な場所であるとか、もちろん移動手段もそう、休憩場所、それから見学内容、トイレの数等々いろいろ調べて下見もしながら計画して実施をしていくというふうな段取りを踏みます。今回の万博に当たっても、ちょっとイレギュラーな状況ですので、

より念入りに情報を収集していかないといけないというふうな状況にあります。

そういった中で、先ほどおっしゃっていただいたみたいに秋に情報提供があるということで、大体私たち10月頃というふうに聞いております。そこでは我々も遅いんじゃないのかなというふうに考えておるんですけども、その前に6月下旬から7月上旬ぐらいにかけては教育長を対象にした説明会もあるというふうに聞いておりますので、まずはその6月下旬から7月上旬にかけての情報の提供を聞いた上で、教育委員会としてもしっかりと判断をしていかないといけないなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。その辺は慎重に検討していただきたいなと思います。危険という部分をほったらかしにして、安全ということをほったらかしにしてでも行こうというようなことのないようにぜひお願いしたいなと思います。

それから、細かいことを言えば昼食の場所もいろいろ言われています。以前、そういうパビリオンとかUSJとか東京ディズニーランドとかは、食べ物持込みはできないんですよね。でも今回は持込み可能ということにしたということで、お弁当の持込みは可能なんだろうけれど、この暑い時期に、ましてやまあ言うたらごみの埋め立てた場所ですものね。そこで食事するというのもちょっと不安だなという声が出ております。それから、上下水道の関係だとかそういうことも含まれていますし、お金が使えないんですよね。全部キャッシュレスで、子どもたちがお金を使うのかどうかも、その辺の判断も、お金とか何かを買うとかそういうのもあるんでしょうけれども、そういう電子マネーですか、そういった対応とかも含めて、いや、そこまで押して行かなあかんもんやろかということはずごく感じております。

それから、今回4歳から5歳の子どもたちも対象になっているということなんですが、未就学児の子どもたちの対応はどのように考えているのか、お聞かせ願えますか。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、ご質問の3点目、2回目の無料招待を町が予定している件について……

（「2回目じゃない。就学前の4歳、5歳の子」の声あり）

総合政策部長（田中耕二君）すみません。もう一度お願いできますか。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）この無料招待は4歳から5歳を含めた計約102万人分が入っているんですよね。今、学校の話のずっとご説明があったんですけど、4歳、5歳の方はどうされるんですかということでお聞きしたんです。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）今、町のほうで今回補正予算で上げさせていただいている分につきましては2回目の町の分なんですが、こちらについては4歳、5歳は含まれて、4歳から17歳までというところを対象にしておるというところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）そういうことなんですよ、多分ね。分かりました。

1回目も対象は4歳から17歳までなんです。その人たちの招待についてはどうされるかというのは、まだ具体的になっていないというふうに受け止めました。それでよろしいですか。1回目の府からの招待については具体的にまだ考えられていないけれども、今の答弁では2回目は検討しているんだと、改めてちょっと正式にまた聞かせてもらいます。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）おっしゃるとおり、1回目の大阪府事業の4歳、5歳については具体的なところはまだ示されておらない、我々もまだ分かっておらないというところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました、今はそういう状態だということ。

だから、無理して幼稚園の子どもたちを、これはもうどうするのかなど、親御さんに配るのかなとかいろいろ想像したんですけれども、そういうことはまだ具体的に考えられていないということですね。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すごく大ざっぱなあれなんですけれども、基本的には各家庭から申請していただくことになると思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）これは家庭から大阪府に申請するという形になるんですか。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）恐らく申込サイトのものが出来上がると思いますので、そちらのほうを経由して申し込んでいただくような形になると思います。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。親御さんの判断で連れていきたいなと思う方は自分でそういう特設サイトにアクセスして申し込むということなんですか。はい、分かりました。

そしたら③のほうに入りますね。

2回目の無料招待を町が予定している件について、資料3につけさせていただきました。これ、去年の記事なんで、読売新聞が取材したということで、表を見てもらったら、熊取町は2回目、自治体の負担で無料招待をすると、熊取町が負担してでも行かせたいんだというような取材の記事が出ております。これについて、決定した経過と対応についてお伺いします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）失礼いたしました。申し訳ございません。

続きまして、ご質問の3点目、2回目の無料招待を町が予定している件について、決定した経過とその対応について答弁申し上げます。

決定した経過につきましては、令和5年9月から4回にわたり、大阪府、大阪市、万博推進局から子どもの万博会場への招待事業の実施について意向調査がございました。本町においては、当該事業の趣旨である万博会場において未来社会の先進的な技術やサービス等に触れる体験を重ね、将来に向けて夢と希望をたくさん感じ取ってもらうこと及び自治体負担である事業費を精査した結果、大阪府と連携の上、府事業として実施されます1回目の無料招待と同様の内容で実施することとし、入場料負担に関する債務負担行為を中心とする補正予算を本定例会に上程することを決定したところでございます。

次に、本町の対応につきましては、府事業と同様、4歳から17歳までの町民を対象に大阪・関西万博へ1回無料招待することを想定しており、補正予算可決後は、大阪府との協定及び府委託事業者との契約締結をはじめとする事務手続を進めてまいる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）これは、補正予算はこの6月に出るということですか。56万1,000円という万博関係の審査委託料、これでしょうか。お願いします。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）56万1,000円につきましてはいわゆる委託料で、業者の事務手続も含めた委託での経費でございます。実際のこの招待に関する費用は、745万円の6年、7年の債務負担行為として予算計上させていただいているというところでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ということは、議会で決まるのはこの6月議会だということですか。先に先行して

記事が出ていますが、決定したということで記事は出ています。そういう意向だということで記事が出ています。これは、どなたが熊取町から2回目行くんだと決めてそういうふうな段取りになったのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）多くの市町村は当初予算で全て計上されておりますが、本町の場合、選挙であったということも含めて骨格予算でしたので、予算計上はしておらなかったと。今回、本予算ということで債務負担行為として予算計上させていただいて、予算可決をいただければそれで本町は2回目の無料招待事業に向けて実際に動き出すということで、決定か決定じゃないかということ、まだ予算可決いただいておりますので、決定はまだしておらないという状況です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。1回目もこういう危険な状態というか、まだ不透明なところがいっぱいある状況の中で、2回目ももう予算をつけて、行ってもらおうと思う、やろうと思う町側の姿勢、これは一体何なんですか。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）答弁の中で申し上げましたが、万博の体験そのものについては非常に貴重な体験であるというのは皆さん同一だと思うんです。ただ、安全・安心、これが大前提であるというのも議論しているとおりでございます。

現状、いろんな今の動きを受けて、当然ながらさらなる安全・安心に向けた動きというのはあると想定されますし、我々はそれを大前提とした上での動き、安全でなければもちろん開催されないだろうということまで考えればそうなるだろうと思います。その上で、最終的に今回、我々の2回目というのは、ご家庭、保護者様の判断というのが最終判断になってくる。ただ、行ける土壌は整えておきたいということでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）いろいろ今までの過程を聞いてみると、大枠で見ると、やっぱり町長が維新だから協力しなければいけないというのが全面的に見えてしまうんですね。例えば学校でも、取りあえず参加ということで表明した上で慎重に検討するというをおっしゃっているし、2回目も、今度は町村が出してでも行かせる。だから、今これだけ危険だ、大変だ、暑いんだ、熱中症になるかもしれない、そういう危険で不透明なところが1回目もあるのにかかわらず2回目もやろうという、これがすごく驚いてしまうんですけれども、昨日の町長の答弁では……

（発言する者あり）

8番（江川慶子君）よろしいですか。

昨日の答弁では、学校の意味、子どもたちの状況で判断するということが大事だということで町長はおっしゃいましたね。ですので、子どもが安全で行けるか、町のほうもそれに合わせた対応をやはり考えていただきたい。目に見えないちょっと付度が働いているんじゃないかなと危惧しちゃうんだけど、やはり学校の先生が自分らで判断する、自分らで下見もして、これで安全だから子どもたちの教育のために行こうということになってから参加を決めるということをまず重要視していただきたいなと切に思います。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今、議員のほうからお話がありましたこの調査の件で、今お話しの中で参加しますということ一旦手を挙げてから今後検討するというふうにお話いただいたんですが、新聞報道でもあるように、調査の在り方というのは一定やっぱりその選択肢の問題はあったと思うんです。ただ、熊取町としましては、あれはあくまで、昨日も申し上げたんですが、府がどれぐらいの日程、どの日にどれぐらいの学校が、またバスを使いたいのがどれだけで、あるいは交通手段を電車で行くのがどれだけでということをもまず一旦把握しないと何も材料がないという話をされたので、だか

ら、あれは参加するというのを一旦決めて書いたのではなくて、熊取町は取りあえず行くとしたならばどの日程になるんだろうかという趣旨で提出させていただいております。ですから、あくまで絶対参加しますという前提の下で調査に回答したのではございません。ですから今後、先ほどからずっと昨日も申し上げましたように、これから参加するかどうかというのは検討していきたいと、教育委員会、学校、町も含めて考えていきたいというふうに考えているというふうにご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）大体その時期はいつぐらいになりますか、決定する時期というのは。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）先ほど統括のほうからありましたように、まずは6月、7月、説明会があります。ただ、おっしゃるようになり遅くなって、じゃあやめました、じゃその代わりにどこへ遠足に行きますかというようなことが決められない時期になってしまうと、これは困ると思っています。その辺もリミットを含めて学校とも相談が必要だと思っています。ですから、学校が次遠足を計画していく上で、あるいはバスを確保していく上で、もうこれ以上越えてしまうと駄目だよというような状況、この辺も見極めていきたいと思っています。だから、一方で府にはできるだけ早くいろんな情報をその都度、まとめてどんとおろすのではなくて、分かったことはその都度教えてほしいということは強く私たちも要望しておるという状況です。

ですから、非常に申し訳ございません。今、いついつに必ず決めますということをやっぱりなかなか申し上げられないという、特に不透明な状況です。ただ、その後の行事であるとかいろんな活動に支障を来すようなことのないように配慮はしていきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）そのタイムリミットというのを今聞いているんですけど、年内なのか、どうなんでしょう。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）どうでしょう、少なくとも年内になるのかなと思っていますが、ただ、そこも必ずいついつまでにとということが今、本当に明確に申し上げられたらありがたいですよ、一番。本当はうれしいんです、我々も。でも、答弁でもいろいろ申し上げているとおりに、不透明な部分がある、見えない部分があるという状況の中で、どうしますとかいついつまでにごうしますということが明言できないのは非常に申し訳ないですけれども、それはあくまでごまかしているとか曖昧にしているわけではなくて、できるだけ早くそれを決めていきたいという強い願いの中で今お伝えさせてもらっているということをご理解いただければありがたいかと思います。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）先生たち、状況も不透明な中で、それでも子どもたちにそういう体験をさせたいということで本当にご尽力してくださっているのはよく分かります。本当に大変だなと。それでも行かせるために努力を今積み重ねていると思うんですけども、そこはやはり学校の判断を優先してほしいなと思います。そこをどこかからの圧力で絶対にそこは行かなあかんのやとかいうことを付度するようなことのないように、ぜひお願いしたいなと思います。

議長（河合弘樹君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）現在も含めてそういったことへの付度というのは一切考えておりませんので、圧力というふうなことも今感じているところはありませんので、そこはご理解いただければありがたいかなというふうに思っています。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ちなみに、子どもたちが現地に着いてバスを降りてから、800メートルぐらい入り口まで、ゲートまであるんですね。この暑い時期に入ってくると、大きな水筒を持ってそんなにたくさん歩かれへんのと違うかとか、何でガス爆発するようなところへわざわざ行かなあかんのと

いうような声も出ているし、衛生の部分では、開催時期は食中毒も多い時期だと。そして、お弁当を持っていくのに大丈夫なんだろうかとか、上下水道の整備も不明だし、災害時の避難計画がいまだにないということも指摘されております。

昨日もちょっと長田議員に聞いたんだけど、バスで行くんやったらどないして行くのかなとちょっと話をしたときに、一方通行になるん違うかなというふうな話もしたんですよ。湾岸から乗って、それで舞洲から回って夢洲に入って、咲洲のほうから帰っていくみたいな、そういうふうな一方通行になるん違うかなとか、電車で行くんやったら関空快速に乗って弁天町で中央線に乗り換えるみたいな形になるのかなとかいろいろ想像しているんですが、普通のラッシュ時と一緒になるようなこととかも含めていろいろ話題が今このことについて盛り上がっています。ぜひその辺も、あつなるほどねと納得いくような結果を出していただきたいなと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に入ります。

2つ目の質問に入ります。

熊取町の将来像について。大阪府議会にて3月22日に可決した大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例について、町が受ける影響についてご説明を求めます。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の2点目、町の将来像についての大阪府議会での3月22日に可決した大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例について、町が受ける影響について答弁申し上げます。

本条例の制定の趣旨は、市町村の将来像や進むべき方向性は、地方自治の理念である住民自治及び団体自治の原則にのっとり、市町村が住民と共に十分に議論を行った上で市町村自らが判断することを前提に、住民に身近な市町村が住民サービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制の確保が重要であるとしており、市町村を包括する広域自治体である大阪府として、市町村が基礎的な自治体として解決すべき課題に的確に対応するとともに、住民に対するサービスを将来にわたって安定的に供給することができる機能及び体制、いわゆる基礎自治機能の充実・強化に関する取組を行う市町村に対し、これまで以上にきめ細やかな支援を行うものであります。

ご質問の本条例の制定により町が受ける影響につきましては、先ほど申し上げた趣旨のとおり、本町の基礎自治機能の充実・強化に向けたさらなる大阪府の支援が受けられるものと考えております。

なお、本年度中に、大阪府が基礎自治機能の充実及び強化の取組の方向性や施策を総合的に推進するための基本事項を定めた基本方針を策定予定であると承知しております。

本町といたしましては、これらの動向を注視し、広域自治体である大阪府の支援も受けながら、持続可能な行財政運営を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）資料の4と5を見ていただけたらいいんですが、今ご説明のあった条例についてはここには細かくは資料を載せなかったんですけども、大阪府議会での話ですよ。22日に成立したわけなんですけど、ご説明のあったような府内の市町村に住民サービスの維持の取組を促す大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例が成立したと。都道府県の条例としては、これは初めてであると。市町村合併の必要性を明記した。新条例を機に、府内で今後合併の機運が高まるのか注目されるという、これ資料4に書いている日本経済新聞の記事なんですけれども、こういったものがどのように進められたかというのは資料5のほうに入るんですが、大阪府議会でも特別委員会というのができまして、設置が2023年5月19日から2024年3月19日で、条例の提案理由は、人口減少、特に現役世代が減ってくるので市町村の組織体制の維持が困難だと。で財政基盤が弱体化していくと、公共施設の統廃合も必要だと、そのために行財政改革、広域連携、デジタル化、市町村合併が

必要などのことが書かれております、この条例の中に、それが3月22日に制定されたということで、すごく怖く感じました。町議会や町議会議員としては、市町村の自立を損なう運用がなされないようにこの条例については監視する必要があると考えます。

先日5月29日に、先ほどの石井議員も大林議員も熊取町の中長期財政シミュレーションのお話をされましたが、何かすごく話を聞いていて、これ連動しているなど思ったんです。大阪府と共同して作成された熊取町の中長期財政シミュレーション、これ令和2年度から毎年つくっているというもので、概略の説明があったと。それによると、人口減少に伴う税収減や建設事業費、新ごみ処理施設等が高い水準で推移することから相当厳しい結果であり、このまま推移すると、近い将来、令和15年には累積赤字が早期健全化基準を超え、財政健全化団体に該当する可能性も指摘されていると。府内10町村のうち公表しているのは8町村、うち4町村が財政健全化団体に該当する可能性を指摘されている、このような説明があったんですが、ここには誘導が含まれているのではないかなと非常に感じました。

それで、この財政状況を見たら、熊取町で何かを取り組む予算の余地ないやないかと、住民にこのことを知らせて、これだけ逼迫しているんだからあれもカットしてこれもカットして、生き残るために何が何でもアクションプログラムを成功せなあかんのやみたいふうにと取れてしまうんですよ。すごくネガティブになる、すごくまちの将来に希望が持てないシミュレーションだったと思うんです。

そこで、職員は粗いからここはきちんと精査していきたいという答弁で、それにすごく私も期待しているんですけど、平成の合併のときでもやはりこのような話があった中で熊取町を選んだのは、だから何もできないんじゃないかと、魅力あるまちづくりをしていこうと、それで乗り切ってきたと私は思っております。ですので、熊取町の合併も検討すべきだという発言がこの3月議会でもある議員から出ましたけれど、そこはどうかかなという非常に危惧を感じました。

町長、できたら今回の受け止めと見解をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろと臆測の話を披露していただいてありがとうございます。

新聞はこう書いてあるからというふうな話を基に議論するのはどうかというふうな気もします。現実にも今、熊取町では持続可能な町政運営、これを掲げて、行財政運営に向けていろんな分野での見直しもやっていくということで、それは入りを量って出を考えていくというふうなことだというふうに思います。身の丈に合ったというふうな言葉がいつときありましたけれども、国の交付金をプラスして熊取町の財政規模がどのぐらいの分でやっていけるかというのが大体今まで想定できたはずなんです。

ところが、ここ二、三年か、物価高騰がもう急激な上昇で、補助のないそういった単費で出ていく経費というのがもう相当上がってきていますよね。これは各自自治体も同じような背景を持っていると思うんですけども、その市町村によって財政状況、税収状況が全く違うように、裕福な指数を持ったところもありますし、不交付団体という町もありますのでね。だけど、熊取町の今までの財政力指数というのがもうずっと変わっていないんですね。これは町の財政基盤、いわゆる法人と企業、そして住民の割合が、やっぱり住民が多いということですよ。

そんなことを考えますと、じゃどこに熊取町の将来像を見いだしていくのかというところで、もう先人たちが質素儉約というふうな形ですべてやってこられて、職員の給与水準も大阪府の中では低いほうですよ。その中でやってきた、そういう功績は職員さんも自負として持ってくれていると思います。そういうことを背景に、これからも持続可能なまち熊取町を目指してやっていきます。

それにつけて、村度がどうやというふうな話をされていますけれども、私は熊取町民、住民でありますので熊取町がずっと将来的にも存続することを願っておりますし、それに向けて職員の皆さん方の協力を得ながら、存続できるような体制がどこにあるのかというのをやっぱり図っていくべきだと思いますし、そこにつけて大阪府がどんなことを支援、協力してくれるのか、それを引き出

しながらやっていく、そういうつもりではおりますので、合併とか新聞がこう書いてあるからどうやこうやという話は、僕はこういうところではしてほしくないなと思いますね。現場がどうあるべきか、どうなっているのか、そこからの議論をやってほしいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）期待しておりますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

実際に3月議会の議会だよりを見てもらったらそういう意見も出ていたということは記録に残っているんで、この大阪府の条例の影響が熊取町で、何か近隣で巻き起こるような出来事が起こらないことを期待しております。共に私も熊取町の持続可能なまちづくりに向けては一緒に議員として力を入れていきたいなと思っております。

じゃ、次の質問に入ります。すみません、もう時間がなくなってしまったんで、手を挙げてくださったんですがまた後ほど。

それでは、次の質問に入ります。

健康保険証からマイナ保険証への移行について、また保険料の増額についてお伺いします。

さきの議員全員協議会でご説明がありました。マイナンバーカードを保険証としてひもづけし、現在の保険証をなくしていく方向で進んでいます。

1、国民皆保険として国民健康保険は重要な役割を果たしています。医療が受けられない方が発生しないよう対応が求められています。対策はいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、健康保険証からマイナ保険証への移行について、医療がうけられない方が発生しないための対策についてご答弁申し上げます。

令和6年12月2日以降、新たな国民健康保険証は発行せず、マイナ保険証に移行してまいります。国民健康保険では、本年10月の保険証更新時に令和7年10月31日まで有効な保険証を発行いたしますので、本年12月2日以降も有効期限内はご利用いただくことが可能となっております。マイナ保険証をお持ちでない方やオンライン資格確認ができない方、すなわちマイナンバーカードを取得されていない、もしくは取得していてもマイナ保険証としての登録をされていない方には、本年12月2日以降、資格確認書を交付いたします。この資格確認書を窓口で提示していただくことにより、自己負担割合の中で医療を受診いただくことが可能となります。

全ての被保険者の皆様に安心して保険診療を受けていただけるよう、引き続き制度の周知等に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。今説明があったんですけども、一番心配なのは、保険料が払えなくて今まで短期証だったり資格証明書だった方がこれからどうなっていくのかなということが一番不安です。医療が受けられない体制になっては困るので、それはもう職員も同じだと思うんです。しかしながら議員全員協議会の中では、国の対応の遅れなんだろうね、具体的な詳細は決まっていないというお話だったので、それではかなわんなということ質問させていただきました。

生身の相談者の状況は窓口の方がきっと親身に受け取って話をお聞きしてやられていると思いますので、また詳細がはっきり決まりましたら対応をお願いしたいな。今回は保険証が出るし、来年の秋、10月頃には、またマイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書が交付されると。それは期限があるから一旦もらえるけれども、あとは自分から申請しないと資格確認書はもらえないというような、その後の話ね。今の状態ではそういうふうになっていると思うんで、また制度は国の考えが変わるかも分からないので、対応を柔軟に親切にお願いしたいなと思います。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）現在短期保険証で対応されている方につきましてなんですけれども、先月

の31日に開催されました厚生労働省の説明会におきましても市町村のほうから同様のご質問がありまして、運用をどうするかにつきましては、まずは政省令で規定した上で確定する予定であり、もう少しお時間をいただきたいというご回答がございました。

本町におきましては、これまでどおり利用者負担の公平性につきましては念頭に置きながらも、それぞれのご事情をしっかりとお話をお聞きした上で、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。どうぞよろしく願いいたします。また詳細が決まりましたら議員全員協議会なりでお示しお願いいたします。

では次、最後の質問に入ります。

国民健康保険は大阪府に完全統一されました。医療機関が多い地域も少ない地域も同じ所得なら同じ保険料とされました。統一により保険料が上がる中、子ども・子育て支援金として医療保険料から支援納付金を集め児童手当の財源にすること。住民にとっては負担増になります。これについては、資料の7に赤で書かせてもらったんですが、「5日の参院本会議で、子ども・子育て支援法改定案が自民公明などの賛成で可決・成立。反対は立憲・維新・共産・れいわなど。『支援金』制度を創設するが、財源は公的医療制度への上乗せで、すべての人に新たな負担増になる」ということを書かせてもらいました。

さきの5月29日の議員全員協議会では児童手当改正による受け取る側の拡充についてのご説明だったので質問はしなかったんですが、これを払う側、支援納付金、これについて、所得による負担割合はどのようになるのか、また対象者への周知方法はどのようにされるのか、その辺をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、2点目の保険料の増額、子ども・子育て支援金に伴う負担金に関しまして、所得による負担割合がどうなるのか、また、周知方法についてご答弁申し上げます。

少子化対策を強化する財源の一部とする子ども・子育て支援金制度が令和8年に創設されます。なお、この支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されるもので、国保の年収別加入者1人当たりの支援金額を厚生労働省が試算しております。その試算では、国保に加入している給与収入者に限られますが、令和10年の1人当たりの支援金の見込額は、年収200万円では月額250円、年収400万円では月額550円、年収600万円では月額800円、年収800万円では月額1,100円となっており、いずれも被用者保険での支援金額より100円から250円下回るとされております。

支援金の徴収は令和8年度からとなり、今後の国民健康保険法の改正等を踏まえて詳細が示されるものと考えておりますので、引き続き、状況を周知し、適宜被保険者の方々へ丁寧な周知を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）令和8年度からということですね、徴収のほうに加わるのは。今でも国民健康保険料は医療分と介護分と、それと後期高齢者支援分とあるんです。物すごくややこしい計算方法ですよ。そこに支援納付金が入ってくる。国保というのは低所得者の方が多くて、皆保険制度のセーフティネットを果たす部分なんです。その部分が、保険料が上がる中でまたこの負担が増えるということは、とても今の物価高騰の中でも大変だと心配になります。ですので、その辺は丁寧に考えて対応していただきたいなと思います。

国が決めていることなので、町でどうすることもできない分野なんです。ですので国のほうもしっかり決めてほしいというのが願いですけれども、そういう負担が住民に増えると、拡充の部分はいいんですけれども、そういうところもございまして、ぜひその辺は丁寧に周知のほ

うをお願いしておきます。

それでは、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時50分まで休憩いたします。

（「15時27分」から「15時50分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第6 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、以上3件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第34号から議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して説明申し上げます。

現人権擁護委員の任期が令和6年12月31日付で任期満了となるため、後任候補者を法務大臣に対して推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

西本美加保氏におかれましては、引き続き当該委員を再任候補者として推薦したいと考えております。同氏の略歴につきましては2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

阪口衣与氏におかれましては、現人権擁護委員の阪上忠弘氏の後任候補者として推薦したいと考えております。同氏の略歴につきましては2ページに記載しているとおりでございます。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

下中博之氏におかれましては、現人権擁護委員の江見和典氏の後任候補者として推薦したいと考えております。同氏の略歴につきましては2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本3件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、議案第34号から議案第36号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までを一議案ごとに採決いたします。初めに、議案第34号を採決いたします。

議案第34号は、西本美加保氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は西本美加保氏を適任と認めることに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号は、阪口衣与氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は阪口衣与氏を適任と認めることに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号は、下中博之氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は下中博之氏を適任と認めることに決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第8 議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、議案第37号及び第38号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

まず、第30条は小規模保育事業所A型の職員の配置基準について定めるものでございますが、満3歳以上満4歳に満たない児童について、現行では「おおむね20人につき1人」となっている基準を「おおむね15人に1人」に改正するとともに、満4歳以上の児童については「おおむね30人につき1人」であるものを「おおむね25人に1人」に改めるものでございます。

第32条は小規模保育事業所B型に関する職員配置基準について定めるものであり、条文中の文言整理を行うとともに、次ページの第2項第3号及び第4号について、先ほどの小規模保育事業所A型と同様に満3歳以上満4歳に満たない児童と満4歳以上の児童の配置基準を改めるものでございます。

次に、第45条については保育所型事業所内保育事業所に関する職員配置基準について定めるもので、同様に満3歳以上満4歳に満たない児童及び満4歳以上の児童の配置基準を改めるものでございます。

次に、第48条につきましては小規模型事業所内保育事業所に関する職員配置基準について定めるもので、条文中の文言整理を行うとともに、第2項において、満3歳以上満4歳に満たない児童及び満4歳以上の児童の配置基準について同様に改めるものでございます。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、経過措置についてでございます。

第2項では、当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、第3項では、前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならないと規定するものでございます。

以上で、議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正するものでございます。

まず、第23条につきましては、施設の重要事項等の書面掲示の義務についての規定でございますが、書面掲示に加え、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないよう改めるものでございます。

次に、第53条につきましては、電磁的記録等に関して定める条項であり、第2項本文中の文言整理を行うとともに、技術の発展性を加味し、特定の技術や手法を前提とせず、技術中立性を明らかにする観点から、同項第2号の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができる物」を媒体の種類を具体的に示さない「電磁的記録媒体」という表現に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第37号及び議案第38号について、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑は終わります。

本件2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町役場本館受変電設備改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町役場本館受変電設備改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、5,704万8,200円です。

契約の相手方は、大阪府阪南市箱作1635番地の1、株式会社ナミモト電気工業所、代表取締役波元 清でございます。

続いて、入札の経過についてご説明をいたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づきまして、令和6年4月25日付で指名連絡書をファクシミリで12者に行いました。

続いて、令和6年5月23日執行の応札業者8者による開札において、最低価格を提示した7者において落札者をくじ引により決定いたしました。

次に、工事概要でございます。

次の2ページをお開きください。

工事名称は、熊取町役場本館受変電設備改修工事でございます。

工事箇所は熊取町野田1丁目地内、工事概要は電気設備工事1式、建築工事1式となっております。

工期については、議決日より令和7年3月17日まででございます。

次の3ページでございます。

上段には改修後、下段に改修前の配置図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第39号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第10 議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についてご説明申し上げます。

熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器について下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

購入物品は熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器で、契約方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は820万6,000円で、契約の相手方は大阪市北区堂島1丁目6番20号、株式会社堀通信大阪支社、大阪支社長小嶋英昭でございます。

入札の経過につきましては、熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和6年4月17日付で25者に指名連絡を行い、うち11者が指名辞退、10者が入札辞退、5月14日に応札者4者からあった中で開札を行い、最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

購入する物品の概要ですが、2ページをご覧ください。

ノートパソコン75台と業務で必要となるソフトウェア、オフィススタンダード75ライセンス、アクロニススナップデプロイ75ライセンスであり、納入場所は各小・中学校で、納入期限は令和6年8月23日としております。

以上で、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第11 議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）をご説明申し上げます。

令和2年度に大阪府におきまして実施しました耐震診断において、耐震性を有しないため池という結果となりましたことから、国・府の補助金を活用しまして耐震対策工事を行うに当たり、令和5年度に整備事業計画の概要を策定し、法手続を進めるものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

この法手続でございますが、議案書に記載のとおり、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして町議会から本事業計画概要の議決をいただく必要がございますので、本議案を提出するものでございます。

議決いただいた後の予定でございますが、本町において、この計画書をもって事業計画概要公告、縦覧等の手続を経て事業計画の決定を行い、事業着手をするものです。

記の1から7までの項目でございますが、土地改良法施行規則第6条の規定に基づきまして、計画の概要として定めなければならないものでございます。

まず、1の事業目的ですが、地震時の堤体の安定性及び緊急放流機能を確保することで災害を未然に防止し、地域の農業生産、生活環境の防災・減災を図るものでございます。

2の所在ですが、泉南郡熊取町大久保南4丁目地内でございます。

3ページの位置図をご参照ください。

位置的には大阪観光大学の東側に位置するため池でございます。

それではまた、1ページのほうにお戻りください。

3の基本計画ですが、事業名は農業水路等長寿命化・防災減災対策事業（馬谷池地区）でございます。工事名は馬谷池耐震対策工事でございます。事業量は2ページにかけまして、堤体工78.2メートル、余水吐工1か所、取水施設工1か所、張りブロック工149.5平方メートル、防護柵工78.1メートル、仮設工1式、測量・試験費1式でございます。実施予定年度は、今年度の実設計計を行い、令和7年度、8年度の2か年で工事を行い完了を予定しているところでございます。

4の費用の概算ですが、総額が1億2,100万円でございます。この費用の負担ですが、国が50%、府が21%、本町が29%負担するもので、町の負担額は約3,500万円となるものでございます。

5の事業効果ですが、1で掲げます事業の目的が達成されるものでございます。

6の他事業との関係ですが、本事業のみ独立して施工いたしますので、特になしでございます。

7の計画概要図ですが、4ページをご覧ください。

左側が平面図、右側に堤体の標準断面図となっております。水色の着色部分が今回の事業で対策する部分、要は施工箇所となっております。

以上で、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、グリーンヒル大久保南4丁目の住宅地に隣接するため池ですけれども、この工事期間中、ため池の改修工事で住宅地等への影響とかそういうのはどうなりますか。

議長（河合弘樹君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）やはりため池の工事ですので、土とか材料等の搬入等がございます。でも、場所が場所ですので大型車の進入はもう無理かなと思っていますので、小型車のダンプでいろんな資材等の運搬はやっていこうと思っています。その辺につきましては実際来年からの工事になりますので、その前には地元の自治会等とまた協議のほう、お知らせ等周知させていただいて、工事のほうを施工していきたいと思っています。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第12 議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、学校給食費の無償化、小学校屋内運動場の空調設備整備工事、児童手当制度改正による対象者拡充に係る経費などでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6億3,378万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億2,040万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

1、追加でございますが、大阪・関西万博子ども招待事業支援業務につきまして、町による子どもたちを対象とした無料招待に係る令和7年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和6年度から7年度までの期間で限度額を745万円と設定するものでございます。

次に、2、変更でございますが、OA機器等賃借及び保守委託につきまして、情報システム標準

化・共通化対応に係るガバメントクラウド接続業務に係る令和12年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和6年度から12年度までの期間で限度額を7億9,862万7,000円から8億4,649万4,000円に変更するものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、ため池整備事業につきまして、熊取中学校付近の五門東2丁目水路法面修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額は490万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2の変更でございますが、河川維持事業につきましては、大宮地区における普通河川見出川法面修繕工事の借入れを追加するもので、限度額を4,170万円から5,980万円に変更するものでございます。

その下の小学校空調機器整備事業につきましては、中央、南、東小学校の屋内運動場への空調設備整備工事に係る借入れを追加するもので、限度額を2,740万円から2億4,460万円に変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の児童手当負担金1億2,006万1,000円の増額につきましては、児童手当給付事業に充当するものでございます。

次の項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金42万9,000円の増額につきましては、学童保育における待機児童対策に充当するものでございます。その下の子ども・子育て支援事業費補助金622万1,000円の増額につきましては、児童手当制度拡充に伴うシステム改修経費等に充当するものでございます。

次の目 衛生費国庫補助金の特定外来生物防除対策事業交付金94万6,000円の増額につきましては、クビアカツヤカミキリによる被害拡大防止のための緊急対策経費に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の児童手当負担金212万6,000円の減額につきましては、児童手当制度改正により府費負担割合が変更になるものでございます。

次の項 府補助金、目 総務費補助金の特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金40万円の増額につきましては、防犯事業の特殊詐欺対策機器購入経費に充当するものでございます。

その下の目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金42万9,000円の増額につきましては、国庫と同じく、学童保育における待機児童対策に充当するものでございます。その下の安心こども基金特別対策事業補助金243万8,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う人件費に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金4,352万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金1億476万円の増額につきましては、学校給食費無償化等に充当するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金906万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る国民健康保険事業特別会計からの負担金でございます。その下のデジタル基盤改革支援補助金5,441万9,000円の増額につきましては、情報システムの標準化、共通化に係る経費に充当するものでございます。その下の新型コロナワクチン接種助成金5,302万円の増額につきましては、高齢者の新型コロナワクチン定期接種経費に充当するものでございます。

次に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 企画費の転入促進事業、印刷製本費30万円の増額につきましては、転入・定住促進パンフレット印刷経費でございます。その下の駐車場使用料2万5,000円の増額及び有料道路通行料等1万円の増額につきましては、社宅等誘致に係る経費でございます。その下の社宅等誘致奨励金90万円の増額につきましては、奨励金1戸当たり15万円の6戸分でございます。その下の3世代近居等支援補助金700万円の増額につきましては、1世代当たり10万円の70世帯分でございます。次の大阪・関西万博関係事業、子ども無料招待審査等委託料56万1,000円の増額につきましては、無料招待に係る審査委託料でございます。

次の目 自治振興費の防犯事業、機械器具費107万8,000円の増額につきましては、特殊詐欺対策機器100台分の購入費用でございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料1,800万3,000円の増額につきましては、児童手当拡充等に係るシステム開発及び基幹系システムの標準化、共通化におけるガバメントクラウド接続の初期設定に係るものでございます。その下の電子計算システム管理事業、通信運搬費193万1,000円の増額及び電子計算機器管理運営委託料115万5,000円の増額につきましては、ガバメントクラウド接続に伴う回線使用料及び運用管理補助に係るものでございます。

続いて、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の障がい福祉一般事務経費、会計年度任用職員報酬132万2,000円の増額、その下の期末手当21万1,000円の増額及び勤勉手当17万7,000円の増額につきましては、職員の産休、育休に伴うものでございます。

次の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の児童手当事務経費、通信運搬費39万1,000円の増額につきましては、児童手当制度改正に伴う案内文等送付経費でございます。その下の保育一般事務経費、会計年度任用職員報酬136万5,000円の増額、その下の期末手当21万7,000円の増額、勤勉手当18万2,000円の増額及び費用弁償3万4,000円の増額につきましては、職員の産休、育休に伴うものでございます。

次の目 児童福祉施設費の学童保育運営事業、学童保育所指定管理委託料336万9,000円の増額、その下の送迎支援委託料37万3,000円の増額及びタクシー借上料242万9,000円の増額につきましては、それぞれ中央学童保育所及び東学童保育所における待機児童対策に係る経費でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1億1,580万2,000円の増額につきましては、児童手当制度改正に伴う対象者拡充分でございます。

次の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金906万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る電子計算機使用負担分でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、電算処理システム改修委託料29万7,000円の増額につきましては、特定健診の第4期見直しに伴うシステム改修経費でございます。

その下の目 予防費の高齢者予防接種事業につきましては、高齢者の新型コロナワクチン定期接種化に伴うもので、消耗品費6,000円の増額につきましては医療機関配付用冊子等の購入経費、印刷製本費16万8,000円の増額につきましては予診票等の印刷経費、個別接種委託料8,073万9,000円の増額につきましてはワクチンの接種委託料、予防接種助成金32万3,000円の増額につきましては予防接種特別措置分でございます。

その下の目 環境衛生費のそ族昆虫衛生事業につきましては、クビアカツヤカミキリによる被害拡大防止のための緊急対策経費で、消耗品費123万5,000円の増額につきましては散布剤等購入経費、害虫駆除委託料39万4,000円の増額につきましては樹木の消毒委託料、機械器具費26万5,000円の増

額につきましては噴霧器等の購入経費でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費の目 農地費のため池等整備事業、維持修繕工事費495万8,000円の増額につきましては、熊取中学校付近の五門東2丁目水路法面修繕工事でございます。

次に、款 土木費、項 河川費、目 河川維持費の河川維持事業、維持修繕工事費1,817万9,000円の増額につきましては、大宮地区の普通河川見出川法面修繕工事でございます。

その下の目 浸水対策費の浸水対策事業、測量・設計・監理等委託料475万6,000円の増額につきましては、朝代地区の浸水対策に係る実施設計業務でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、教師用指導書代243万8,000円の増額につきましては、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書代でございます。

その下の目 建設事業費の小学校施設整備事業、測量・設計・監理等委託料486万5,000円の増額及びその下の施設整備工事費2億1,230万円の増額につきましては、中央、南、東小学校の屋内運動場への空調設備整備工事及び工事管理業務でございます。

その下の目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金9,013万3,000円の増額につきましては、今年度における2学期以降の給食費について、物価高騰対策として食材費高騰分も含めた給食費無償対応を単年度措置で実施するものでございます。

次の項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金4,683万1,000円の増額につきましても、小学校と同じく、今年度における給食費無償化を実施するものでございます。

16ページ以降でございますが、16ページ、17ページは補正予算給与費明細書でございます。今回の補正予算における報酬及び職員手当の増額等について、比較の行でお示ししております。

次の18ページは債務負担行為に関する補正調書で、19ページは地方債の現在高の見込みに関する補正調書でございますので、それぞれ後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ただいまの説明の中で資料訂正をお願いいたします。

4ページの第2表債務負担行為補正をお願いいたします。

下の表の2、変更の左側の補正前の限度額ですが、単位の漢字の「千」が抜けておりました。恐れ入りますが、訂正のほうをよろしくお願いいたします。7億9,862万7,000円でございます。よろしくお願いいたします。

以上で、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第13 議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野原健康福祉部長。

健康福祉部長（野原孝美君）それでは、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容はマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修に伴うもので、歳入につきましては一般会計繰入金、歳出につきましてはシステム改修に係る負担金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億4,430万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金906万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

続きまして、歳出です。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費906万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修によるものでございます。

以上で、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「16時35分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和6年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和6年6月27日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 長 木村 直義	健 康 福 祉 部 長 野原 孝美
健康福祉部統括理事 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順
都 市 整 備 部 長 白川 文昭	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 巖根 晃哉	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 東野 秀毅	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）

議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）

議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第44号 訴えの提起について

議案第45号 訴えの提起について

議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(河合弘樹君) なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(坂上昌史君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月20日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和6年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、訴えの提起についての件が2件、令和6年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件、議員提出議案として、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の件、聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の件、国の負担による学校給食の無償化を求める意見書の件、以上6件を追加議案といたします。

なお、この6件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長(河合弘樹君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案3件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上7件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(河合弘樹君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第39号 工事請負契約の締結について(熊取町役場本館受変電設備改修工事)の件、日程第2 議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件、日程第3 議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件は、6月13日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(文野慎治君) おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案3件の審査を行うため、6月21日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第39号 工事請負契約の締結について(熊取町役場本館受変電設備改修工事)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、起立採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第39号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 工事請負契約の締結について（熊取町役場本館受変電設備改修工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第40号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）について、会派熊愛と日本共産党熊取町会議員団を代表して、私から賛成討論を行います。

今回の補正予算は、町長選挙後の2回目の肉づけ予算となります。町長の公約や意向が反映された補正予算であります。これらは、住民からの要望が強く、私どもも以前から要望してきたものです。2学期からの小・中学校の給食費無償化、避難所となる中央、南、東小学校体育館の空調設備の整備などが含まれ、評価いたします。しかしながら、どうしても納得がいかない深刻な問題があります。その点を指摘します。

今回の補正予算には、債務負担行為補正として大阪・関西万博子ども招待事業支援業務、令和6年度から令和7年度、745万円、委託料として子ども無料招待審査等委託料56万1,000円が含まれて

います。これは、大阪府の子ども招待事業に続き、町独自財源で2回目の4歳から17歳までの子どもの無料招待を令和6年度から7年度にかけて実施するための予算です。

学校から引率する1回目については、一般質問の中で確認いたしました。日程やパビリオン、交通手段、安全面など不透明なことが多く、学校側も情報を集めながら対応を慎重に検討しています。5月に大阪府から学校へのアンケートも10月頃の回答の見込みであるなど、不透明さが先延ばしにされています。万博協会は、3月にあったガス爆発事故の取扱いを爆発してから4時間半も経過した後消防に連絡しました。公開された写真は1枚で、その後請求した写真には黒塗りがあるなど、信頼が薄れています。

質問では、大阪府の1回目の子どもの無料招待は学校の判断を尊重した決断をと申し上げました。これまでどおり先生たちが下見を行い、確認して判断することではありますが、そのことは、学校だけに責任を持たせるのではなく、行政、町も責任があるという受け止めが重要です。ましてや2回目は熊取町独自の財源での子どもへの無料招待です。町に責任があります。

補正予算での答弁を聞いて、現場の学校担当課と今回の2度目の招待を提案する担当課での説明に大きな温度差を感じました。一般質問で町長は維新や知事に付度はないとの発言がありましたが、今回提案の2回目の子どもの招待を大阪府の提案そのままのやり方で行うことに、付度している町長の姿があります。また、職員もそのように動くのは仕方がないと思います。

今、行政として、町として決める責任は大きいです。町独自であっても、学校と同じように不透明なところは確認しなければなりません。不透明さが解決しないのなら取りやめるべきです。誰が安全として検証するのか、万博協会など推進側の説明だけではなく、第三者の公平な検証が必要だと思います。必ず行うよう求めます。

この間、何度も財政の見通しの説明があり、税収が厳しくなる説明がありました。半年間の万博開催期間に子どもたちを二度も無料招待する必要はないと考えます。この点については、債務負担行為ですので、この期間に私どもは状況を確認しながらしっかり意見を述べて確認していくことを発言し、今回の補正予算の賛成討論といたします。

以上です。

議長（河合弘樹君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第42号について討論を終わります。

それでは、議案第42号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第4 議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件、日程第5 議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の件、日程第7 議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)の件、以上4件を一括して議題といたします。

本件は、6月13日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(二見裕子君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案の審査を行うため、6月20日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について(農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(河合弘樹君) 以上で事業厚生常任委員会報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君) それでは、議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君） それでは、議案第41号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 ため池等整備事業計画概要の策定について（農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 馬谷池地区）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君） それでは、議案第43号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君） 次に、追加議事日程第1 議案第44号及び追加議事日程第2 議案第45号 訴えの提起についての件を議題といたします。

本2件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） それでは、議案第44号 訴えの提起についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

次のとおり損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴えの相手方でございます。記載のとおり株式会社クマトリでございます。

事件名は、損害賠償請求事件です。

訴えの趣旨でございます。

（1）相手方に対し、959万9,625円及びこれに対する平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。

（2）相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるものでございます。

続いて、訴えの理由です。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。

まず、事件経過をご説明いたします。

事件経過です。平成18年8月22日執行の熊取町営大原住宅建替工事（第2期）指名競争入札での談合事件が平成19年10月に発覚し、同20年3月に刑事裁判として判決が出されたことを受け、平成15年から同19年までの熊取町が発注した157件の建設工事において談合が繰り返されていたとして、住民訴訟として平成21年6月6日に提起され、平成24年6月8日に大阪地方裁判所より、144件の建設工事について建設業者23者に対し認定額を5億5,732万4,775円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5,000万円及び4,000万円とする一部認容判決を受けた。

第一審判決後、本訴訟において補助参加する建設業者より控訴がなされ、平成25年5月10日に大阪高等裁判所において、認定額を3億7,474万9,725円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそ

れぞれ5,000万円及び4,000万円とする一審判決を一部変更する旨の判決の言渡しを受け、平成25年12月17日最高裁決定により控訴審判決が確定した。

住民訴訟の判決確定を受け、町は地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、平成26年2月14日を期限として同判決による金員の支払いを求めたが、期限までの支払いがない18者及び個人2名に対し、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づき平成26年3月4日に損害賠償請求訴訟を提起し、株式会社クマトリに対しては959万9,625円及び平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えとする判決言渡しを平成26年7月11日に受け、同年7月26日に判決は確定した。

申し訳ございません。1ページにお戻りください。

改めまして、訴えの理由でございます。

平成26年(ワ)第1937号損害賠償請求事件は、平成26年7月11日に判決言渡しを受け平成26年7月26日に判決は確定した。その後、執行文を取得し相手方に対し支払いを求め、執行による回収を模索したが回収できていない状況にあり、執行文の取得より10年の令和6年7月25日に債権が時効を迎えることから、債権保全のため訴えを提起するものでございます。

以上で、議案第44号 訴えの提起について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第45号 訴えの提起について、続けて説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

次のとおり損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴えの相手方は、記載のとおり阪南土木工業株式会社です。

事件名は、損害賠償請求事件です。

訴えの趣旨でございます。

(1) 相手方に対し、1,349万2,500円及びこれに対する平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるものでございます。

訴えの理由でございます。

恐れ入りますが、次ページをご覧ください。

次ページの事件経過につきましては、先ほどの議案と同様でございます。しかし、最後の3行でございます。阪南土木工業株式会社に対しては、1,349万2,500円及び平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えとする判決言渡しを平成26年8月22日に受け、同年9月6日に判決は確定した。

申し訳ございません。1ページにお戻りください。

改めまして、訴えの理由でございます。

平成26年(ワ)第1937号損害賠償請求事件は、平成26年8月22日に判決言渡しを受け、平成26年9月6日に判決は確定した。その後、執行文を取得し相手方に対し支払いを求め、執行による回収を模索したが回収できていない状況にあり、執行文の取得より10年の令和6年9月5日に債権が時効を迎えることから、債権保全のため訴えを提起するものでございます。

以上で、議案第45号 訴えの提起について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号及び第45号は委員会付託を省略することに決定いたし

ました。

それではまず、議案第44号について質疑を承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。
7番（坂上巳生男君）ただいま訴えの提起について説明がございました。そしてまた、この訴えの提起に至る事件の経過ということについても詳しくご説明がありました。

まず、我々議員においては事前にこの内容についての説明も受けているわけなんですけど、今回、訴えの提起は2件ですが、後ほどの説明も予定されています補正予算の中にも含まれていますその他の予定する提起についても答えられる範囲でご説明願いたいというのと、それと、今回弁護士の方と相談しながら今回の訴えの提起を決定されたわけでありますが、弁護士の方との相談の中でどのような判断に至ったのか、その辺の経過も分かりましたらお教え願えますか。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）まず、未払いの業者についてはまだほかにもございます。そちらの業者についても今後同じ手続を進めていく予定でございます。その中で、今現在未払いの業者のほうが法人、個人合わせてございます。法人については法人の状況にもよりますが、全体といたしましては、先ほど経過説明の中でありました建設業者23者が対象でありましたが、12者が完納した状況、残り11者が完納に至っていない状況でございます。

今回まずこの提起させていただきました2件につきましては、時効の時期が7月と9月というところでこの議会において提案をさせていただいております。残る完納に至らない業者につきましては、時効の時期が来年の1月または2月という時期にありますので、またその段階で改めて議会のほうには提案させていただくこととなろうかと思っております。

それと、顧問弁護士との協議は当然、昨年からというか以前からずっと協議を進めてございます。今までも、法人の登記を見ましても解散という状況を打たれているものもあるので、なかなか回収には困難を極めるだろうという見解はいただいておりますが、町として損害賠償請求訴訟として債権を取得してございますので、それを時効によって消滅さすということは行政としては看過できないのではないかとのご意見もいただいております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）もう一点だけお尋ねしたいのは、現時点での損害賠償金の回収額が幾らか、遅延損害金を含めるとトータルで幾らの金額を回収しているかという点と、損害賠償金の回収率が現在どうなっているか、それをちょっと確認させていただけますか。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それではまず、住民訴訟での認定額から申し上げます。

訴訟として認定された額が3億7,474万9,725円でございます。要は、住民訴訟によって熊取町はこれだけの額を業者のほうに請求せよという判決でございます。その判決に基づいて請求を行い、支払いに応じない者に対して損害賠償請求を提起したという経過でございます。

この3億7,474万9,725円に対しまして、あくまでこれ元金という表現をさせていただきますが、それに対する損害賠償金の回収額については2億1,746万8,897円でございます。回収率でいきますと58.03%になります。回収に当たりましては、平成21年6月6日から支払い済みまでの遅延損害金というのが当時全額納付いただいた方には科しておりまして、遅延損害金として回収した額が6,360万3,418円でございます。損害賠償金及び遅延損害金の合計額といたしましては2億8,107万2,315円でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

次に、本件について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番(坂上巳生男君) それでは、私のほうから今回の損害賠償請求に係る訴訟の提起の案件に関して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

これらの損害賠償案件の発端となった事件を振り返りますと、先ほどのご説明でもございましたように、平成20年3月に町営住宅建て替え工事2期工事の指名競争入札において談合があったとして有罪判決が下されました。その判決文中で、熊取町においては建設業協同組合加盟業者の間で恒常的に談合が繰り返されてきたというふうな文章が書かれておまして、それがきっかけとなって、熊取建設業協同組合加盟業者23者が恒常的に談合を繰り返してきたとして、平成21年、住民有志による住民訴訟が提起されました。そして平成25年5月、高裁判決において恒常的談合が認定され、同年12月、最高裁の決定により判決が確定いたしました。遅延損害金を加えた損害賠償額は4億7,000万円、この判決は、熊取町長に対し23者と組合幹部2個人に損害賠償を請求すべしという判決であり、住民有志によって提起された訴訟の成果であり、恒常的談合を見逃してきた熊取町は、住民に対する責任としてこの債権を回収しなければなりません。

熊取町は、判決を受けて個別に損害賠償請求訴訟を提起し、この間、粘り強く債権回収を行ってきました。これまでのところ、完納した業者は12者、未払い業者11者、未払い組合幹部2個人、うち1名は死亡、回収額は遅延損害金を含め約2億8,000万円、損害賠償金の回収率は58%となっています。

今回の訴訟提起は、個別の損害賠償請求訴訟の判決確定後10年の時効期限を迎えるに当たり、改めて破産業者や死亡した個人を除く8者1個人に対し損害賠償の訴訟を提起するという提案であります。債権の消滅は認めないという熊取町としての意思表示です。今回予定されている訴訟9件のうち今回提起される訴訟は2件となっていますが、談合を許さないという断固たる姿勢を堅持し、粘り強く訴訟遂行に当たっていただくことを期待し、賛成討論といたします。

議長(河合弘樹君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

1番(文野慎治君) それでは、今回の原案に対しまして賛成の立場で討論に参加したいと思います。よろしくをお願いします。

先ほど、坂上巳生男議員のほうから賛成討論がありました。主に、この間の事件の経過について順番を追って説明していただいております。私のほうは、先ほど来ありましたように、住民訴訟という言葉であつたりこの事件、今日この生中継も見ていただいている中で、事件として警察からその被告と言われる業者が逮捕されてということなのかということなのですが、熊取町のこの談合事件の場合はいやそうじゃないんだということを、ぜひこういう機会にもう一度改めて考えてみたいなというふうに思います。

これが、当時のメンバーで議会が最後まで一体となり、そして最終的には現藤原町長も議員のときには一緒になって、談合事件があったんだということを口酸っぱく議会でも質問を同じようにやった仲間でありますけれども、町長の立場で決別宣言をやっていただきました。平成30年12月25日に現藤原町長、そして坂上巳生男議長のとときに主催して記者会見をし、熊取町として談合事件と談合という事柄から決別するんだと、こういう歴史がありました。それと住民訴訟ということがありました。そういったことがなぜ起こったかということについて、この問題はずっと私の議員の前半のときは関わっていたんですけども、あえてもう一度この機会に、改めて議員の皆さんに、そして住民の皆さんにもこの間の経過についてこの場を借りてお訴えしたいなというふうに思っています。

きっかけは、先ほど坂上巳生男議員のほうからもありましたように、この議案の説明を議会とし

て受けたんですが、非常に残念なことながら、驚いたことながら、新しい議員の中ではそれに関わった藤原町長や坂上巳生男議員や江川議員や公明党の議員や、そういう古い議員の方はもうこれは言わずもがななんです、新しい人にやはりそのときがどうあったのかということをもう一度訴える機会をこの場にしたいなということで、この場に立たせていただいています。大変偉そうな言い方があるかも知れませんが、ご容赦いただきたいというふうに思うんです。

当時私も議員として出たときに、私の父親もその前に議員してまして、当時は談合事件なんてなかったんやということが上垣町長の時代やったんです。いやそうではないと、いろんな証拠を突きつけながらやりながら、しかし、それがなかなかいかない状況の中で、私が1期目のときに関西テレビの記者のほうから電話がありました。そのときに、どうもやはり住民運動の中で、住民がおかしいということで、住民の会の皆さんがこの問題を徹底的に調査し、調べ上げて、私も情報交換を受けながら議員としてやれることをやろうということで、議会の中で藤原町長や坂上巳生男議員たちとやってまいりました。しかし、理事者側の町長が談合はないと言い切るわけなんですね。

今この場にこうして立ってみますと、一般質問なんかでも過去の私を見ると、ずっと談合事件を言い続けていました。私が質問に立つときは、上の傍聴席が住民の代表の方でこれは談合があったんだという人と、建設業のグレーのジャンパーを着た人が半々、いっぱいやったんですね。で、やじられました。後で事件が進む中で、ちゃんと払っている業者があるわけですから、そういう業者の方から話を伺うと、今日は誰それが談合事件で質問するから、何時頃やから来いという指令があったらしいです。建設業の会社にファクスが入ったらしいです。それで圧力をかけようとしたのかも分かりません。残念ながら私はそれが逆にファイトになったんですけれども、そういう状況の中で上垣町長がやはり談合事件ということで警察の聴取を受けるとか、その後の中西町長も上垣路線を引き継いで、なかったんだ、そういうことはないんだということを言い続ける中で、そして藤原町長が誕生したわけですね。

こういう経過の中で、平成30年6月議会で、一般質問で町長に提案をしました。7点の提案をしたんです。上垣町長、中西町長のあるまじき態度、発言の撤回と謝罪、これはできるのは現町長の職に就く政治家のみだ、藤原町長だけですよということを訴えました。組織の意識改革、業者との緊張感の欠如が恒常的談合の温床、これは裁判記録の中でも供述調書でもあるんですが、やはりそういう建設業組合の人が平気で担当課をうろうろしているという情報がありました。業者との緊張感の欠如が恒常的談合の温床だと。3つ目は完納業者への感謝のメッセージの発信、その時点で完納している、事件が発覚してそれは悪かったということで、ほとんどの、今全然パーセンテージは上がっていませんが、今完納している業者さんはすぐにそういう手続をやっていただきました。公平公正の観点からもこれは問題だと。4点目はP T報告書の資産状況黒塗り部分の公開、債権者の真の情報を住民は得る必要がある、情報公開をありのまましてください、プライバシーもあるから金額のところは黒塗りでその当時は公表していたんですね。5点目は債権時効の停止手続を取る。全額回収の意思を明確にする。その当時2億7,000万円滞納でした。そして、6点目は原告訴えを続けた住民への感謝。住民が立ち上がって熊取町の正義が守れたんだから、そういう記者会見の場を持って、そういうことも一つのけじめとしてやりましょうと。7点目は、二度と談合事件を起こさせない談合決別宣言を記者会見で表明してください、藤原町長の政治家としての正義感で、勇気を持って実行してください、このことを6月議会で一般質問しました。

そのときの藤原町長の答弁は、10年間トップの判断が間違っていた。断固として談合等社会悪は起こさせない、こういう答弁がございました。

9月議会での一般質問で、そのとき、町の広報に損害賠償金の回収見込み等の事実をちゃんと伝えましょうと、現実を知らせるべきだと。そのときの町長答弁は、年内に議会と相談しながら記者会見を行う、議会も責任を共有してくれと。それで、12月25日に関空の記者クラブにおいて議長と町長が並んで各社にそのことを発表しました。決別宣言をしました。翌日の各新聞には全てのところで、談合買収請求で今時点で42%回収不能になっているとか、4割回収めどが立っていないとか、

そういうことを記事として取り上げていただきました。そのことは若い議員の方ももう一度それを勉強し直してほしいなということと、議会だよりの44号に書いています。どうか読んでほしいと思うんです。

ですから、この今回町長がやるという判断をしたのは、このときの記者会見の町長の談話の中を今実行していただいているわけなんです。初めてその時期が、今回の2件について1回目の時効が訪れるということなんです。もう長くなりますから飛ばしますけれども、どうか議会だよりを読んでください。町長はその記者会見の中で、今後も分割納付の完遂や時効の中断など手綱は緩めない覚悟でありますと、そういうことを明言されています。

ですから、今回これは議会として、そのときのやはり談合事件を起こした、それを当時の町長は、ないということと言い張って、そのときにも経過の中で、当時坂上巳生男議長も町長も言っていますけれども、とにかく町が主導権を持って、発覚したときに住民運動で住民活動の中で裁判を起さしていただいたのではなくて、町が裁判を早期にやっておればもっと債権は確保できたんやと、もうこれが結論なんです。ですから、官製談合やったんやということが悲しいかなこの熊取町でそういうことが起こってしまったんです。ですから我々議員は、二元代表制の下で、絶対このときの町長と議長が記者会見をしたこの精神を、議員の構成は変わります。しかしそうではなくて、これはもう熊取町の本当に住民の方にとって血税が奪取された、違法な行為で奪われた、こういうことを議会も気づくのが遅かった、ましてや町長はそのことを否定して談合業者側に立って遅らせた、そういう町長が2人もあった、これは事実なんです。

ですから、今回、前の説明を受けたときに、新しい議員の方の中で、経費がこれだけかかって今までいっつもそれ以上払っていないのにそれは経費の無駄ちゃうかという言葉を聞いたとき、現実、僕はショックでした。ですから、あえてこういう形で町長は平成30年12月25日の決断を実行しているわけですから、それを我々議会はもう淡々と当たり前に法的に認められている手段を全て尽くしていく、こういうことを改めて議員の皆さんがもう一度振り返っていただきたい。自分がいなかったときのことやから知らんということではなくて、我々は住民の皆さんにそういうことを約束しているわけです。ですから、あえて言えば、熊取町の議員に立候補するときにこういう事件があったということをもっと勉強してほしいなと思うんですけど、これは今の時期に、こういうことがあったので、まだまだこれから先は長いですから、そういった意味で議員の皆さんに、大変古い議員として口幅ったい言い方で申し訳ないんですけど、こういう一つの前へ進む、そしてこれからも、熊取町は談合決別宣言をしたまちですから、議会も一緒になってそのバリアを絶対に崩さない、熊取町へ行ったって談合はできないということを知らしめる、そういう気概を持って議員としてもやっていただけたらなというふうに思います。

私も、もう本当に自分のことを言っただけですが、この談合事件がなかったら実は私、ここにいないと思います。議員になっていません。ですから、井口理事も発覚の後の裁判の後からずっと頑張っただけです。本当に頭が下がる思いです。ですから、そういった意味で全職員の皆さんと議員がもう一度、今回の訴訟提起をする、時効を許さない、中断してさらにまだということをやるといことを、この場を借りてそういうことを訴えさせていただきたいと思います。

本当に長時間すみません。これがもう僕の議員としてのスタートのエネルギーの源でしたので、どうしてもこの問題は避けて通れない、今日はこの場に立ち上がった、そういうことを申し上げて、訴訟についての賛成の討論といたします。どうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第44号 訴えの提起についての件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君) 続いて、議案第45号について質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

次に、本件について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、議案第45号 訴えの提起についての件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君) 次に、追加議事日程第3 議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長(田中耕二君) それでは、議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金に係る経費及び損害賠償請求事件における債権保全のための訴訟経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,024万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億4,064万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金5億1,839万3,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援事業に充当するものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金185万1,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の債権整理対策事業、消耗品費66万1,000円の増額につきましては、訴訟に係る訴状印紙代でございます。次の通信運搬費10万円の増額につきましては、訴訟に係る予納郵券でございます。次の弁護士委託料109万円の増額につきましては、弁護士報酬着手金及び日当でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業（給付金・定額減税一体支援分）、会計年度任用職員報酬255万4,000円の増額につきましては、確認書等の受付事務に従事する会計年度任用職員4名分でございます。次の超過勤務手当150万円の増額につきましては、職員の超過勤務分でございます。次の費用弁償5万9,000円の増額につきましては会計年度任用職員の通勤手当で、普通旅費7,000円の増額につきましては大阪府庁等への出張旅費でございます。次の消耗品費40万4,000円の増額につきましてはプリンタートナー等の購入経費で、印刷製本費22万円の増額につきましては送付用封筒等の印刷経費でございます。次の通信運搬費247万2,000円の増額につきましては確認書等の郵送経費で、公金取扱手数料等117万7,000円の増額につきましては給付金の振込手数料でございます。次の物価高騰対応重点支援給付金5億1,000万円の増額につきましては、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯への給付金及び新たに住民税均等割のみ課税となった世帯への給付金及び当該世帯への子ども加算及び定額減税補足給付金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

今回の補正予算における給与費の増減等についてお示ししておりまして、10ページでは2、一般職の総括として、報酬及び職員手当の増減額について比較の行でお示ししております。

次の11ページは、上段のAで会計年度任用職員以外の職員、下段のイで会計年度任用職員に区分の上、同じく今回の補正予算に係る増減額を比較の行でお示ししております。

次の12ページは、職員手当の増減額の明細となっております。

以上で、議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 令和6年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い

情報連携体制の構築への支援を求める意見書の件、追加議事日程第5 議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の件及び追加議事日程第6 議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君） それでは、議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書、議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書、議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書、以上3件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第3号をお開きください。

議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		石井 一彰
同じく		大林 隆昭
同じく		坂上巳生男
同じく		渡辺 豊子

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書。

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

一、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

一、IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムで国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

一、正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹

次に、議員提出議案第4号をお開きください。

議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		石井 一彰
同じく		大林 隆昭
同じく		坂上巳生男
同じく		渡辺 豊子

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書。

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

一、難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

一、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹

続いて、議員提出議案第5号をお開きください。

議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		石井 一彰
同じく		大林 隆昭
同じく		坂上巳生男
同じく		渡辺 豊子

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書。

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環として教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により授業料を徴収しないこととされているが、その学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費以外の経費は保護者の負担となっている。

令和3年度学校給食実施状況調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額額は、小学校では4,477円、中学校では5,121円であるが、物価が高騰している昨今においては、全体的に増加傾向となることは必至である。

この保護者負担である学校給食費は、年額にすると約5万円から約6万円と高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。

しかし、給食費無償化にあたっては、多額の財源を確保する必要があることから、それぞれの財政力によって恒久的に事業を実施することができる自治体は限られ、教育環境に自治体間格差が生じる恐れがある。よって、本町議会は、国に対し、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村で学校給食費の無償化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹

以上3件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第3号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第4号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君) 次に、議員提出議案第5号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君) 次に、追加議事日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和6年6月定例会閉会から令和6年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和6年6月定例会閉会から令和6年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(河合弘樹君) 以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をしながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、これから暑さも日増しに厳しくなる時節柄、健康には十分ご留意の上、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長(河合弘樹君) これをもちまして、令和6年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時21分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年6月27日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

多和本 英 一

議 員

長 田 健太郎